

昭和町第7次総合計画

第1章

昭和町第7次総合計画について

1 | 計画策定の趣旨

昭和町では、2016年（平成28年）3月に、「昭和町第6次総合計画（2016年（平成28年）～2025年（令和7年））」を策定し「未来への魅力あふれる昭和町－暮らしやすさ一番を目指して」を将来像に掲げ、まちづくりを推進してきました。この計画は、10年間のまちづくり全般の基本となる総合的な計画です。また、基本的な取り組み施策を示す基本計画は、前期5か年と後期5か年に区分し、計画した事業の進捗や社会情勢を踏まえ、国や県などの関連計画との整合性に配慮しながら見直すこととなっています。

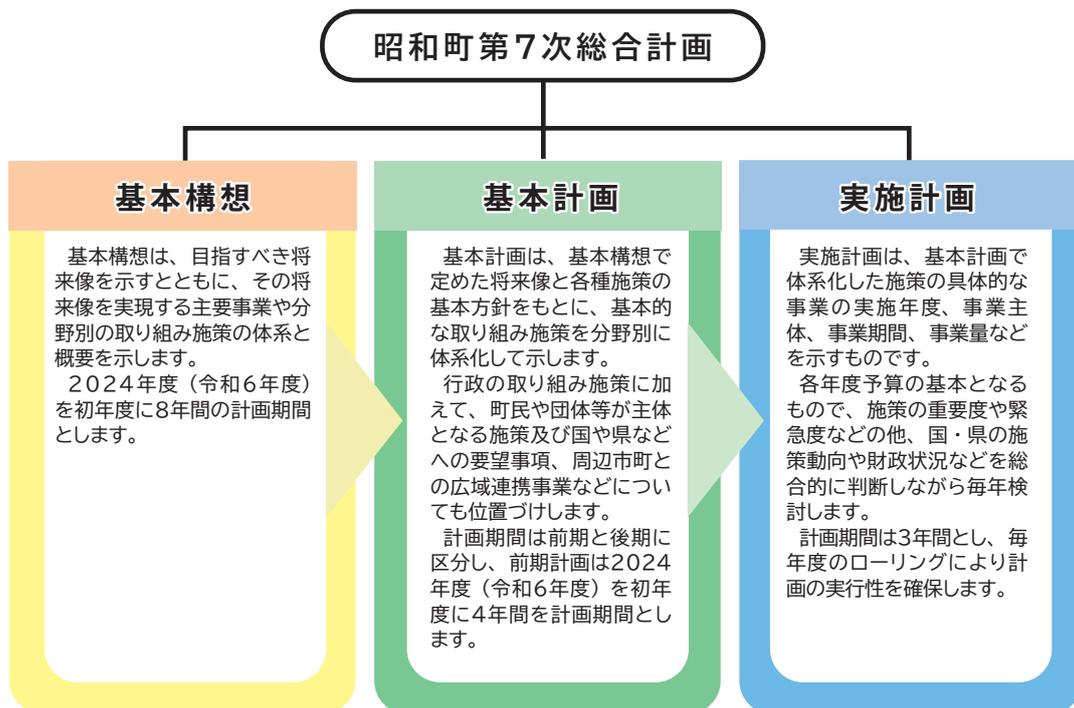
このたび2021年度（令和3年度）の後期基本計画の策定から3年を経過し社会情勢などの変化に対応すること、また、昭和町総合計画の策定と運用に関する条例（平成31年3月29日議会条例第1号）第12条第1項の規定により、計画を随時に見直すこととし、基本構想に定める計画期間を2024年度（令和6年度）から2031年度（令和13年度）までとする昭和町第7次総合計画を策定します。

2 | 計画の構成と期間

本計画は「昭和町第7次総合計画」とします。

計画は、「基本構想」「基本計画」および「実施計画」により構成されています。

なお、本誌には実施計画は含みません。



3 | 意識調査結果

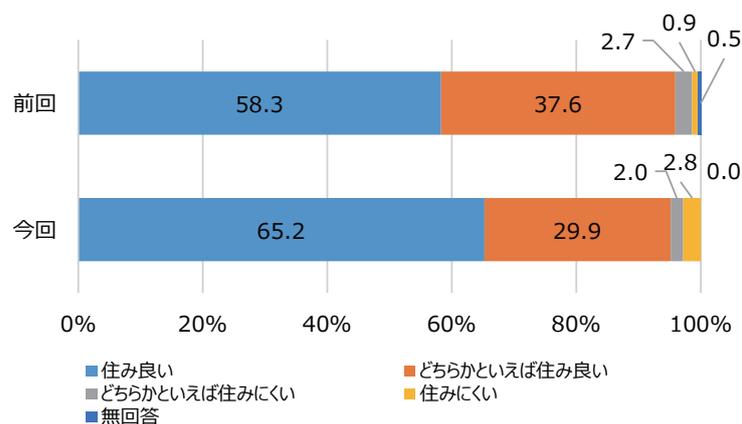
(1) 意識調査の概要

意識調査は、令和6年8月1日から8月20日の間、全戸配布・Web 回答で実施しました。調査対象は 8,111 世帯、回収数は1,030件となっています。

(2) 意識調査の結果について

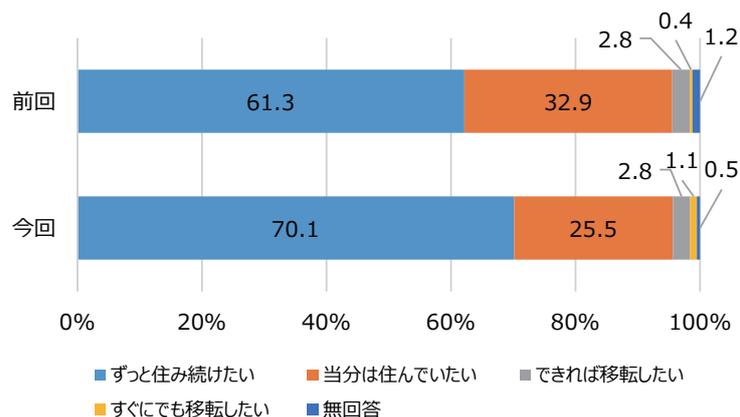
Q: あなたは、現在の昭和町の住み良さをどのようにお感じですか。(SA)

昭和町の住みやすさについては「住み良い」との回答が65.2%、「どちらかといえば住み良い」との回答が29.9%となっており、95.1%が「住み良い」との意向を示しています。前回の調査結果と比較して「住み良い」との回答が6.9ポイント増加しています。



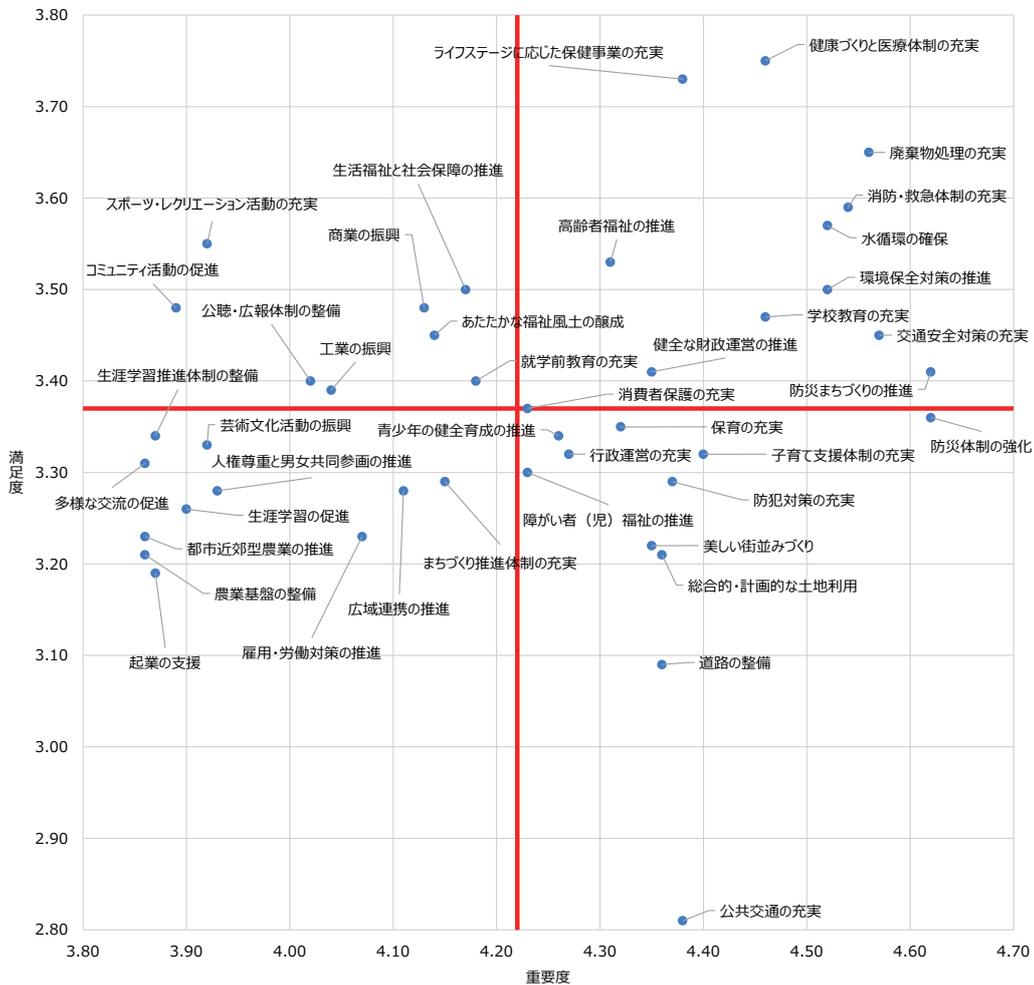
Q: あなたは、昭和町にこれからも住み続けたいと思いますか。(SA)

昭和町への居住意向については「ずっと住み続けたい」との回答が70.1%、「当分は住んでいたい」との回答が25.5%となっており、95.6%が「住み続けたい」との意向を示しています。前回の調査結果と比較して「ずっと住み続けたい」との回答が8.8ポイント増加しています。



Q: 町の施策の需要度と満足度について。(SA)

昭和町の主な取り組みに対する「重要度」と「満足度」について5段階評価の結果について、満足度を縦軸、重要度を横軸に取った散布図で示します。



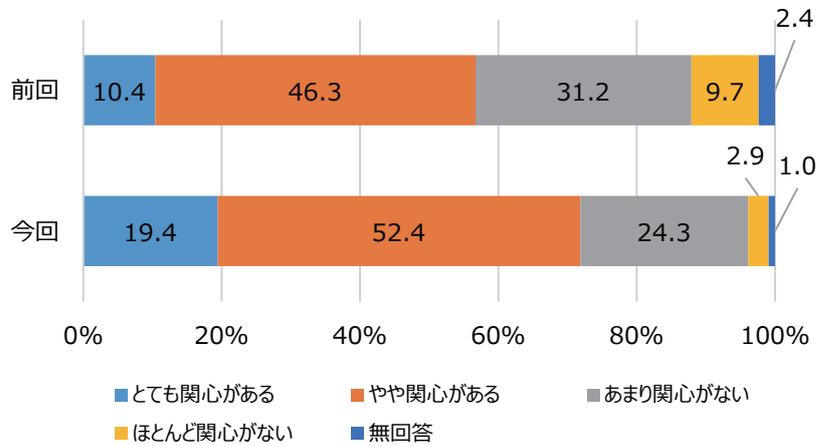
重要度が高く、満足度が低い項目は、町として今後重点的に取り組むべき施策となります。次表に重要度が高く満足度が低い項目を示します。

「公共交通の充実」「道路の整備」「総合的・計画的な土地利用」など、生活に深くかわるインフラ整備が求められていることが分かります。

1	公共交通の充実	7	行政運営の充実
2	道路の整備	8	子育て支援体制の充実
3	総合的・計画的な土地利用	9	青少年の健全育成の推進
4	美しい街並みづくり	10	保育の充実
5	防犯対策の充実	11	防災体制の強化
6	障がい者（児）福祉の推進		

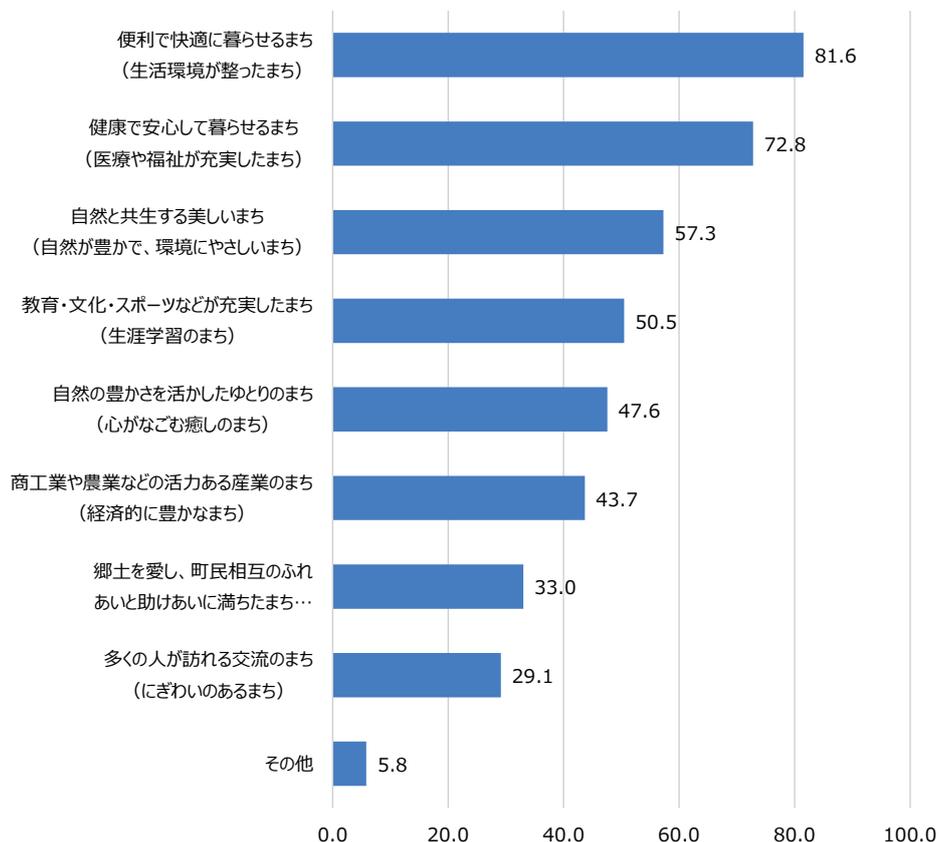
Q: あなたは、町政（まちづくり）への町民参加について、関心がありますか。（SA）

町政（まちづくり）への町民参加の関心度については「とても関心がある」との回答が19.4%、「やや関心がある」との回答が52.4%となっており、71.8%が「関心がある」との意向を示しています。前回の調査結果と比較して「関心がある」との回答が15.1ポイント増加しています。



Q: あなたは、将来、昭和町をどのようなまちにしていきたいと思いますか。（MA）

将来、昭和町をどのようなまちにしていきたいと思うかについては「便利で快適に暮らせるまち（生活環境が整ったまち）」との回答が81.6%、「健康で安心して暮らせるまち（医療や福祉が充実したまち）」との回答が72.8%となっています。



第2章

基本構想

1 | まちづくりの目標

本町は戦後、豊かな水と自然環境のもと甲府市都市圏域の近郊農業を主体としたまちづくりをしていました。1970年代には、国母工業団地、釜無工業団地の造成、整備により職住一体のまちづくりを進めました。また、甲府昭和インターチェンジの開通もあり、田園環境を備えた機能的で利便性の高い町となり人口も急増しました。

平成の大合併の中で、周辺市町村が合併し新市への移行を進める中であって、単独で歩む事を決め、常永地区の土地区画整理事業での大規模商業施設の開設と優良宅地の造成により、雇用増加と人口増加が継続的に進んでいます。

今日の町の発展は、先人たちの時代を見る目とその時々々の決断の継続によるものであり、この好循環を次代に継承するまちづくりを進める必要があります。

今後、人口減少による消滅自治体が出てくるという地域間競争が激しくなる中で、住んでいる人には住み続けたいまちとして、町外の人たちからは、行ってみたい町、暮らしてみたい町として選ばれるまちづくりを推進しなければなりません。

本計画では、今後8年間のまちづくりの目標を以下のように設定し、住み心地の良さを実感でき、いつまでも住み続けたいまちと思ってもらえるまちであり続けるために（2024年3月議会所信表明兼施政方針）、住民と行政が一体となり各種施策を推進します。

未来への魅力あふれる昭和町

—暮らしやすさ一番を目指して—

2 | 総人口の設定

目標年次の2031年度（令和13年度）の人口を22,000人と設定します。

(1) 人口設定について

本町人口ビジョンによる「2025年想定人口21,500人」と「2024年4月1日現在人口21,216人」とを比較し、想定人口と実人口に大きな乖離がないため、人口ビジョンによる2030年想定人口21,800人を基本として検討することに合理性が認められます。

(2) 人口設定の検討

コーホート変化率推計（町独自試算）によれば、2025年21,743人、2030年22,979人と推計されます。一方で、令和5年12月22日に公表された最新の国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の2030年推計人口は、22,046人となっています。また、令和6年4月1日現在までの10年間の人口増加率は、1.11ですが、10年後に同様の人口増加率は期待できないため、増加率は考慮せず人口増減のみを推計材料とします。

10年間の平均人口増減は年231人の増加、直近5年間の平均人口増減は年187人の増加となっています。これらの前提条件を踏まえ、2031年人口を、21,800人（人口ビジョン2030年想定）に、1年間の増加分187人（これまで同様の人口増加は期待できないため直近5年の値を用いる）を加えて、21,987人と推計します。社人研の22,046人とも比較し22,000人を想定人口とすることとしました。

※独自推計のコーホート変化率は社会移動ゼロ、生残率1と仮定、人口動向は2015～2020であり、社会移動と生残率は推計に影響を与えず、この間の人口増加のみ影響しているため増加方向に振れる。このため独自推計を採用すると実現困難な数値となる。

よって、社人研の推計で人口減少が後ろ倒しになるのは通常考えづらく、本町は相当の人口増加価値があるとみられるため、比較材料として社人研の推計人口を採用し（独自推計は採用しない）、人口ビジョン及び実人口を参考としたこと。

(単位：人)	2024年	2025年	2030年	2031年
実人口	21,216			
人口ビジョン		21,500 (第6次総合計画目標人口)	21,800	
独自推計		21,743	22,979	
社人研			22,046	
目標人口				22,000

3 | 分野別の基本方針

(1) 支えあう健やかな町を目指す

① 健やかな暮らしを支える保健・医療の充実

住民が心身ともに健康な暮らしをできるよう健康寿命の延伸を目指した健康づくりを進めると同時に、介護予防対策の推進や母子保健を通じた子育て支援の体制づくりや食育の推進を図ります。加えて、こころの健康対策への対応を充実します。また、医療機関との連携強化や医療の充実に努め健康で自立した暮らしを支援します。

② 次代を担う子育ての支援

子ども子育て支援事業に基づいて、子どもと子育て家庭を対象に、子育て支援体制の充実に努めます。特に、子どもの放課後対策の充実に努めると共に、子どもや家庭、地域の教育環境の充実と安心して子育てができる環境整備を図ります。さらに、子どもの健やかな成長や子育てネットワーク活動を支援するとともに要保護児童対策について連携強化を図ります。

③ いきいきとした福祉社会の形成

健やかな高齢期を迎えるための意識啓発や介護予防対策を強化するほか、事業者と連携し地域支援事業の展開など介護サービスの質・量の確保を進めます。また、自主的な学習・文化活動や趣味活動などへの参加を促進し、生涯を通じて活躍できる機会の確保に努めます。さらに、LGBTなどの性的マイノリティへの理解や、ノーマライゼーションの理念の普及を図るとともに、障がい児・者への居宅サービスの充実や社会参加の促進を図ります。

④ 地域力の強化による安定した暮らしの確保

ボランティア活動や地域での支え合い活動を促進すると同時に、地域包括ケアシステムの構築と地域での活動拠点の確保に努めます。また、ひとり親世帯や生活困窮者対応などの充実により、生活の安定化や自立に向けた支援を強化します。加えて、国民健康保険事業や介護保険事業などの円滑な運営を進めます。

(2) 豊かな心と文化を育む町を目指す

① 生涯学習社会の創造

生涯学習推進のための環境づくりとして、中央公民館の代替となる機能のあり方について検討を進めます。また、学習ニーズの多様化に対応した、学習機会や学習情報等の充実に努めます。さらに、学習活動や図書館事業等を通じた人材育成、学習成果を活かしたまちづくり活動へとつなげて行きます。

② 地域の文化とスポーツの振興

風土伝承館杉浦醫院や文化協会等の芸術・文化団体などと連携しながら主体的・創造的な文化活動の活性化を図り、芸術文化を楽しむ機会の拡充など文化芸術の振興に努めるとともに、ふるさとの歴史文化の保存・継承に取り組みます。また、総合型地域スポーツクラブや体育協会などと連携し、スポーツ・レクリエーション活動を推進し、住民の健康づくりや体力づくりの増進に努めます。

③ 子ども達への教育の充実

就学前教育の支援として、認定こども園をはじめ関係機関との連携を図ります。また、義務教育については、児童・生徒数の増加状況を精査し、学校施設・設備の整備や有効活用を進めるとともに、教育内容の充実を図ります。さらに、家庭や学校、地域との連携により時代に即した学力を身につけられるようにするとともに、人間形成に努めます。

(3) 快適で住み心地のよい町を目指す

① 計画的な土地利用と美しい街並みづくり

町内の均衡した発展につながるよう都市計画を見直し、計画的な土地利用を検討します。また、それぞれの地域特性を基本に、地区計画制度等による調和の取れた都市景観の形成をめざします。また、生態系に配慮した河川整備や湧水を活かした自然公園の適切な維持管理を進めるとともに、計画的な公園の整備、維持・管理に努めます。

② 環境保全対策の充実

昭和町の財産である水源の保全を積極的に進め、豊かな水資源を次代に継承するとともに、上水道の安定供給を図ります。また、河川・水路の水質浄化を図り、公共下水道の整備を進めるとともに、既設管路の適切な維持・管理と防災対策や長寿命化対策に努めます。また、住民や事業者の協力を得ながら、分別処理収集や廃棄物処理対策を強化し、ごみの減量化やリサイクル、脱炭素、公害防止対策を推進し、環境保全対策の充実と、循環型社会の形成を目指します。

③ 利便性の高い道路・交通体系の確立

広域交通の円滑性を高める幹線道路の整備、通学路等安全性に配慮した生活道路の整備、道路の維持・管理の効率化を図ります。また、JR 身延線やバス交通の充実を働きかけるとともに、JR 身延線やバス交通等のネットワークの充実を図り、利便性の高い道路・交通体系の確立をめざします。加えて、リニア中央新幹線駅周辺の整備動向についての情報収集と町への影響について検討します。

(4) にぎわいと活力のある町を目指す

① 活力ある商工業の振興

優位な交通立地や工業誘致基盤を活かしながら工業振興に努めるとともに、商工会などを通じた中小企業の支援に努めます。また、商業街区の形成による賑わいの場づくりを進めると同時に、これらの場の有効活用による商業活動を促進します。さらに、地域企業の交流を促し、相互の協力関係づくりに努めます。

② 持続する都市近郊型農業の展開

新しい時代の農業の基礎を築くため、特産品をはじめとする生産振興や環境保全型農業への移行、農地の流動化などによる経営の合理化を働きかけます。また、“いーなとうぶ昭和”と連携した地産・地消の推進、ふるさと納税制度の活用など直販ルートの拡大、住民農園などによる住民・消費者と連携した都市農業の展開に努めます。

③ 可能性を高める雇用・起業の支援

就労環境の改善への呼びかけや雇用促進策に努め、労働環境の向上をめざします。また、情報通信技術の革新や少子・高齢社会を見据えたコミュニティ・ビジネスなどを促進し、地域の課題やニーズ、消費者の志向に対応した事業展開、起業への支援などを進めます。

(5) 安心して暮らせる町を目指す

① 安全な暮らしの確保

道路環境の整備や交通安全施設の整備をはじめ、関係機関の協力を得ながら、交通安全施策の推進に努めます。また、常備消防体制の強化に努めるとともに、消防団の施設・設備の計画的な整備を図ります。さらに、救急医療体制の強化に努めるほか、学校や職場、家庭での救急救命法の普及を図ります。

② 災害に強いまちづくりの推進

様々な災害の発生を想定し、関係機関との連携による総合的な防災対策の強化に努めるとともに、災害に対する人材育成や地域の防災組織の強化を図り、災害による被害の軽減を目指します。また、自然災害に備えて河川改修や排水路の整備などを進めると同時に、建物の耐震化を促進し必要に応じて危険箇所の監視に努めます。

③ 健全な社会環境の維持

地域や関係機関との連携を図り、防犯パトロールや防犯体制の強化を図るほか、街路灯や防犯灯の設置や空き家対策の推進などを進めます。また、消費生活に関する情報提供や、詐欺被害にあわないための意識啓発、違法広告の撤去などに努め、消費者保護の充実を図ります。

④ 公共施設の再編の推進

公共施設に関する各種計画を検討し、庁舎や子育て支援施設、駐車場、現有施設のあり方など包括的に方針を定め、公共施設の再編を推進します。また、施設の使用料等の見直しを併せて図っていきます。

(6) 参画と交流の町を目指す

① 住民主役のまちづくりの推進

ホームページなど様々な媒体を活用し、住民と行政とのコミュニケーションを推進するとともに、情報公開などによる説明責任を果たしながら、協働のまちづくりに向けての気運の醸成に努めます。また、まちづくりを担う住民組織やグループの育成を図ると同時に、政策形成の過程で住民参画の機会を拡充します。さらに、差別の撤廃に向けた意識啓発を推進するとともに、女性が積極的に活躍できる風土の醸成に努めます。

② ふれあいのある地域づくりの推進

コミュニティ活動を支援し、住民を主体とした地域課題の解決を促進します。また、国際交流の機会を活用し、国際理解の醸成に努めると同時に、芸術・文化やスポーツなど様々な分野での交流を進めます。さらに、家庭や学校、地域との連携を図りながら、青少年の健全育成に努めます。

③ 自律的で活力ある行政の確立

行政課題の多様化や地方分権の動向に対応して、行政組織・機構の見直しや職員研修の充実に努めます。また、行財政改革や各種計画評価などを進め、透明性や質の高い行政運営を実現します。さらに、民間委託や事務事業の見直しなどにより、財政の効率化・安定化を推進するほか、地方版総合戦略の推進、ふるさと納税など自主財源の確保を進めます。

4 | SDGs について

(1) SDGsについて

SDGs（エス・ディー・ジー・ズと読みます）は、「Sustainable Development Goals」のそれぞれの英単語の頭文字と複数形のsを並べたものです。日本語では「持続可能な開発目標」と訳されます。17のゴール(下図参照)と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsとは2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことで、地球温暖化対策としての「パリ協定」と両輪になって、今、世界を大きく変える道しるべとなっています。

前期基本計画では、基本施策の中でSDGsの目標達成のために、関連深い17のゴール（目標）のアイコンを表示しています。



(2) 17のゴール



1 貧困をなくそう

貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



2 飢餓をゼロに

飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



3 すべての人に健康と福祉を

すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4 質の高い教育をみんなに

質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



6 安全な水とトイレを世界中に

安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

エネルギーをみんなにそしてクリーンに

安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



8 働きがいも経済成長も

働きがいも 経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



10 人や国の不平等をなくそう

人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12 つくる責任 使う責任

つくる責任 使う責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14 海の豊かさを守ろう

海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさを守ろう

陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



16 平和と公正をすべての人に

平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

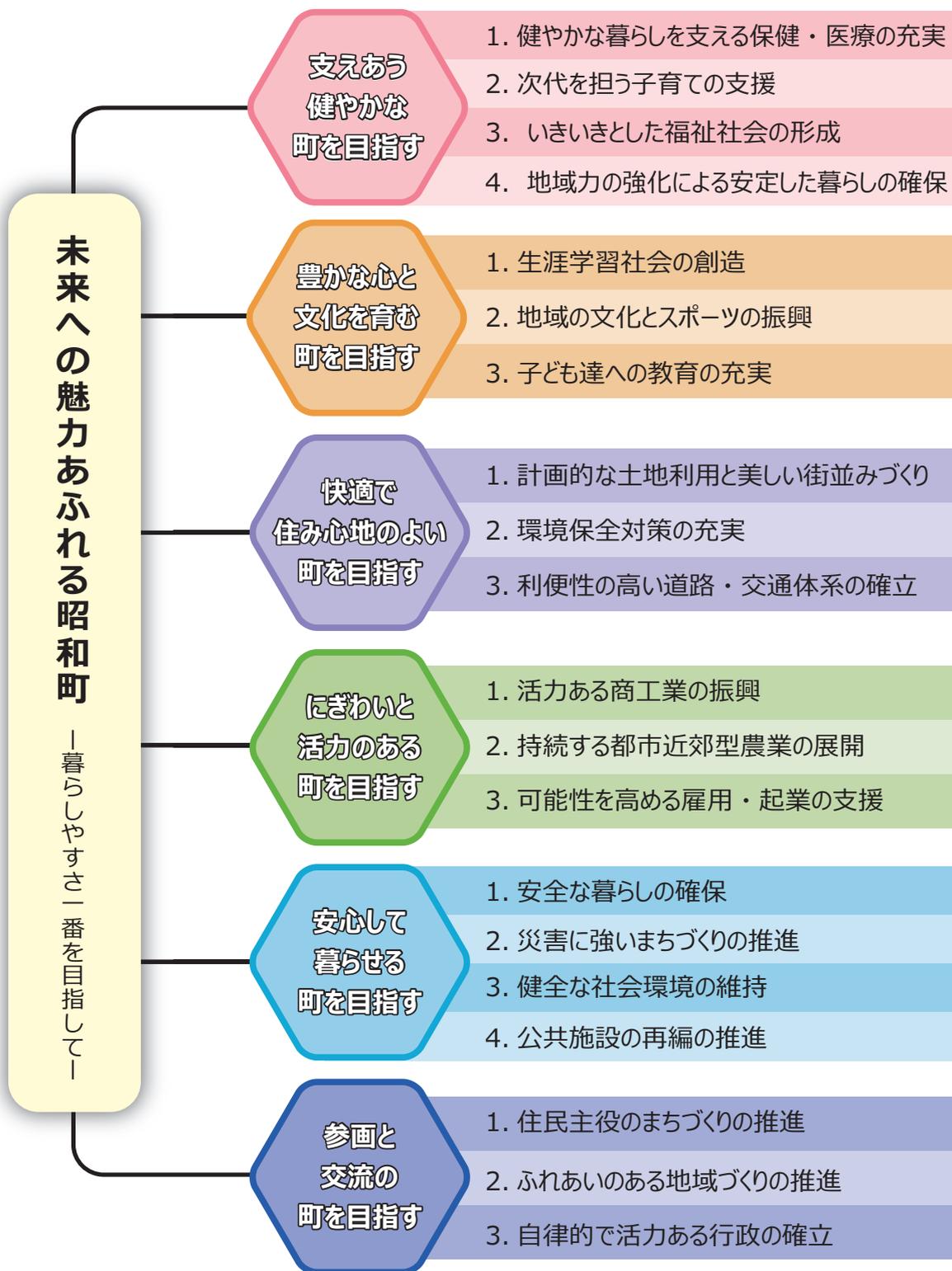


17 パートナリシップで目標を達成しよう

パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手順を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

5 | 施策体系



昭和町第7次総合計画
前期基本計画

第1章

支えあう健やかな町を目指す

第1節

健やかな暮らしを支える保健・医療の充実

1 ライフステージに応じた保健事業の充実

<現況>

本町は総合会館（保健センター）を保健事業の拠点として「健康寿命の延伸」を目的に、ライフステージに応じた保健事業を進めています。併せて住民が心身ともに健康で自立した生活を送ることができるように、愛育会や食生活改善推進委員会などの地域組織と連携した保健事業を展開しています。

母子保健では、妊娠・出産・育児期に渡る切れ目ない支援として、妊婦健康相談から妊娠中の健診や産婦健診など母親への支援に加えて、子どもの発達段階にあわせた各種相談や乳幼児健康診査、教室などを行っています。

核家族化や地域とのつながりの希薄化、初産年齢の高齢化、ライフスタイルの変化等の中で、現代は子育てを家族のみに委ねることは難しく、包括的な子育て支援策を講じて子育て世代を支える仕組みを作ることが求められています。母子保健の重要な役割は、疾病や発達課題の早期発見だけでなく、親子問題の改善や支援にもあります。

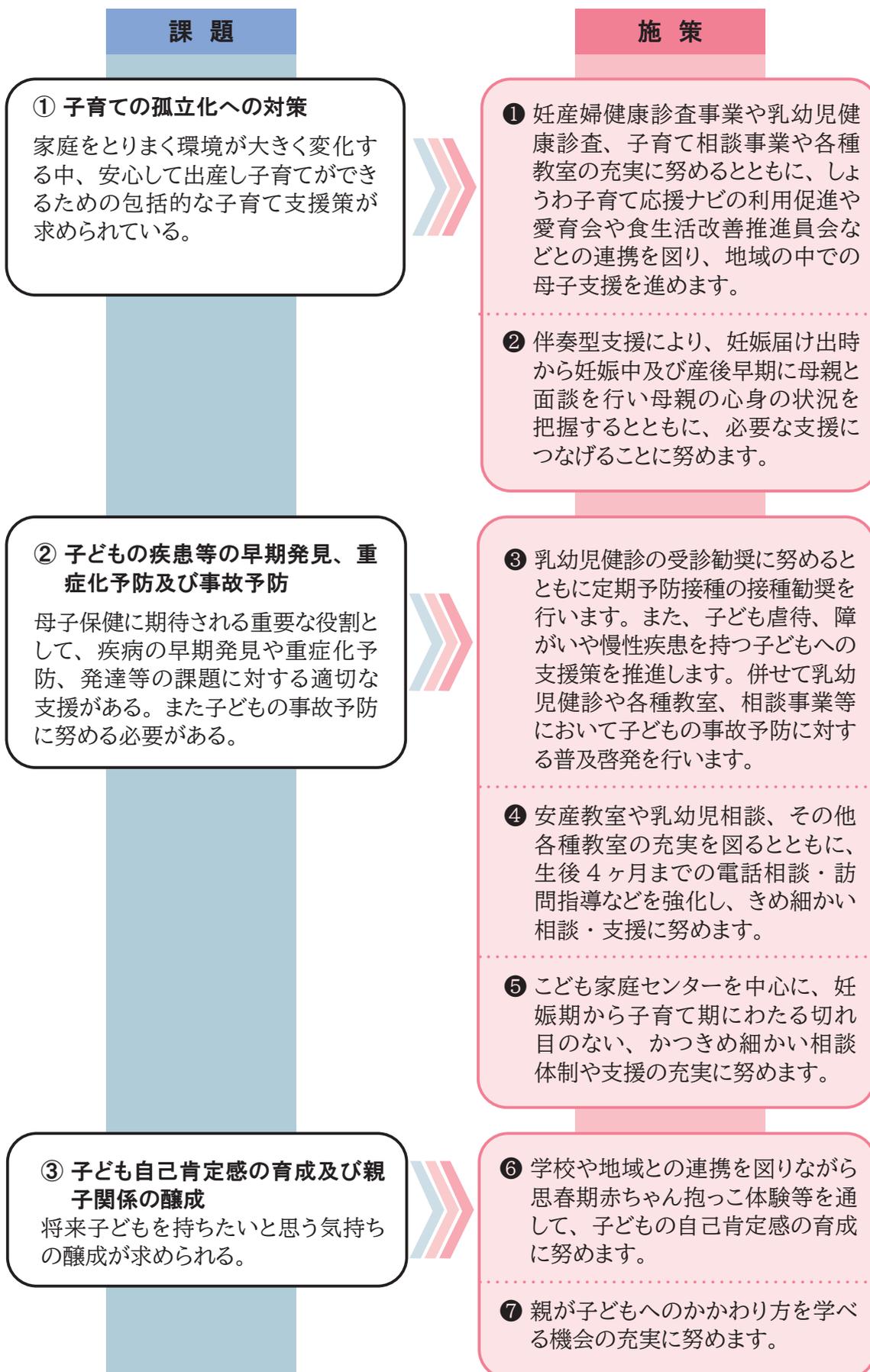
成人・高齢者保健については、国民健康保険加入者への特定健診や後期高齢者健診、がん検診、健康相談、歯周疾患予防などを実施し、生活習慣病の早期発見・早期治療とあわせて、住民の主体的な行動変容への支援に努めています。しかし、特定健診やがん検診の受診率は横ばいであり、職域等との連携や健康無関心層への啓発が課題となっています。また、高齢化と比例し、要介護認定者が増加していくことを踏まえ、更なる介護予防の強化を図る必要があります。

併せて、新型コロナウイルス等の健康危機管理についても、国内外の動向を見据えながら、関係機関との連携を図り、フェーズごとの対応をスピーディに行う危機管理体制の強化が必要です。

<施策方針>

保健と医療・福祉、教育との連携を図りながら、ヘルスプロモーションの考え方にに基づき、策定した第3次健康増進計画・食育推進計画により、住民の健康の維持・増進に努めます。住民一人ひとりが疾病予防や社会生活を営む為の機能の維持・向上等を図り、健康で自立した生活を送れること（健康寿命の延伸）を目指します。また、個人の健康は家庭・学校・地域・職場等社会環境の影響を受けることから個々の健康を守り支える環境づくりに努めます。

(1) 母子保健の推進



(2) 成人保健の推進

課題

① 検診受診率の伸び悩みへの対策

職域等との連携や健康無関心層への啓発が課題。がん検診及びがん検診精密検査の受診率向上を図り、がんの早期発見早期治療につなげる必要がある。

② 健康無関心層への啓発と生活習慣病予防の推進及びがんの早期発見早期治療のための取り組みの推進

健康無関心層への啓発を推進し、生活習慣病予防に資する日常生活を推奨する必要がある。また糖尿病性腎症重症化予防を図り、新規透析患者数を減少させる必要がある。

③ がん患者の負担軽減

がん治療者への精神的・経済的負担の軽減を図る必要がある。

④ 口腔機能の維持向上

定期的な歯科検診の重要性を啓発し、口腔機能の維持向上を図る必要がある。

施策

① 特定健診がん検診の受診しやすい体制整備に努める他、地域職域と連携を図り、検診の受診勧奨や検診受診後のフォローなど、きめ細かい相談・指導を行います。

② 乳がん、子宮頸がんの検診の周知と受診率向上に努めるとともに、女性特有のがん予防と保健指導を充実します。

③ がん検診の精検受診率の向上のため、通知や電話連絡等により受診勧奨を積極的に行います。

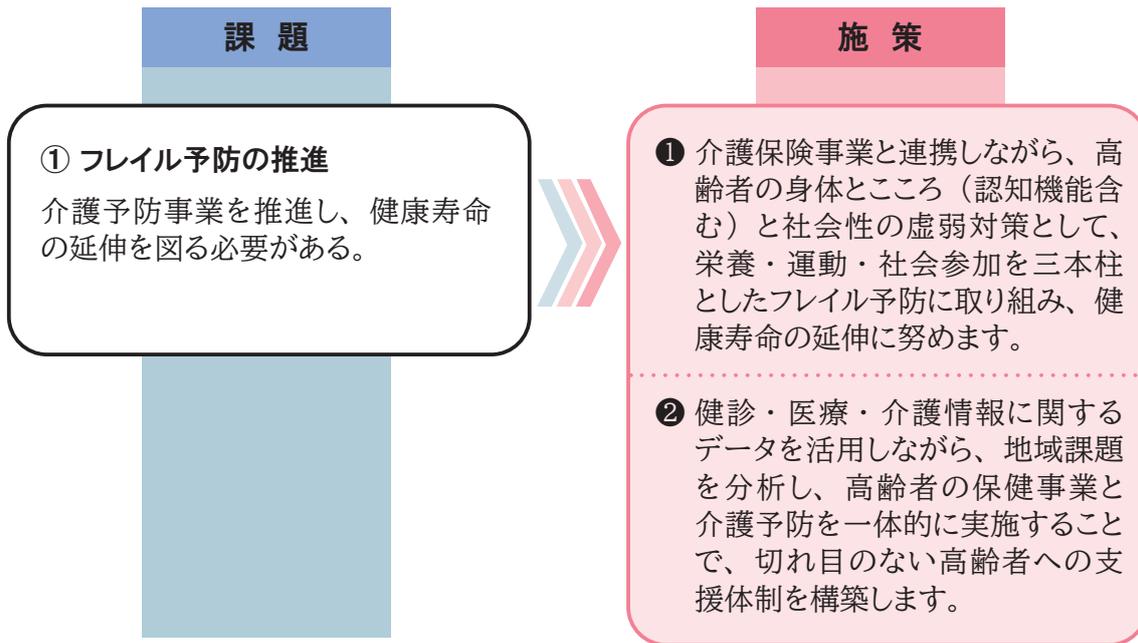
④ メタボリック症候群の予防に主眼を置いた、食生活・運動・たばこ・飲酒等の生活習慣病の改善に取り組めます。

⑤ 糖尿病性腎症重症化予防のため未受診者・治療中断者対策に取り組めます。

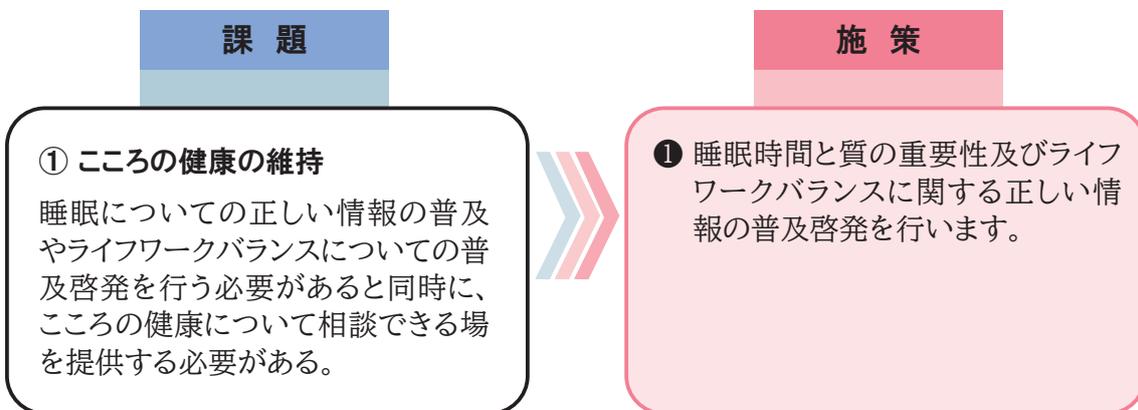
⑥ がん治療者の相談体制の充実と、医療用器具等への補助金等の助成を行います。

⑦ 歯周疾患検診の受診率向上と定期的な歯科検診及び歯磨きの重要性についての普及啓発に取り組めます。

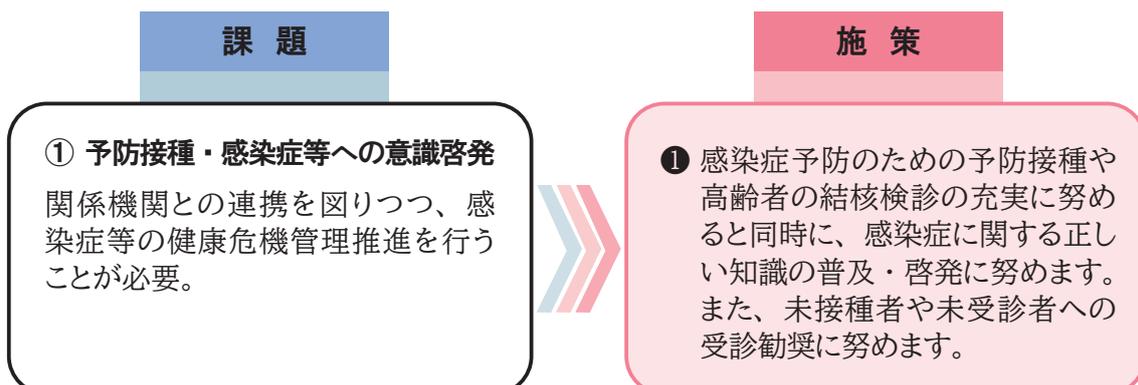
(3) 高齢者保健（介護予防）の推進



(4) こころの健康対策の強化



(5) 感染症等の予防対策の充実



2 健康づくりと医療体制の充実

<現況>

本町は「広報しようわ」やホームページなど様々な機会や媒体を活用して、健康づくりに向けた広報・啓発を進めているほか、地域の組織の活動とあわせて健康教育を開催し、日常生活の中で気軽に実践できる健康づくりの普及に取り組んでいます。

生活習慣の変化やストレス社会などを背景に、心と体の健康づくりはますます重要な課題となっていることから、生きがいづくりなど社会教育分野や、産業保健などとの連携を図りながら、健康づくりについての意識啓発に取り組む必要があります。

また、住民の健康に関する現状分析を行うと同時に、ヘルスプロモーション活動を進めるため、住民の主体性を重視し、住民が健康上好ましい生活習慣を取り入れやすいような環境づくりを推進することも重要です。

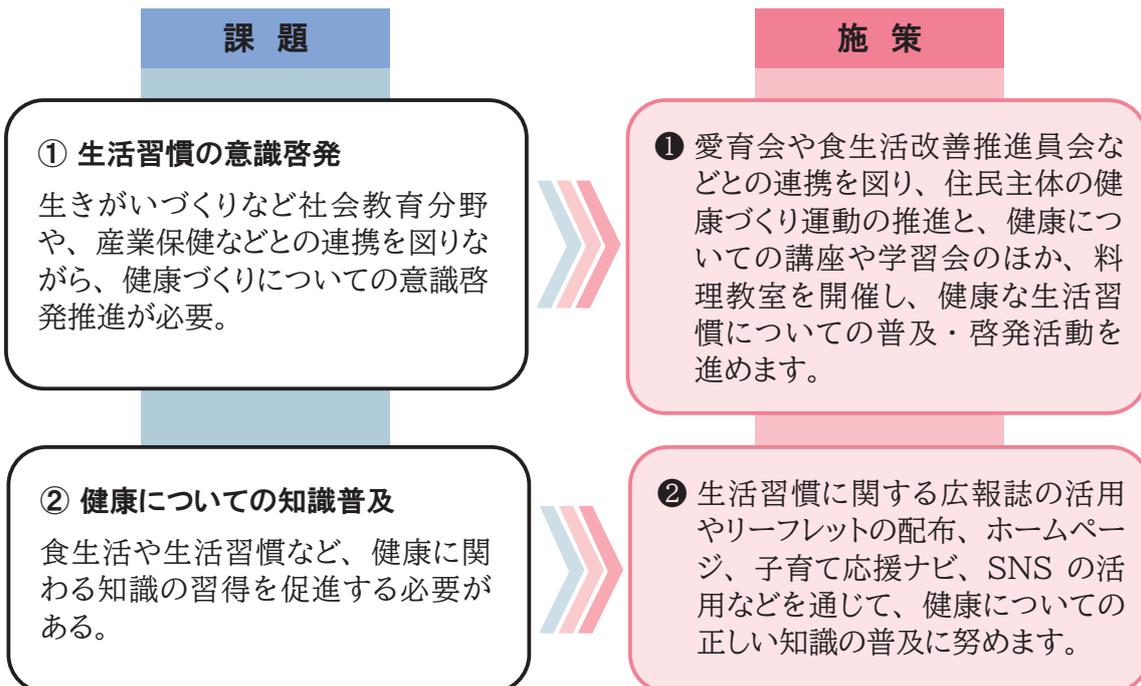
令和6年4月現在、町内には病院1施設、一般診療所34施設、歯科診療所15施設が診療を行っているほか、近隣には山梨大学医学部附属病院など、医療機関に恵まれた地域となっています。

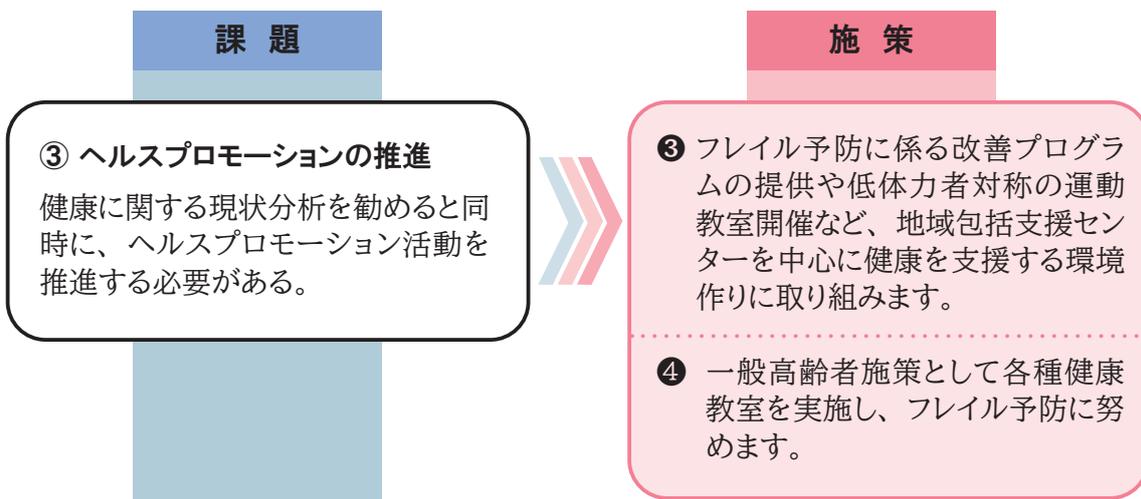
今後、高齢化の進展に伴い、医療ニーズはさらに増大することが予想されることから、医療と保健・福祉との密接な連携を図りながら、地域医療体制の確立に努める必要があります。

<施策方針>

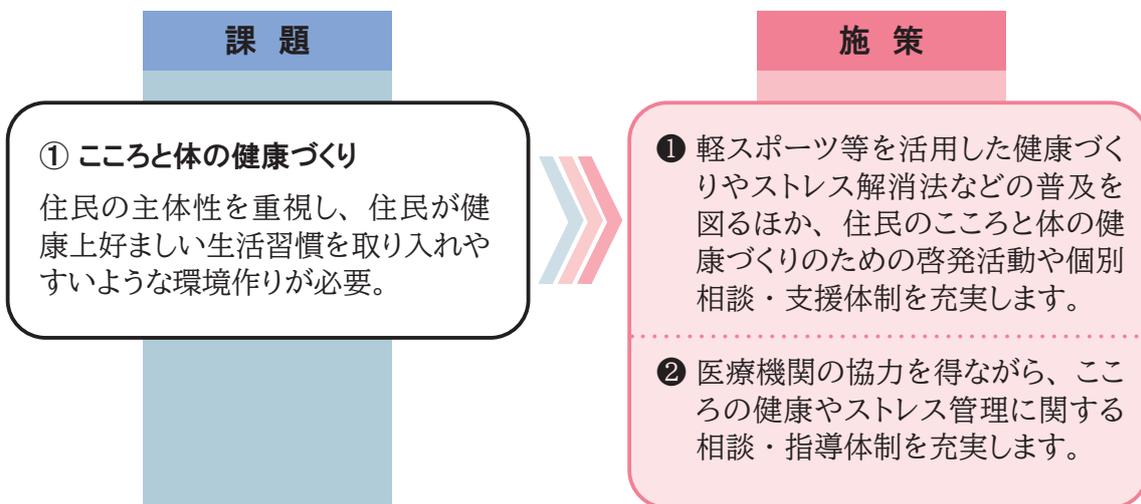
第3次健康増進計画・食育推進計画に基づき、健康づくりのための場の確保や指導者の育成などを図り、住民の自主的な健康づくり活動を促進します。また、中巨摩医師会や中巨摩歯科医師会との連携を図り、地域医療体制の一層の強化を促進します。

(1) 健康づくりへの啓発の推進

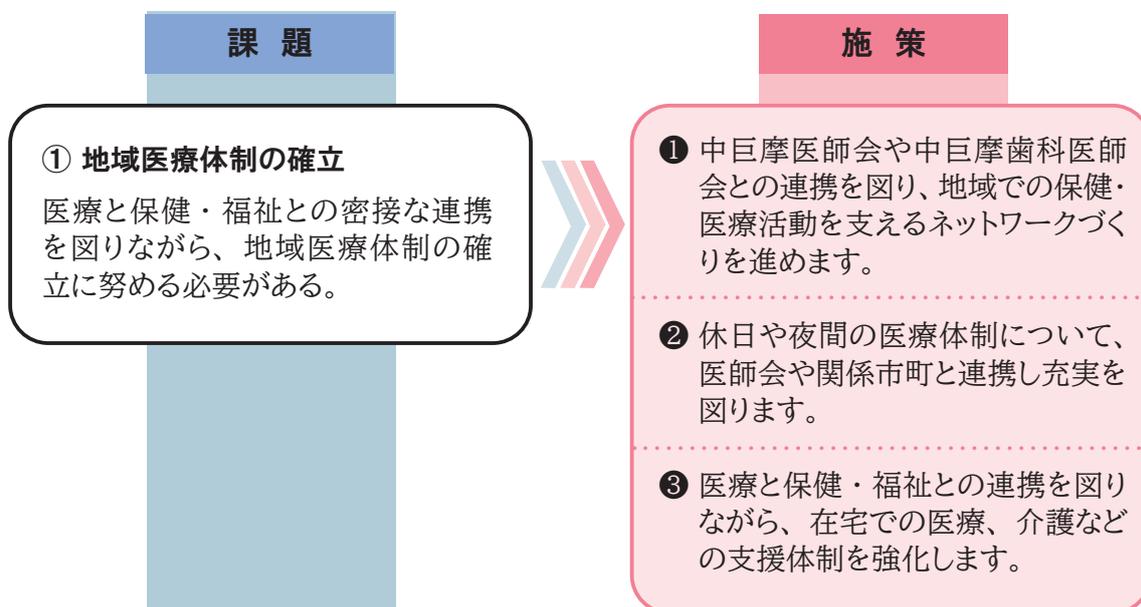




(2) こころと体の健康づくりの推進



(3) 地域医療体制の強化



(4) 食育による健康づくりの推進

課題

① 食育の推進

「食」を通じて、健全な食生活を送ることの必要性、動植物の命を受継ぐこと、生産者などへの感謝の気持ち、食事のマナー、地産地消の大切さなどを学ぶ必要がある。

施策

- ① 昭和町健康づくり推進協議会において、住民や地域、関係団体等からの意見を取り入れ、家庭や学校、地域、認定こども園、事業者等の関係団体と連携した食育ネットワークを構築し地域全体での食育の推進に努めます。
- ② 愛育会や食生活改善推進員、いきがいクラブ連合会等を中心とした、各地域での食育の推進に関わる各種事業を実施します。また、ライフステージに応じた、適切な食習慣の普及に努めます。
- ③ 地産地消、地域食材、地域伝統料理の普及や紹介のほか、料理講習会の開催などにより、食文化の継承に努めます。
- ④ 食の安全の観点から食品表示に関する情報提供や安全・安心な学校給食の提供に努めます。

第2節

次代を担う子育ての支援

1 保育の充実

<現況>

近年、核家族化の進行や女性の社会進出などにより、保育ニーズは多様化してきています。本町には公立保育所はありませんが、令和6年4月現在、民間保育所・認定こども園等が10か所あり、保育ニーズにあわせて延長保育や一時保育、障がい児保育などを行っています。また、げんきキッズクリニックでは、病児・病後児保育への対応を実施しています。

令和6年4月現在の保育所・認定こども園の入所定員数は733人（利用定員）で、これまで定員増員に努めてきましたが、園児数の増加や保育士不足もあり、転入児童や緊急性のあ

る児童の受け入れの調整が難しい場合もあります。近年、低年齢児の保育希望が増加傾向にあり、保育所・認定こども園等の協力を得ながら入所定員数の増加を促進するなどの対応が必要になっています。

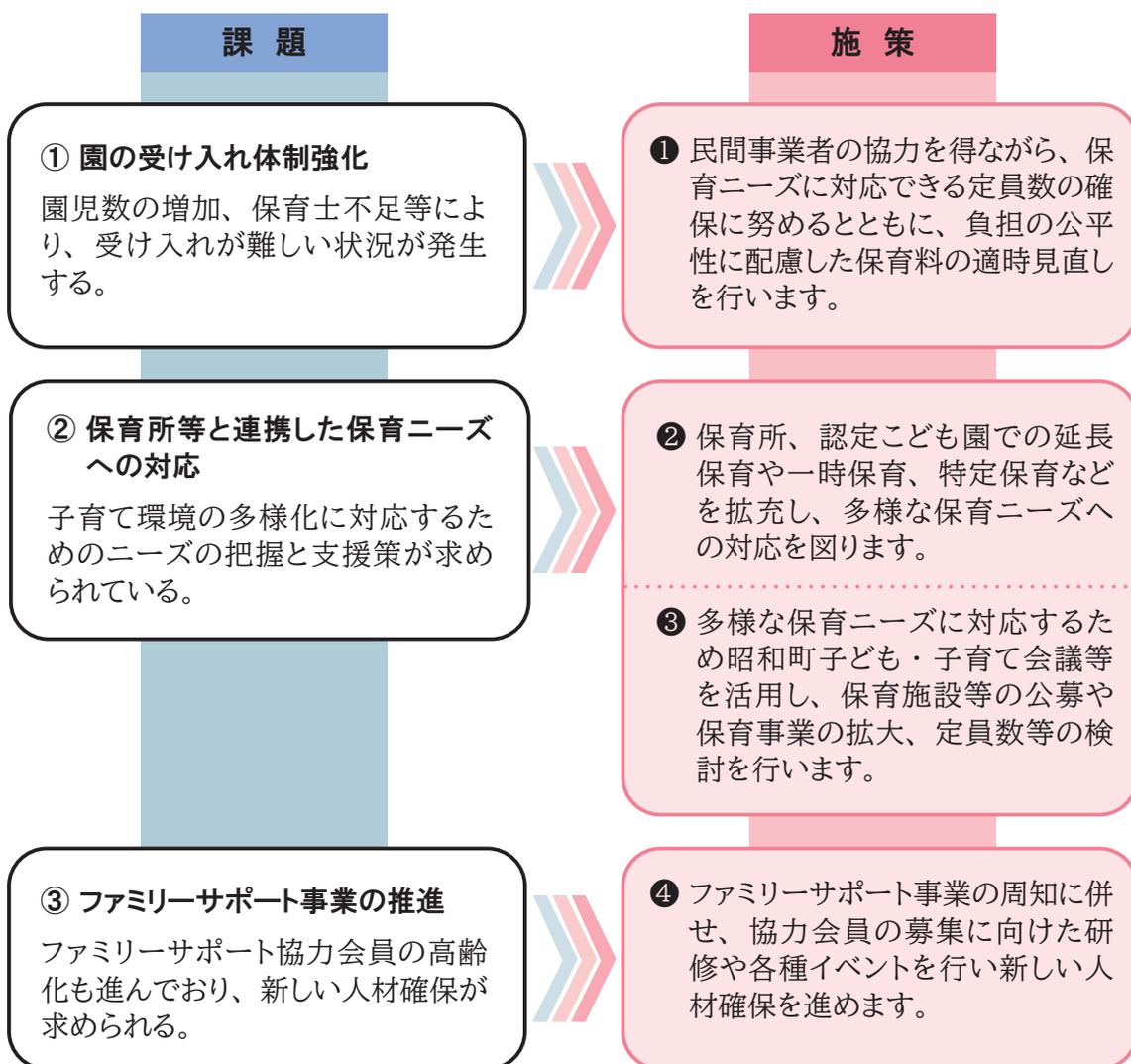
平成17年度からは住民参加による在宅での育児支援の強化を図るため、ファミリーサポート事業を実施しています。

町内4か所の児童館では、小学生を対象とした放課後児童クラブ（定員320人：令和6年4月現在）を実施していますが、働く女性の増加や転入等に伴い、希望者は増加傾向にあり、定員を超えた受け入れを行っています。放課後児童クラブの支援員を増やして待機児童を発生させない対応や、ファミリーサポート事業の有効活用などを図る必要があります。

<施策方針>

多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図ると同時に、ファミリーサポート事業の有効活用を進めます。また、利用者の動向を踏まえながら、私立保育所・認定こども園等の施設や事業、定員数の拡大を促します。

(1) 保育サービスの充実



(2) 放課後児童クラブ等の充実

課題

① 児童クラブの受け入れ体制強化

児童クラブの定員を超えた受け入れ状況の解消、併せて児童館機能の充実が必要。

② 障がい児放課後支援の充実

放課後児童クラブで障がい児の受け入れを行うなどの支援が求められている。

施策

① 児童館での放課後児童クラブを充実すると同時に、必要な設備、指導員の確保に努めます。

② 保護者や地域住民などの参画を促進しながら、放課後児童クラブやその他児童館事業の充実を進めます。

③ 学校との連携を図りながら、児童館において、小学生と中学生、高校生などの異世代交流を図ります。

④ 障がい児放課後支援についての必要な情報収集と提供に努めるとともに、事業者との連携や、ファミリーサポートセンターとの協力等により事業の充実を努めます。

2 子育て支援体制の充実

<現況>

近年、家庭や地域における子育て機能が低下し、子育てに対する不安や負担感の増大、それらに起因する児童虐待などが問題となっています。本町では、第3期昭和町子ども・子育て支援事業計画に基づき、住民ニーズに応じた総合的な子育て支援施策を推進しています。

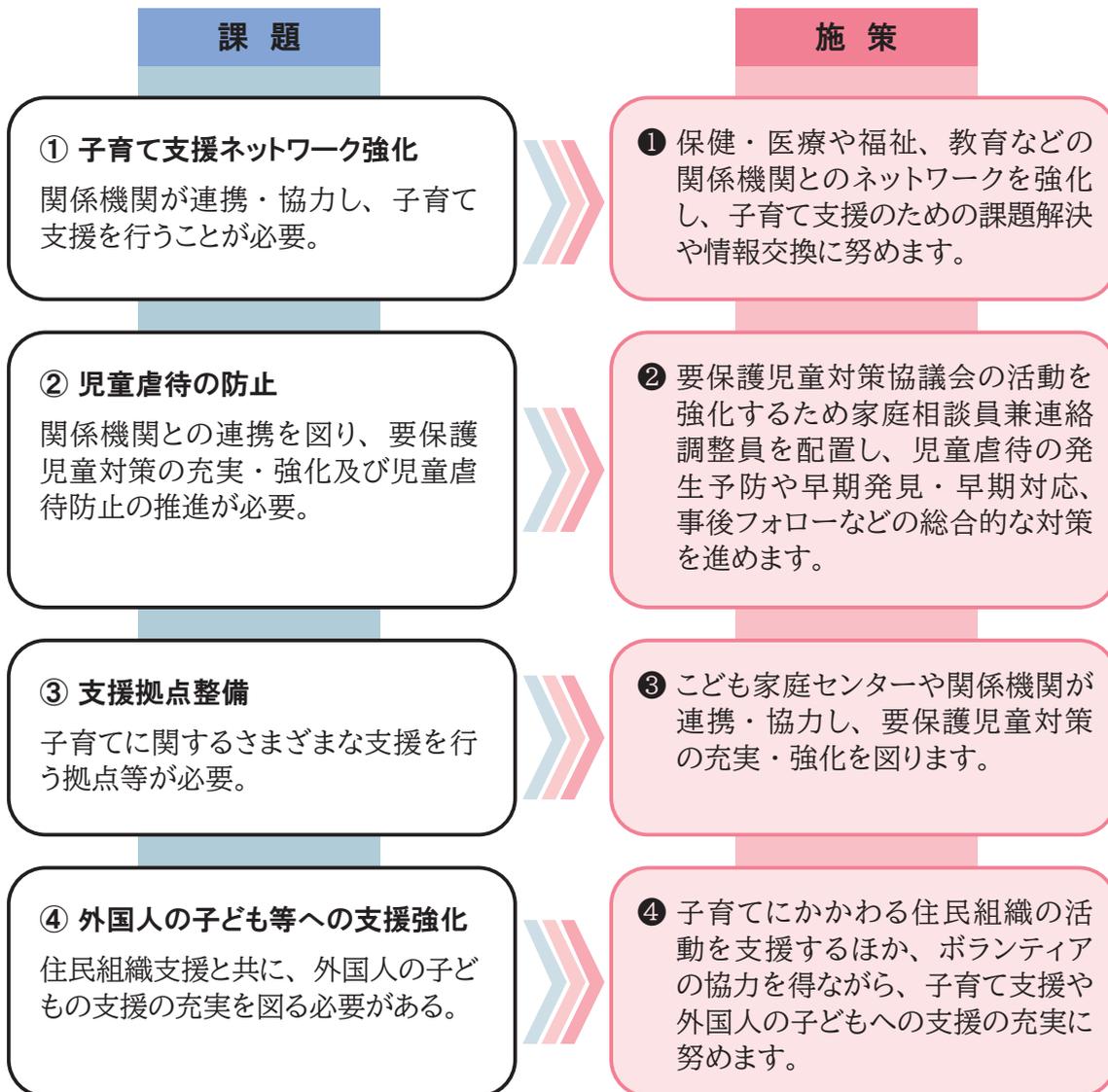
現在、福祉介護課といきいき健康課、子育て支援課では、保育をはじめ、子育てにかかわる様々な悩みや不安に対して随時、相談・支援を行っています。しかし、近年の人口増加により子育てニーズは多様化していることから、子育てに関する様々な支援を行う拠点等が必要になります。

<施策方針>

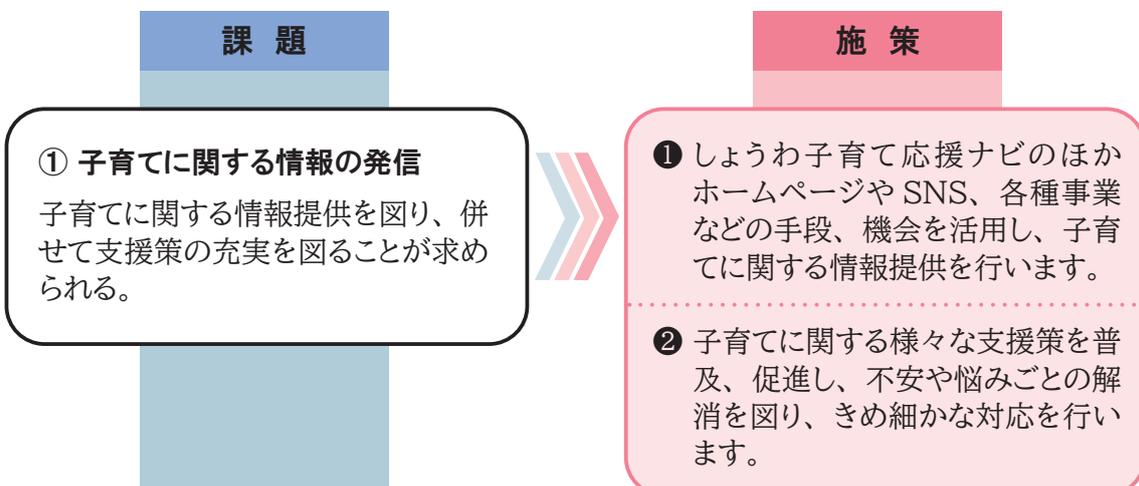
第3期昭和町子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図るとともに、庁内関係部署や関係機関との連携を強化し、総合的な子育て支援体制の構築を目指します。

こども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく、きめ細かい支援を行います。また、新しい子育てのための施設整備を検討します。

(1) 子育て支援ネットワークの充実



(2) 子育て意識の普及・啓発



(3) 子育てしやすい地域環境の整備

課題

① 子どもの安全な遊び場の提供

老朽化した児童館の設備等の整備検討、公園整備の推進など、子どもの安全な遊び場の提供が必要。

② 子育て世代への経済的支援

子育て世代への経済的支援が求められる。

③ 子育て施設整備の推進

公共施設のあり方を整理するなかで、子育て関連施設整備についても検討を進める必要がある。

施策

① 児童館施設・設備の整備・充実を図るとともに、子育てに関する相談や情報提供、親子の交流機会の確保など、子育て支援の総合的な拠点として子育て支援拠点センターを設置します。

② 児童館や小学校を活用するほか、公園整備、公園遊具の適切な修繕・整備に努めるなど、子どもの安全な遊び場を提供します。

③ 防犯パトロールや防犯に関する情報提供を充実し、安全に遊び、学ぶことのできる環境づくりを進めます。

④ 国や県の施策動向を検討し、教育費や給食費、医療費等、子育て世代への経済的支援施策を推進します。

⑤ 出産応援ギフト、子育て応援ギフトなどの支援策を実施します。

⑥ 多胎妊娠に関する経済的負担の軽減を図ります。

⑦ 子育てや子どものための施設整備にあたり、町有財産の有効活用とともに、ニーズに沿った新しい施設などについても検討します。

1 高齢者福祉の推進

<現況>

令和6年4月1日現在の本町の高齢化率は19.60%（住基）で、県平均や国に比べて率は低いものの、少子・高齢化は確実に進んでいます。

介護サービスについては、昭和町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、円滑なサービス提供を促進していますが、要介護・要支援認定者は年々増加しており、介護サービスの適正な利用を促す一方、介護予防対策や重度化防止対策などを強化し、介護保険財政の肥大化を抑制する必要があります。また、平成29年度からは、地域支援事業として、「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始され、今後は町の実情に応じた、多様なサービスの充実を図ると共に、地域住民の支えあい活動の促進や高齢期の暮らし方などに対する意識啓発に努めていきます。現在、社会福祉協議会が支援・補助し、各地区ボランティアが実施する「いきいきふれあいサロン」のほか、平成28年から始まった住民主体の介護予防活動「いきいき百歳体操」が普及し、閉じこもりの防止や介護予防に繋がっています。また、いきがいクラブ活動や公会堂などでの活動の支援などを通じて、高齢者の自主的・創造的な余暇活動の機会を提供しています。

また、（社）峡中広域シルバー人材センターは、高齢者の生きがい就労の機会を提供するなど、活力ある高齢社会の構築を図っています。今後、これらの活動を通じて、住民相互の支えあいなども促すとともに「ICT（情報通信技術）」の利用検討を進め、福祉活動の効率化、利便性向上、費用の肥大化抑制を図りながら高齢社会に対応できるまちづくりに取り組む必要があります。

<施策方針>

高齢期の過ごし方などについての啓発活動の強化、認知症対策を含めた介護サービスの充実を図ります。また、介護予防対策強化により日常生活での自立を促進します。さらに、いきがいクラブ活動など地域での多様な生きがい活動の機会を拡充します。加えて、住民主体の介護予防活動である「いきいき百歳体操」の普及啓発及び、活動中のグループを支援します。

引き続き「生活支援体制整備事業」を推進し、ボランティアや民間団体等が、個別のニーズに合った柔軟な生活支援を行い、高齢者の生きがいづくりや、社会参加できる仕組みづくりを推進します。

(1) 超高齢社会を見据えたまちづくり

課題

① 超高齢社会を見据えたまちづくり
高齢者が安心して暮らし続けられる
まちづくりの推進が求められている。

施策

- ① 多様化するニーズに対応するため、地域と多職種が協働して、地域課題の抽出や資源開発等を行い、政策形成につなげ、高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。
- ② 高齢期の健康づくりや介護予防を考える学習機会、広報活動を充実し、健やかな長寿時代を送るための意識啓発を強化します。
- ③ 生活支援体制整備事業を推進し、地域での見守り活動、ネットワークづくりや声かけ運動、居場所づくりなどを促進し、身近なコミュニティでの支えあいの仕組みづくりを進めます。
- ④ 健康で心豊かな生活と安全安心な暮らしの実現のための施策について引き続き取り組みます。

(2) 介護予防・認知症対策の強化

課題

① 介護予防の推進
高齢者保健事業と連携したフレイル
予防・介護予防事業を実施し、重
度化防止対策を強化していくことが
求められる。

施策

- ① 保健事業と介護予防を一体的に実施し、医療や介護の専門職と連携を図りながら、多岐に渡る介護予防事業を展開し、フレイル予防・介護予防・重度化防止など、個々の状態に対応できる事業を展開します。
- ② 介護状態になっても参加できる住民主体の通いの場を推奨し、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組に支援を行います。

課題

② 多様な高齢者サービスの充実

介護保険制度では対応できない、生きがい創出、健康づくり、生活支援など的高齢者のニーズに応えるサービスの充実が求められる。

③ 認知症と共生する社会の実現

認知症の方が尊厳と希望をもって暮らせる地域づくりが必要。

④ 成年後見制度の体制強化

身寄りのない高齢者や認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の認知度向上、利用促進の体制強化が求められる。

施策

③ 高齢者の外出の機会の創出や、高齢者の長寿を祝う事業により敬老意識の高揚を図ります。

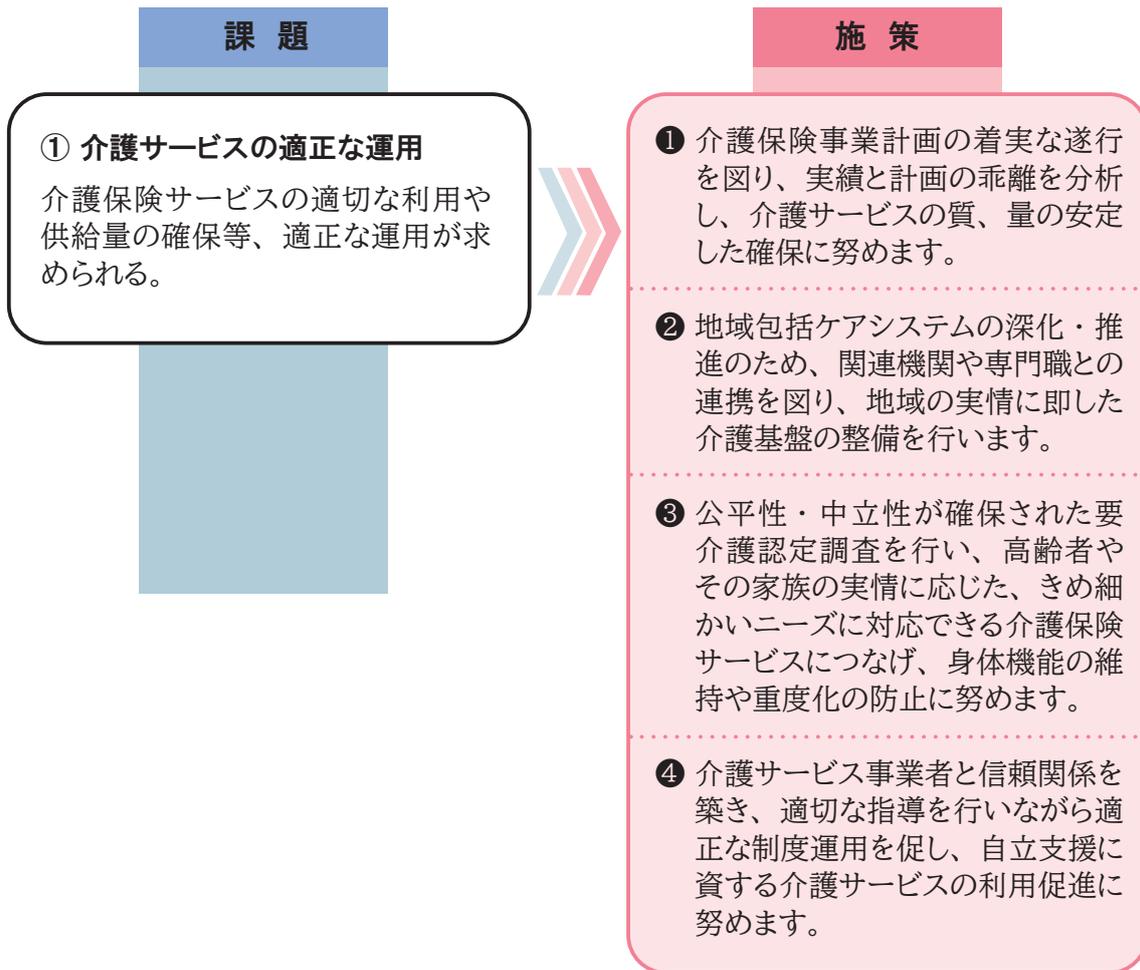
④ 社会福祉協議会などとの連携を図りながら、外出支援サービスや配食サービスなどの生活支援サービスを推進します。

⑤ 専門職が関与する早期の認知症対応施策の充実を図るとともに、認知症サポーターの養成、チームオレンジの活動等、認知症への正しい理解を深めるための住民向け普及啓発事業等を展開し、認知症の人が尊厳と希望を持って暮らせる地域づくりを行います。

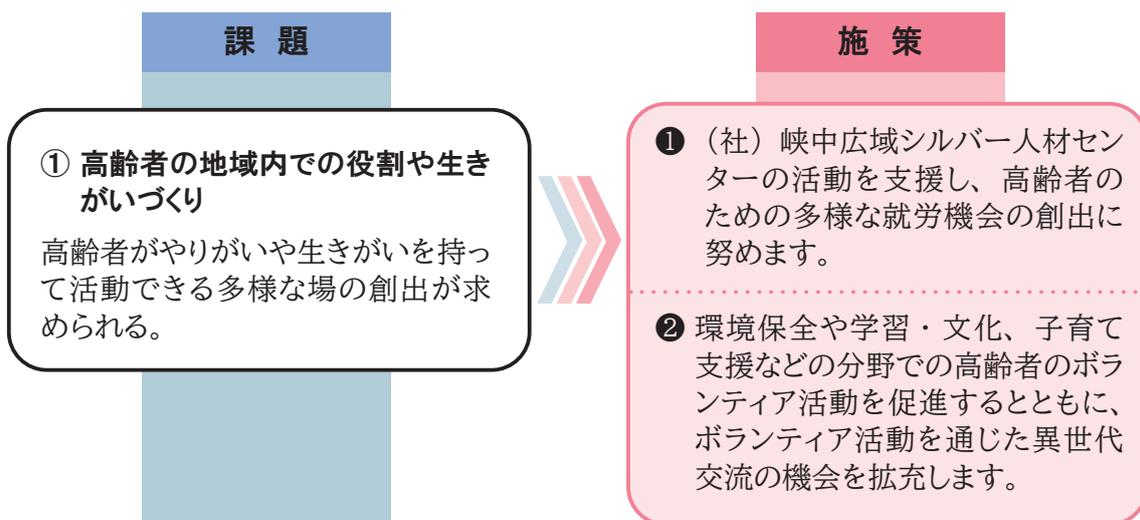
⑥ 認知症相談体制を強化し、認知症の人やその家族への支援体制の充実を図ります。

⑦ 地域包括支援センター及び社会福祉協議会などが連携し、成年後見制度の認知度向上のための周知活動や利用促進を行い、高齢者の尊厳を守る環境づくりを行います。

(3) 介護サービスの充実



(4) 生きがい対策の推進



課題

② 高齢者の交流機会の創出

高齢者が趣味の活動や体力づくり運動などに気軽に参加できる機会の拡充が必要。

施策

- ① 生涯学習分野などとの連携を図りながら、学習・文化活動や趣味活動などでの高齢者の自主的な活動や団体運営を支援します。
- ② ウォーキングや軽スポーツなど、高齢者の体力や健康状態に応じた多様なスポーツ・レクリエーションの機会の拡充に努めます。

高齢化率の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	20,452	20,661	20,822	21,090	21,216
65歳以上人口	3,871	3,965	4,047	4,093	4,159
高齢化率%	18.93	19.19	19.44	19.41	19.60

住民基本台帳 各年4月1日

2 障がい者（児）福祉の充実

<現況>

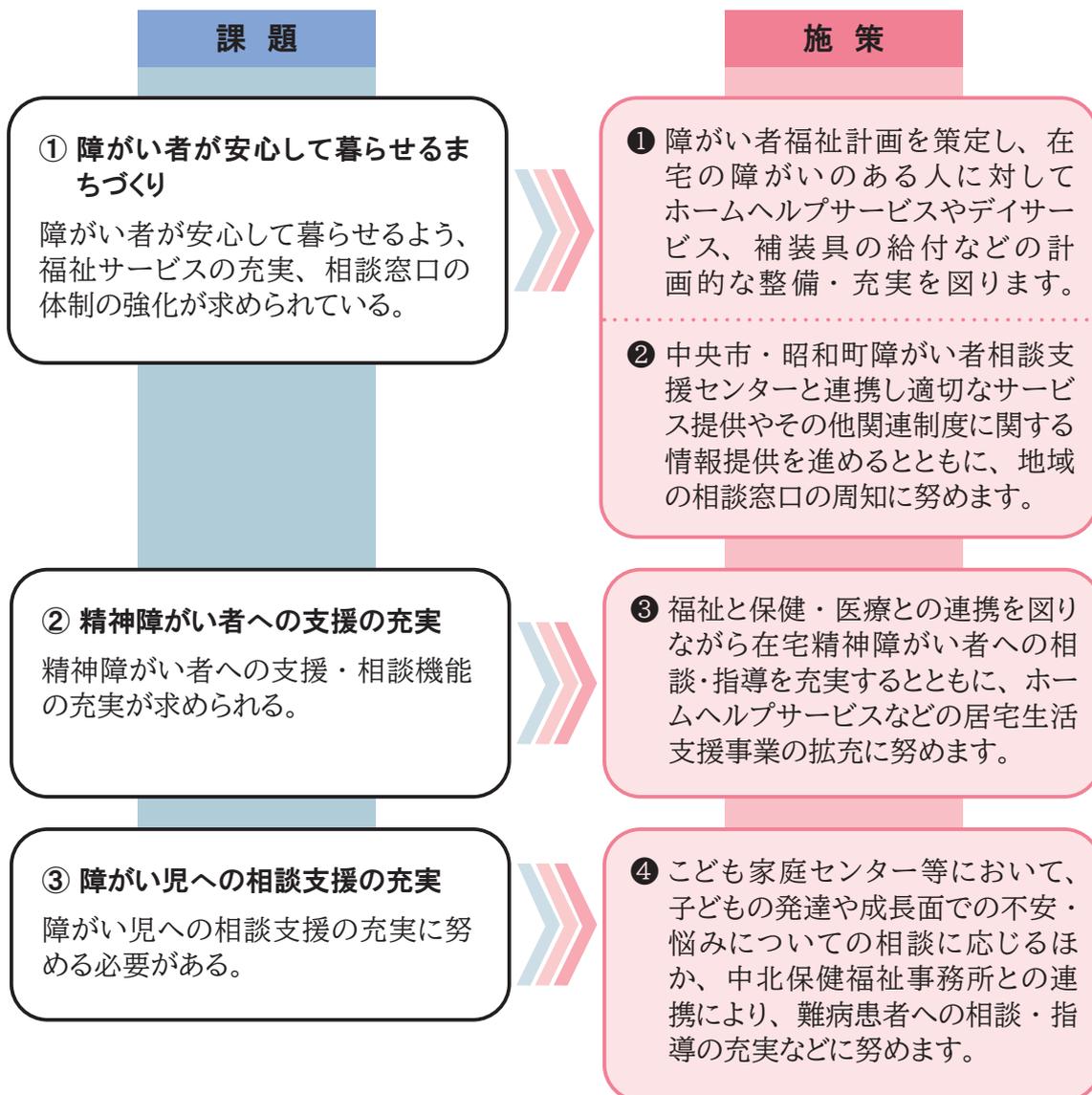
本町では、中央市と協同で障がい者基幹相談支援センターを開設しているほか、障がい者福祉会などの当事者団体の活動を支援し、障がい者の視点にたった生活援助に努めています。また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、令和2年4月から「昭和町地域生活支援拠点事業」を実施し、障がいの重度化、高齢化に伴い発生する緊急事態に対応するために地域生活支援機能の強化を図っています

<施策方針>

居宅・施設サービスの充実に努めるとともに、居宅サービスの効果的な利用を促進します。また、地域での参加・交流を促進し、障がいの有無にかかわらず、地域でともに暮らすことのできる環境づくりを目指します。

また、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画のほか、障がい児者に関する諸計画に沿い、障がい児者施策を総合的に推進します。

(1) 居宅サービスの充実



課題

④ 障がい予防対策の促進

障がいの原因となりうる脳血管疾患等の疾病の予防に努める必要がある。

施策

- ⑤ 健康増進計画との連携を図りながら、障がいの原因となる疾病予防に努めます。

(2) 施設の整備

課題

① 障がい者施設整備

障がい者が地域移行できるよう施設整備、設備の充実が求められている。

施策

- ① 広域的な調整と連携を図りながら、自立訓練や就労移行支援など、障がいのある人を地域生活に移行させるための施設整備を働きかけます。
- ② 障害児者通所施設などへの支援を行うと同時に、利用者の動向を見据えながら、必要な設備などの充実を支援します。

(3) 自立と参加の促進

課題

① 障がい者の地域交流の拡大

地域交流機会の拡大及び障がいへの理解促進が必要。

施策

- ① 障がい児者に関わる当事者団体等の活動を支援し、障がいのある人の社会参加を促進します。
- ② 文化活動やスポーツ・レクリエーションを通して、地域における参加・交流を促進します。また、参加・交流の機会を活用し、住民の障がいに対する理解を促します。
- ③ ボランティアや当事者団体等との連携を図りながら、地域での交流機会の創出に努めます。

課題

② 障がい者の就労機会の拡大

就労機会を拡大し、自立支援を図ることが求められている。

施策

- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）に基づき、広報・啓発活動を強化しながら障がい者の雇用の促進し、障がいのある人の自立を支援します。

第4節

地域力の強化による安定した暮らしの確保

1 あたたかな福祉環境の構築

<現況>

地域での支えあいには孤立感の解消や安心感の創出など、住民の暮らしにとって大きな役割を果たしています。令和6年4月現在、本町では、20のボランティア団体が活動し、地域福祉向上のため社会福祉事業へ積極的に協力しています。

社会福祉協議会は地域福祉の推進役として、住民の自主的なボランティア活動の拡大に努めているほか、ボランティア交流会や先進地視察などを行い、ボランティア団体相互の連携や学習機会の提供に努めているところです。

<施策方針>

社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携を図りながら、福祉意識の普及・啓発に努めるとともに、地域共生社会の実現を目指し重層的な体制づくりに努めます。また、地域包括支援センターや福祉関係各課による地域ケア体制の強化を図るほか、誰もが気軽にボランティア活動に参加できる条件整備を進めます。

(1) 福祉のまちづくりの推進

課題

① 地域交流の拡大

小地域での支え合い活動やボランティア活動の輪の拡大が必要。

施策

- ① 異世代交流や障がいのある人との交流機会を拡充し、支えあい意識の醸成やノーマライゼーション理念の普及に努めます。
- ② 民生委員・児童委員の活動を促進し、地域での相談・指導体制の充実に努めます。

課題

② 誰にも優しい福祉のまち

バリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入等、誰にも優しいまちづくりの推進が求められる。

施策

- ③ 公共施設などのバリアフリー化を進めるとともに、新たな公共施設や公園整備に当たっては、LGBT等へも配慮したユニバーサルデザインの導入に努めます。

(2) 地域ケアサポート体制の強化

課題

① 地域福祉計画の適切な運用

地域福祉計画を適切に運用し、地域の福祉課題解決に資することが求められている。

施策

- ① 住民の参加と協働を図りながら、地域福祉計画の推進に努めます。また、進捗状況を定期的に評価し、必要な改善を行う仕組みを構築します。

② サービス提供の仕組み強化

社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア、行政との連携を図り、生活支援ニーズの把握からサービス提供までの仕組みを強化することが必要。

- ② 住民やボランティア団体、NPO法人、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、当事者団体などとの連携を強化し、福祉ニーズの発見からサービス提供までを総合的・重層的に支えるネットワークを構築します。

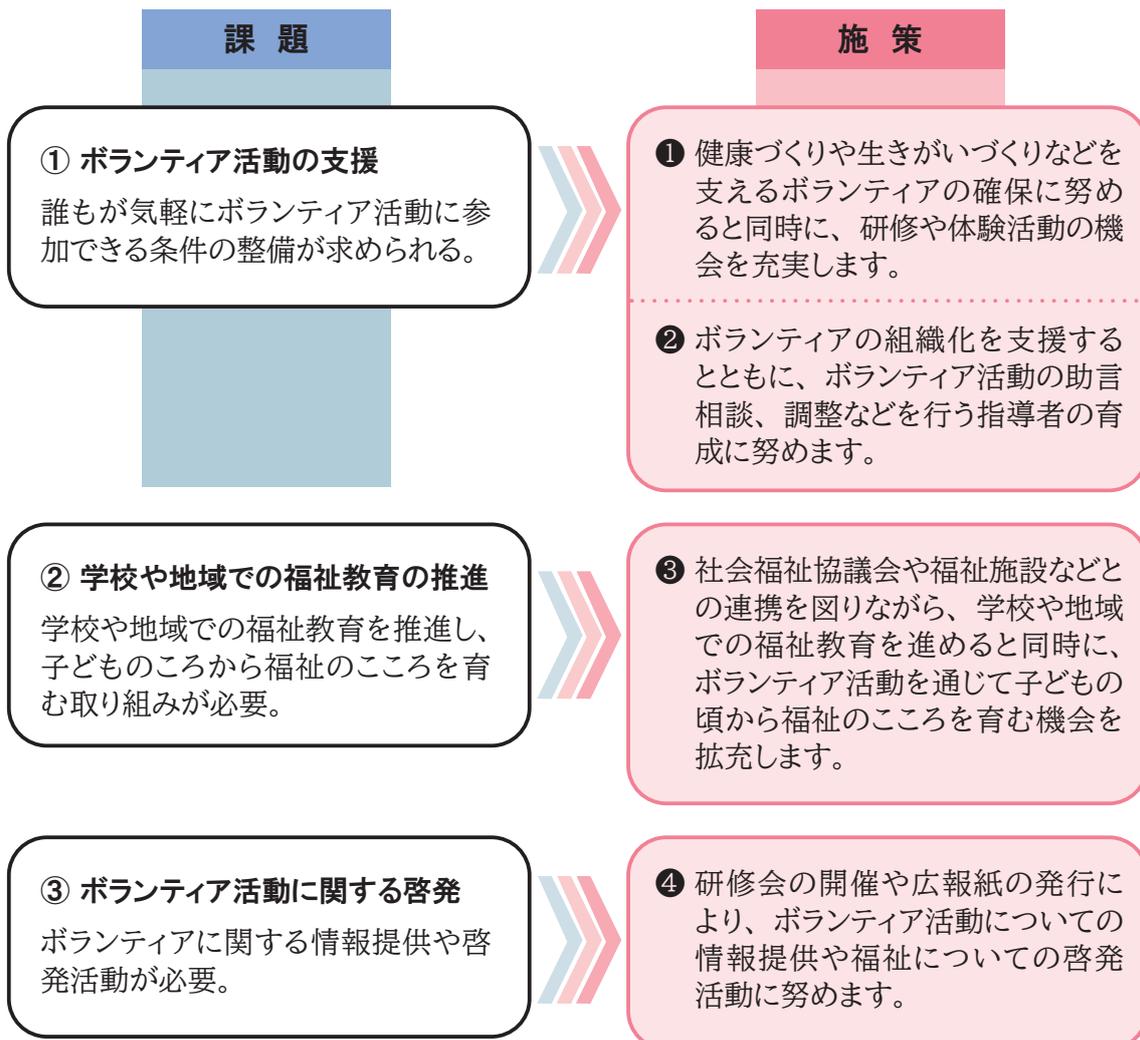
③ 情報共有とサービスの迅速化

地域ケアに関する情報の共有化やサービスの迅速化が必要。

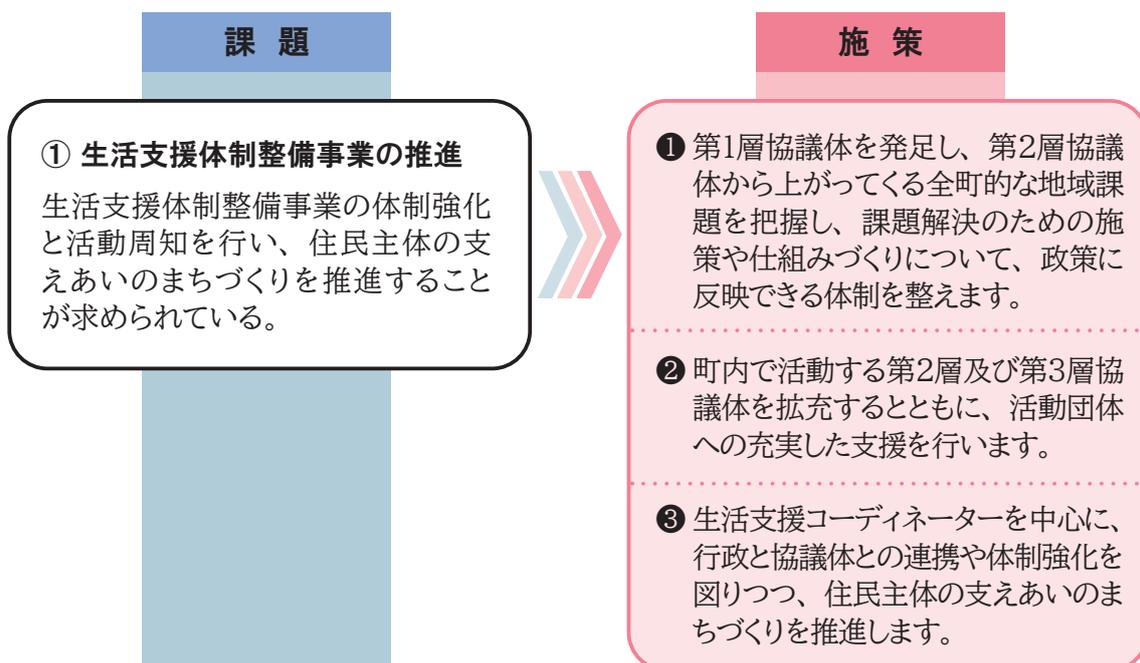
- ③ 地域ケア会議などを活用しながら、福祉サービスのニーズを有する人への適切なサービス提供を図るほか、生活状況に配慮した総合的な支援体制づくりに努めます。

- ④ 保健、医療、福祉、教育、その他生活関連分野の連携を図りながら、情報の共有化や迅速なサービス提供に努めます。

(3) ボランティア活動の促進



(4) 生活支援体制整備事業の推進



2 生活福祉と社会保障の推進

<現況>

本町の母子世帯数は、近年の結婚・家族についての価値観の変化などを背景に増加しています。父子世帯については、保育所の入所時や小学校への就学時などの機会を活用して把握に努めていますが、的確な把握は難しい状況です。

本町は、母子家庭に対して、支援制度などの相談を随時実施していますが、今後、町・県社会福祉協議会等関係機関との連携により、就労など生活自立に向けた相談・指導を一層強化する必要があります。また、高齢者医療・国民健康保険などの医療制度の適切な運用のほか、低所得世帯等への支援が求められています。

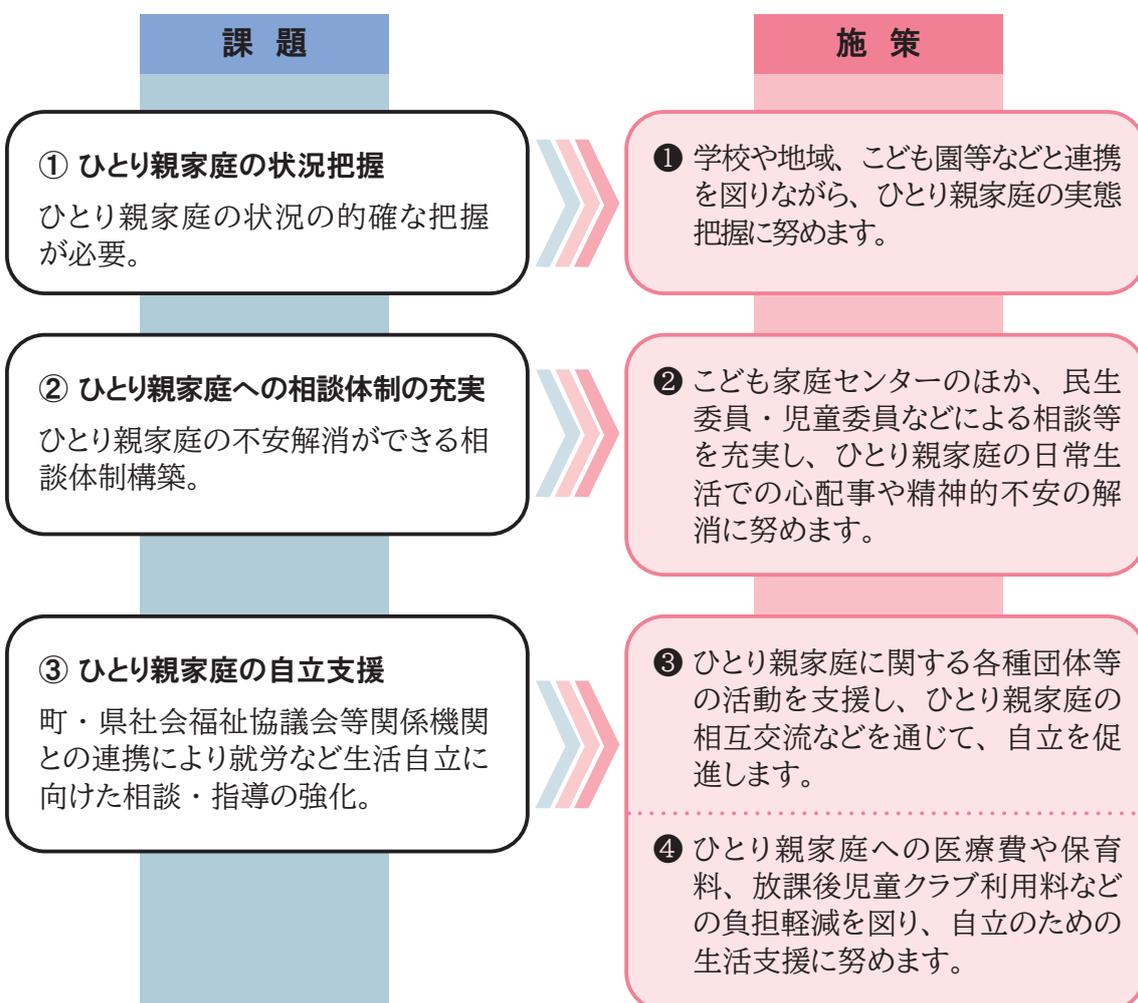
<施策方針>

ひとり親家庭の精神的不安の解消を図るとともに、生活の安定化に向けた指導・相談の充実に努めます。

また、介護保険制度では、PDCA サイクルを徹底することで保険者機能を強化させ、保険料の徴収及び制度運用の適正化に努めます。

さらに、医療費の適正化を促進し、高齢者医療制度や国民健康保険財政の健全化を図るほか、低所得世帯の自立更生を促進します。

(1) ひとり親家庭福祉の充実



(2) 介護保険制度の推進

課題

① 介護保険事業の安定性・持続可能性確保

給付と負担の均衡を図り、安定した介護保険制度の運営を行うことと制度の持続可能性の確保が求められている。

施策

- ① 介護予防事業により、健康寿命の延伸や重度化防止を推進し、保険料の上昇を抑制するとともに、保険料の収納率向上に努め、介護保険財政の健全な運営に努めます。また、低所得者対策として、介護給付費準備基金を効率的に活用しながら、保険料の軽減措置を行います。
- ② 自立支援に基づいた介護保険制度の理解が浸透するよう、保険者と地域包括支援センターが各種関係機関が連携しながら、情報提供体制の充実を図るとともに、相談や苦情への適切な対応に努めます。

(3) 国民健康保険制度等の推進

課題

① 医療費の適正化

高齢者数の増加や医療の高度化などにより医療費が増加しており、医療費の適正化が課題。

施策

- ① 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診・特定保健指導の受診率及び実施率の向上を推進し、疾病の早期発見・予防に努めるとともに、適正な受診と健康管理意識の高揚を促し、医療費の適正化を促します。

課題

② 国保・年金の財政基盤の安定化
国保保険料や年金保険料の未納対策、未加入防止の推進。

施策

- ② 国民健康保険制度や高齢者医療制度についての広報・啓発活動を推進し、納付意識の向上を図るとともに、口座振替の促進や窓口での納付相談など、納付しやすい条件整備を進めます。
- ③ 医療費の適正化を図るとともに、安定した国保運営のための財源確保に努めます。
- ④ 国民年金制度については広報・啓発活動への積極的な協力や関連窓口での情報提供などにより、未加入者の防止に努めます。

(4) 低所得者福祉の推進

課題

① 生活困窮者の自立支援
生活困窮者自立支援事業などにより、早期自立に向けた生活・就労の指導の強化と福祉施策の有効活用。

施策

- ① 関係機関との連携を図り、援護ニーズの把握や生活困窮者自立支援事業など各種制度の有効活用を進めます。
- ② 生活指導や就労指導の充実を図り、生活の自立に向けた活動を支援します。
- ③ 既存の福祉施策の有効活用などのほか、経済的に困窮している家庭を支援します。

第2章

豊かな心と文化を育む町を目指す

第1節

生涯学習社会の創造

1 生涯学習推進体制の整備

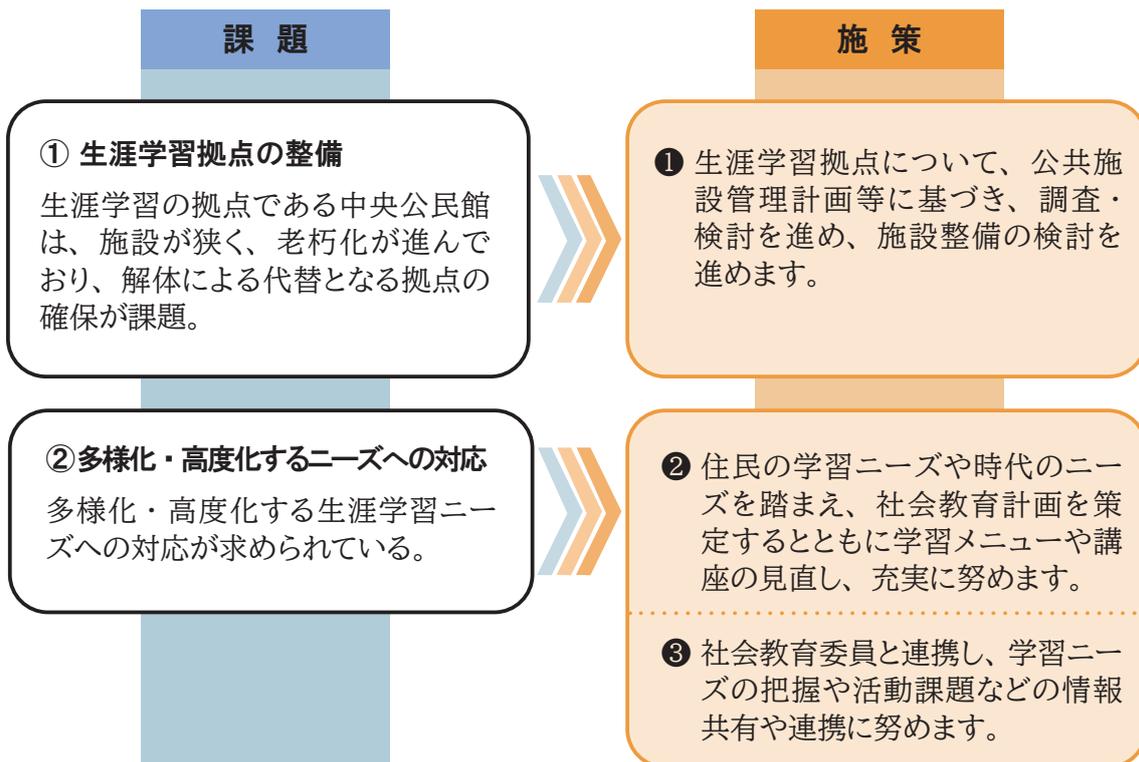
<現況>

生涯学習の拠点である中央公民館は、施設が狭く、老朽化が進んでおり解体するため、生涯学習の次の拠点となる場の確保が課題となっています。生涯学習の学習ニーズは年々多様化・高度化しており、本町では、昭和町社会教育計画を策定し、中央公民館、杉浦醫院を拠点として、時代や社会の変化を見据えた学習機会の提供を進めています。また、関係団体との連携を図りながら、学習活動を支える人材やリーダーの育成・確保にも努めています。生涯学習は、社会教育委員の会議や公民館運営審議会を中心に、昭和町子どもクラブ指導者連絡協議会、昭和町文化協会、昭和町スポーツ協会などの団体が相互に連携を図りながらの推進しています。

<施策方針>

生涯学習拠点の計画的な整備は、公共施設の再編計画において調査・検討するとともに、社会教育計画の評価や学習ニーズに応じた見直しを進めます。また、関係団体との連携を図りながら、相談・指導体制の強化を図ります。

(1) 生涯学習基盤の整備



課題

③ 生涯学習リーダーの養成

生涯学習活動を支える人材やリーダーの育成・確保が必要。

施策

- ④ 多様な学習ニーズに応じた指導者やリーダーの発掘や育成に努めるとともに、人材情報の収集・充実を図ります。

(2) 学習情報の充実

課題

① 生涯学習情報の提供

広報誌やホームページなどを積極的に活用し、生涯学習情報の提供を一層押し進める必要がある。

施策

- ① 山梨県生涯学習推進センターや周辺市等との連携により、広域的な講座・教室や生涯学習イベントなどに関する情報収集に努めると同時に、参加を容易にするための情報提供を充実します。
- ② ホームページなどを活用しながら、町の歴史・文化、自然などに関する情報発信を充実します。

2 生涯学習の促進

<現況>

本町では、中央公民館や杉浦醫院、町立図書館を中心に、講座・教室や各種事業の開催に努めています。学習講座としては、「現代的課題学習」と町民のニーズに基づいた「趣味的学習」をバランスよく開催するよう努めるとともに、子どもから高齢者まで、幅広い年代層への生涯学習機会の提供にも努めています。

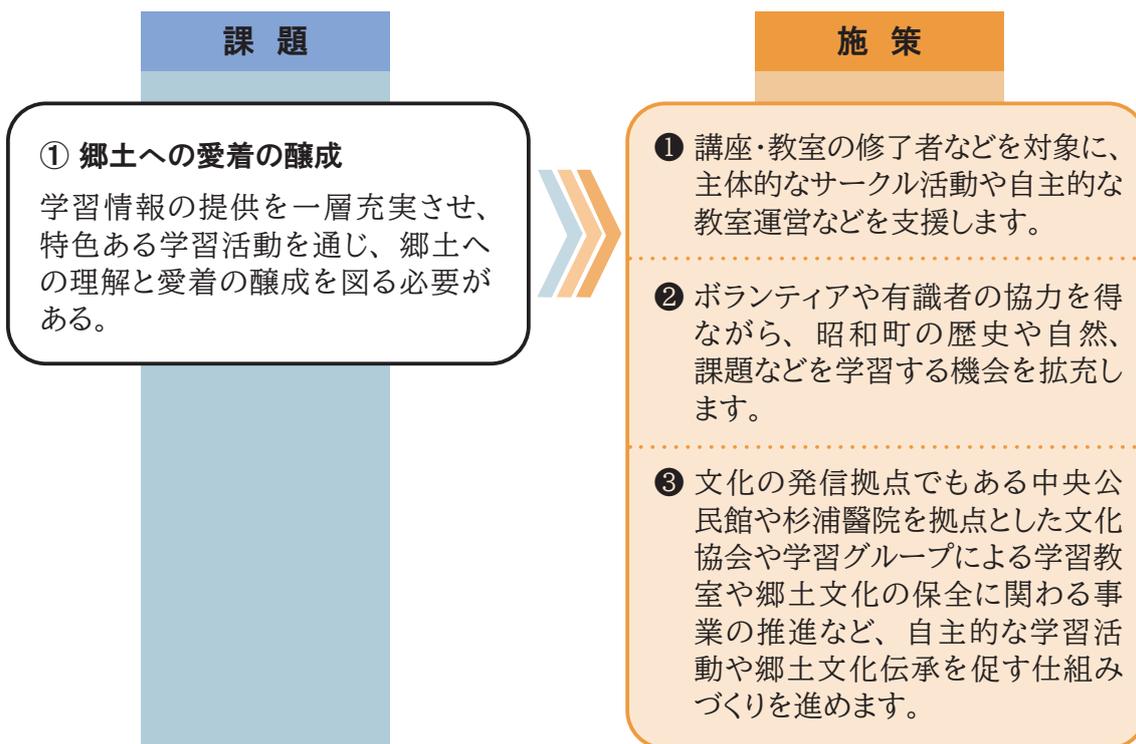
町立図書館では、県立図書館を中心とした蔵書検索・相互貸出のネットワークサービスやホームページ貸出予約等により、住民の読書機会と利便性の向上に努めています。また、「季節のおはなし会」、「ブックスタート事業」「セカンドブック事業」などを実施し、読書への親しみづくりに努めています。町立図書館は、開館当初より、読書ニーズ、学習ニーズの多様化から、現状の施設では広さや蔵書保管の場所が課題になっています。

今後、公共施設の再編計画の検討に合わせて、町立図書館の整備も含めて検討を進め、事業内容や利用者数に対応できる施設の確保・整備を検討する必要があります。

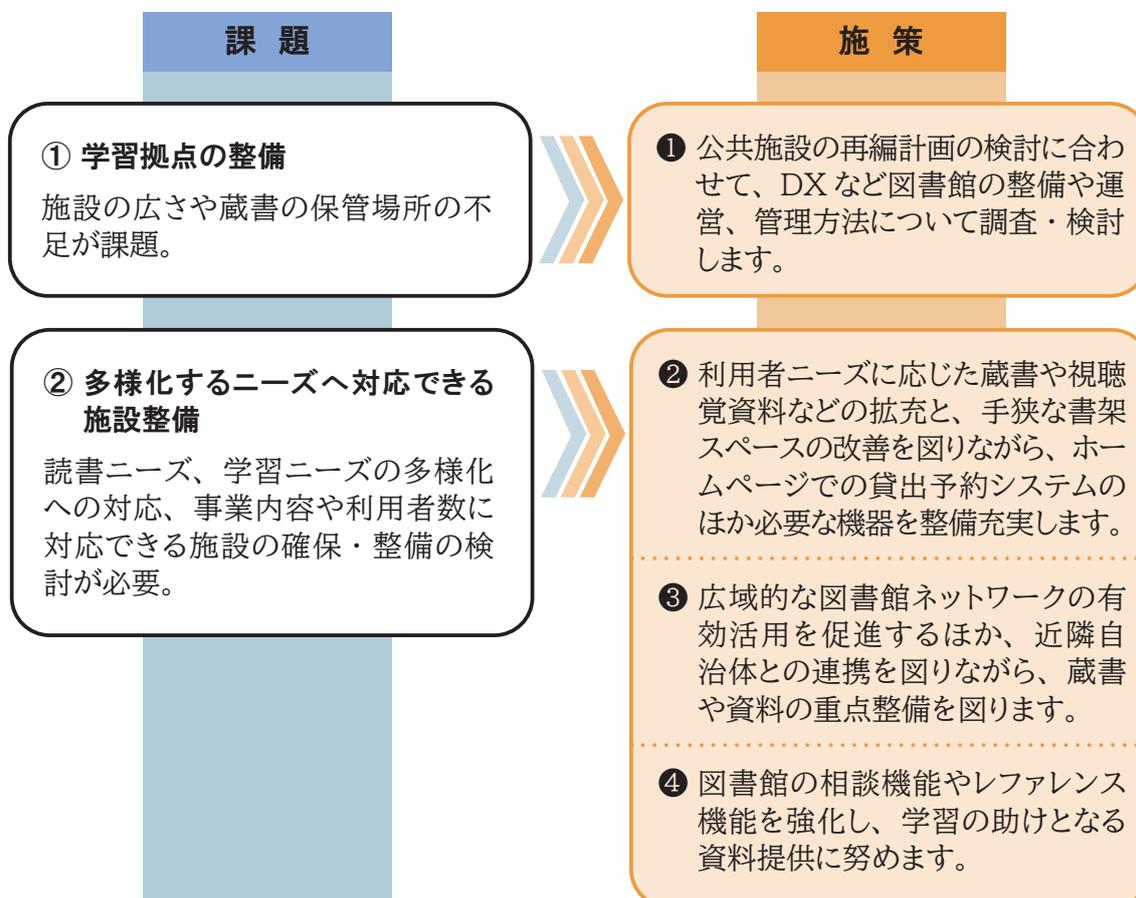
<施策方針>

住民の学習意欲に対応した学級・講座内容を拡充するとともに、図書館事業の充実を図ります。また、インターネットの有効活用や学習サークルの育成などを進め、住民の自発的な学習活動を支援します。

(1) 学習機会の拡大



(2) 図書館事業の充実



課題

③ 読書への親しみづくり

「季節のおはなし会」、「ブックスタート事業」「セカンドブック事業」などを実施し、読書への親しみづくりに努める必要がある。

④ 郷土愛を醸成できる学習情報提供

学習情報の提供を一層充実させ、特色ある学習活動を通じ、郷土への理解と愛着の醸成を図る必要がある。

施策

⑤ ブック・スタートやセカンド・ブック、おはなし会、こども園等との連携事業などの充実を図り、子どもの時から読書に親しむ事のできる機会を拡充します。

⑥ 図書館ボランティアやボランティア・サークルの育成を進めます。

⑦ 町政をはじめ、町の歴史（水、ホテル、地方病）や人材など、地域に関する様々な情報を知ることができる企画や貴重図書コーナーなどの充実を図ります。

第2節

地域の文化とスポーツの振興

1 芸術文化活動の振興

<現況>

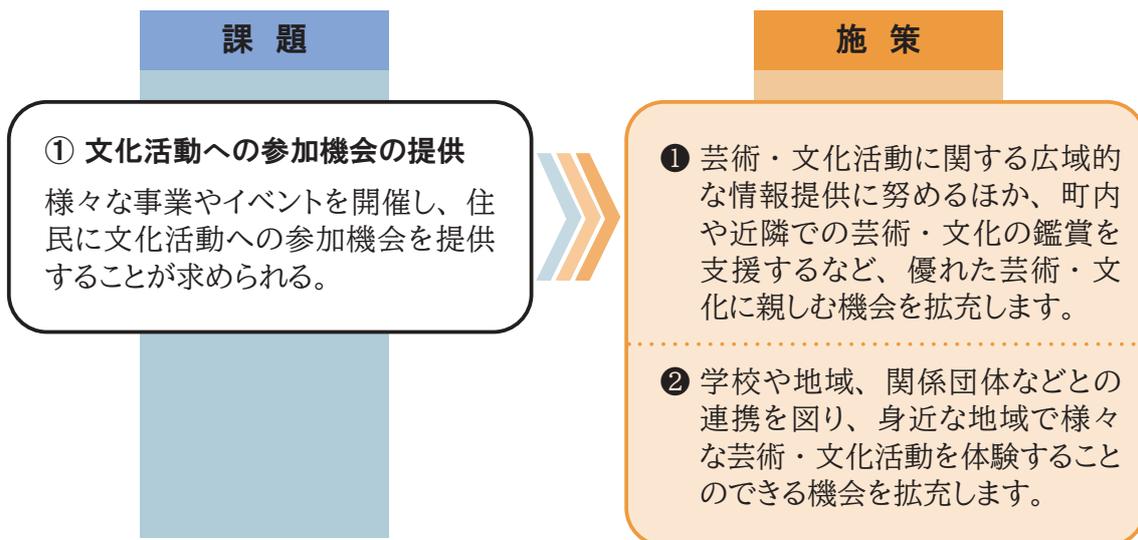
昭和町文化協会は専門部ごとに様々な活動を行っています。町では文化協会の活動を支援するとともに、住民の自発的な芸術・文化活動を促進しています。文化協会に加盟する各専門部や中央公民館自主サークルは、町内の施設を会場に様々な事業やイベントを開催し、住民に文化活動への参加機会を提供しています。そのほか、文化祭などの機会を活用して、住民の発表や展示の機会を提供するほか、優れた芸術を鑑賞する機会の提供に努めています。

町内の文化財としては、国登録有形文化財である杉浦醫院をはじめ、県指定文化財である妙福寺の鰐口や、町指定文化財である石原家古文書や源義清公館跡、正法寺の半鐘などがあります。加えて、各地に残る地蔵や道祖神、碑などをはじめ、かすみ堤や地方病撲滅に関する資料など、様々な歴史・文化遺産があります。

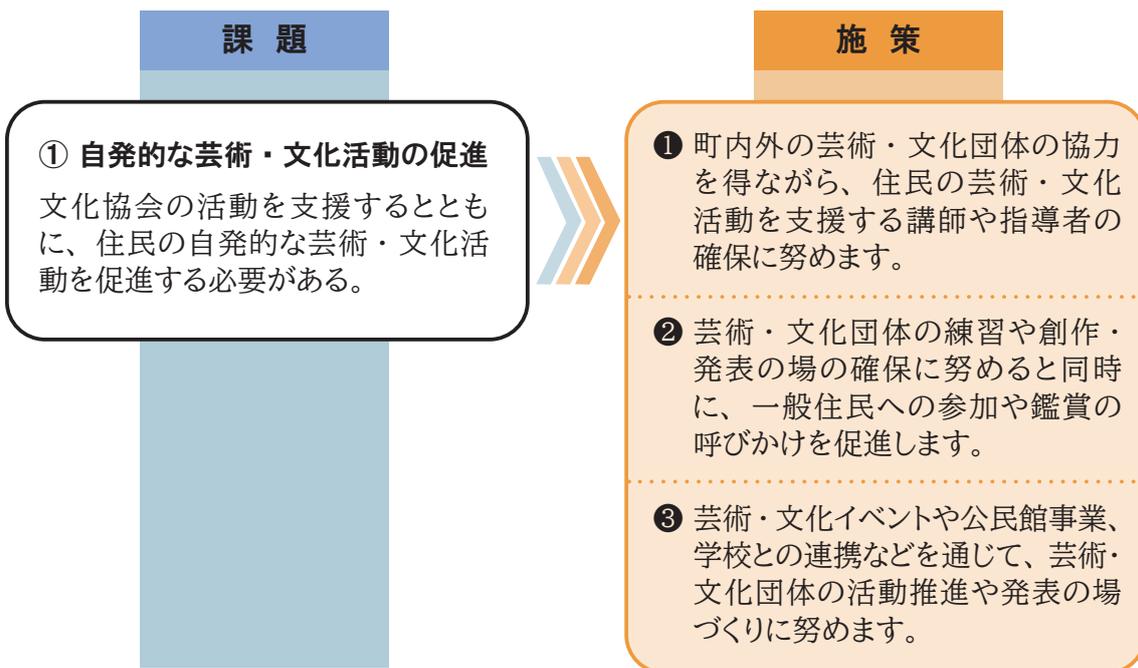
<施策方針>

芸術・文化に親しむ機会を拡充するとともに、活動の場の整備や文化協会などの育成に努め、住民の主体的な芸術・文化活動を促進します。また、地域の歴史や文化の保全と継承に努め、郷土意識の醸成に努めます。

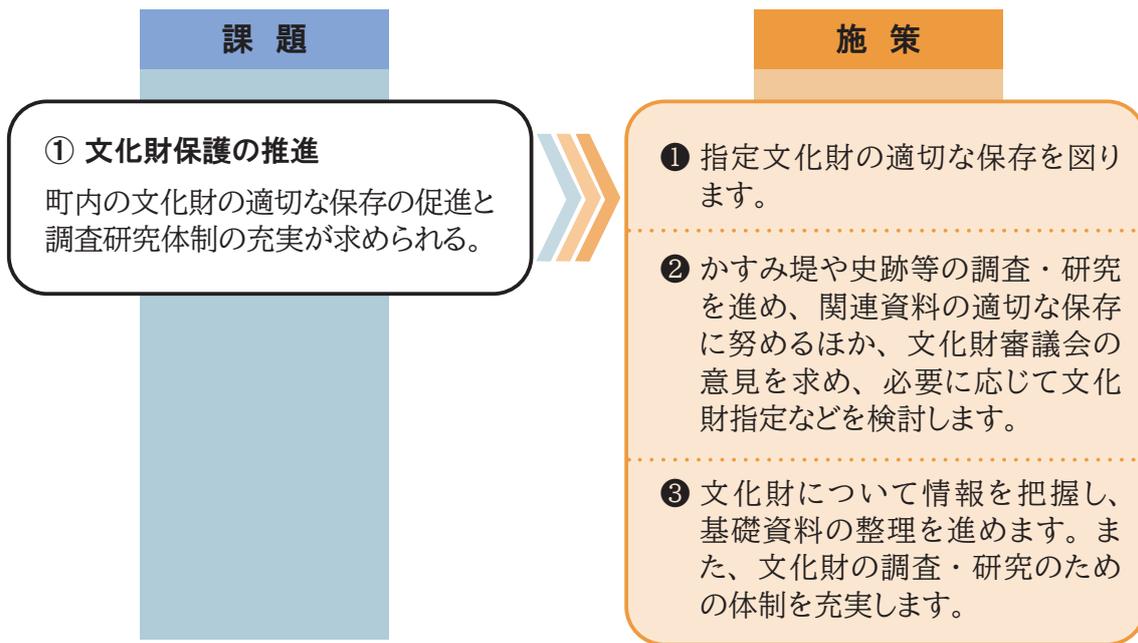
(1) 芸術文化活動の促進



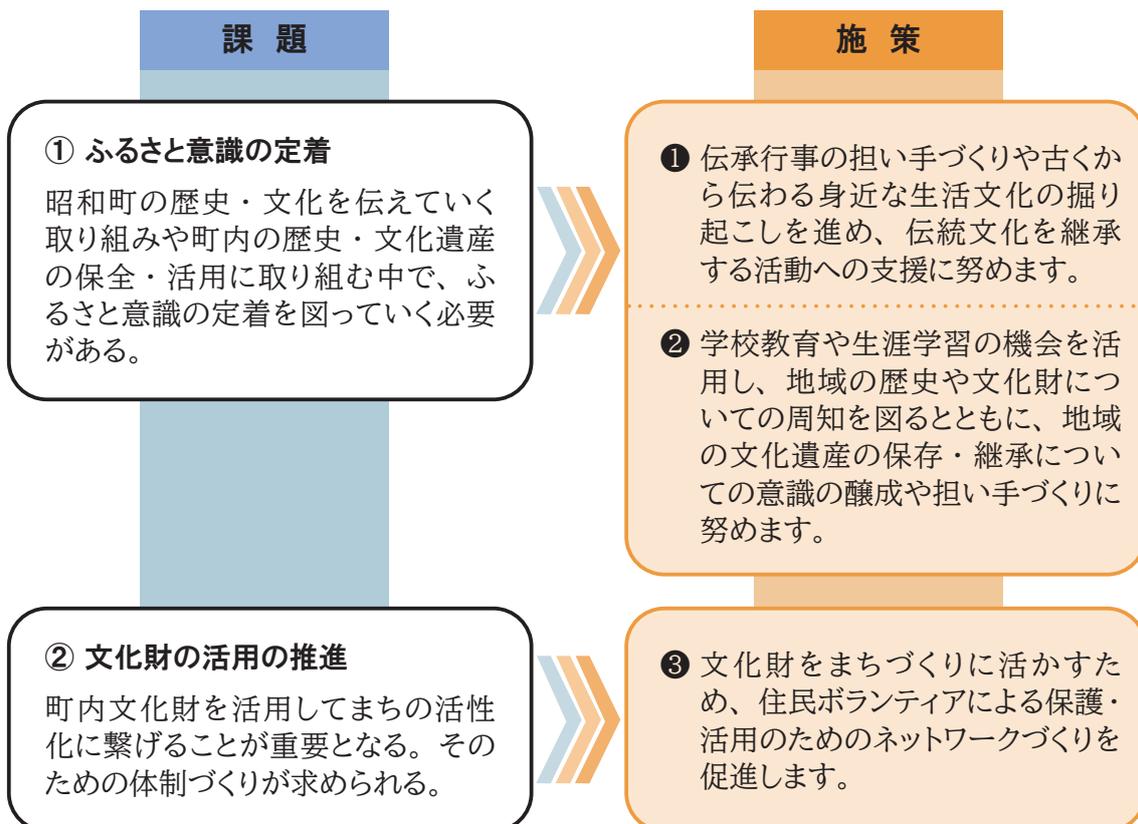
(2) 芸術文化団体の育成



(3) 文化財保護の推進



(4) 文化遺産の継承・活用の促進



2 スポーツ・レクリエーション活動の充実

<現況>

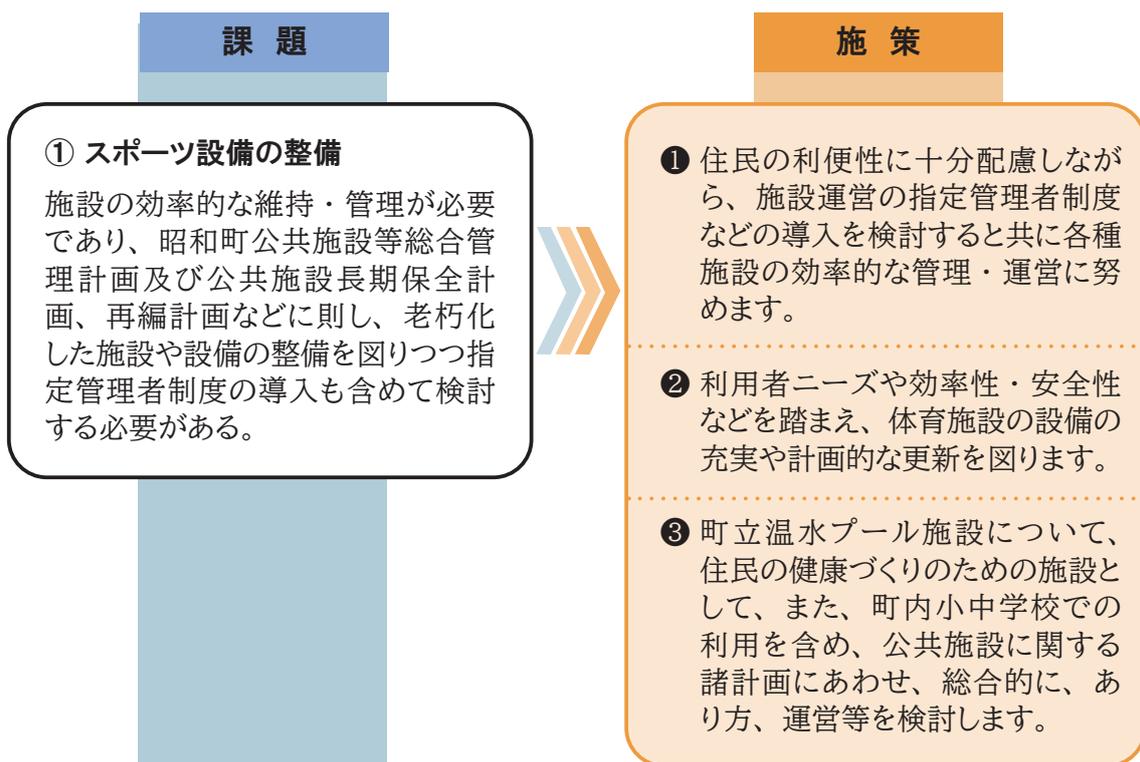
本町では町立温水プール、総合体育館などのスポーツ・レクリエーション施設の開放や、学校体育施設の夜間開放を行っています。加えて、押原公園のグラウンドや（一社）総合型地域スポーツクラブ・カメラリアなど、町内においてスポーツ環境を整えています。一方、施設の効率的な維持・管理が必要であり、昭和町公共施設等総合管理計画及び公共施設長期保全計画、再編計画などに則し、老朽化した施設や設備の整備を図りつつ指定管理者制度の導入も含めて検討しています。

スポーツ教室では、町および各種団体による事業の開催や昭和町みんなのスポーツ推進協議会による昭和町スポーツフェスティバルなど競技スポーツから健康づくりまで幅広い取り組みを行っています。またスポーツ協会やスポーツ少年団、各地区の体育部などがあり、それぞれ活発に活動しています。また、スポーツ団体による自主活動をはじめ、スポーツ推進委員や各種団体が協力して、スポーツ少年団運動会や子どもクラブ球技大会、軽スポーツ教室、ニュースポーツを紹介するなど、世代や運動負荷に見合った運動の場の創出を行っています。

<施策方針>

スポーツを通じて人と地域が輝くまちを目指し、活動を促進します。これを達成するためにスポーツが生活の一部になり、スポーツに親しみ、定着できるような、生涯スポーツ社会の構築、スポーツを通して住民の交流が深まり、地域の一体感や活力が醸成される地域づくり、これらを具現化できるように住民のニーズに即したスポーツ環境の整備、スポーツリーダー、スポーツ指導者の育成を図るなど施策の実施を行います。

(1) スポーツ施設の整備・充実



課題

② 小中学校設備の有効活用

小中学校設備のスポーツ・レクリエーション活動への有効活用が課題。

施策

- ④ 安全対策に配慮しながら、社会体育施設としての学校開放による小・中学校のグラウンドや体育館などの有効活用を促進します。

(2) スポーツ機会の拡充

課題

① 自発的なスポーツ活動の促進

スポーツ教室などの充実を図りながら、住民の自発的なスポーツ活動を促進する必要がある。

施策

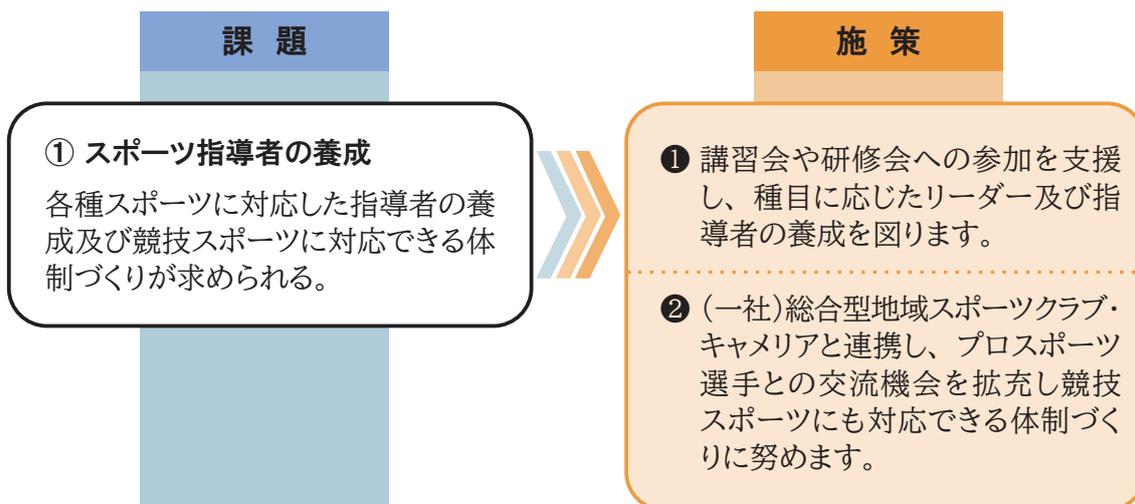
- ① スポーツフェスティバルや各種スポーツ教室、ニュースポーツ大会などの開催を進め、スポーツに親しむ機会を拡充します。
- ② スポーツ協会などとの連携を図りながら、幅広い年齢層が参加できる軽スポーツの普及やスポーツ企画の充実を図ります。

② スポーツ機会の充実

競技スポーツの振興とあわせて、個人の体力や目的に応じたスポーツ活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設の整備や効率的な維持・管理などの条件整備を図る必要がある。

- ③ (一社) 総合型地域スポーツクラブ・キャメリアや町外のスポーツ団体、プロスポーツ選手などとの交流を促進し、年間を通じた各種スポーツ教室を実施するなど、住民のスポーツ機会の充実に努めます。
- ④ スポーツ協会専門部やスポーツ少年団による競技スポーツ教室や大会の開催、各種目の入門教室などの充実を図ります。
- ⑤ (一社) 総合型地域スポーツクラブ・キャメリア等と連携を図り、既施設等を利用した健康増進の運動指導などの整備を進めます。

(3) 指導体制の強化



第3節 子ども達への教育の充実

1 就学前教育の充実

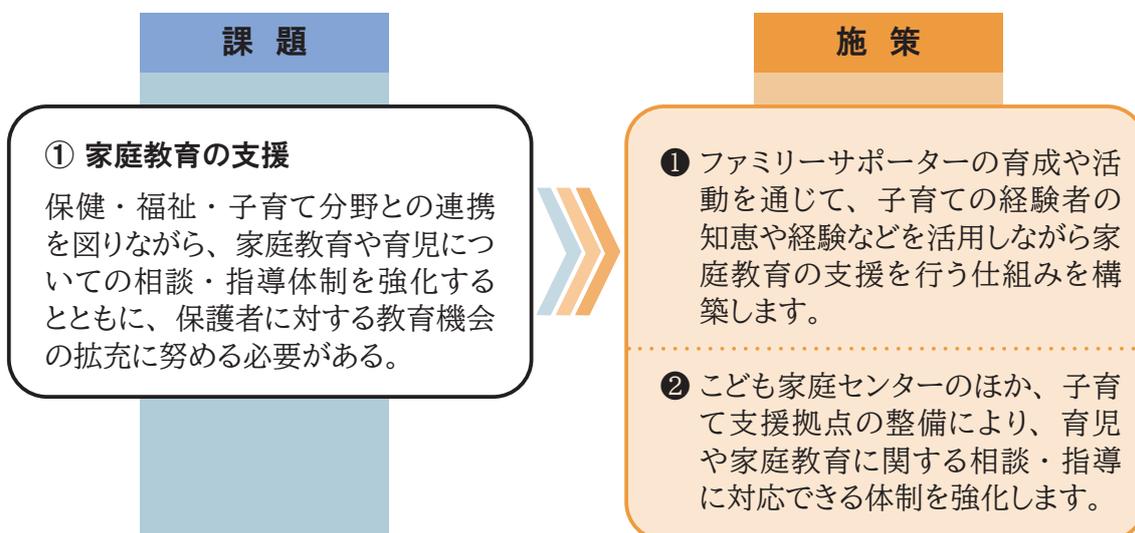
<現況>

現在、本町では、親子で参加できる教室や家庭教育セミナーなどのほか、保健・福祉・子育て分野との連携を図りながら、子育て相談の充実や保育所・こども園等による育児講座などを実施しています。今後も保健・福祉・子育て分野との連携を図りながら、家庭教育や育児についての相談・指導体制を強化するとともに、保護者に対する教育機会の拡充に努め、併せてこども家庭センターのほか、保育所・こども園等や児童館および関係団体との連携や情報交換を促進し、就学前教育推進体制を強化します。

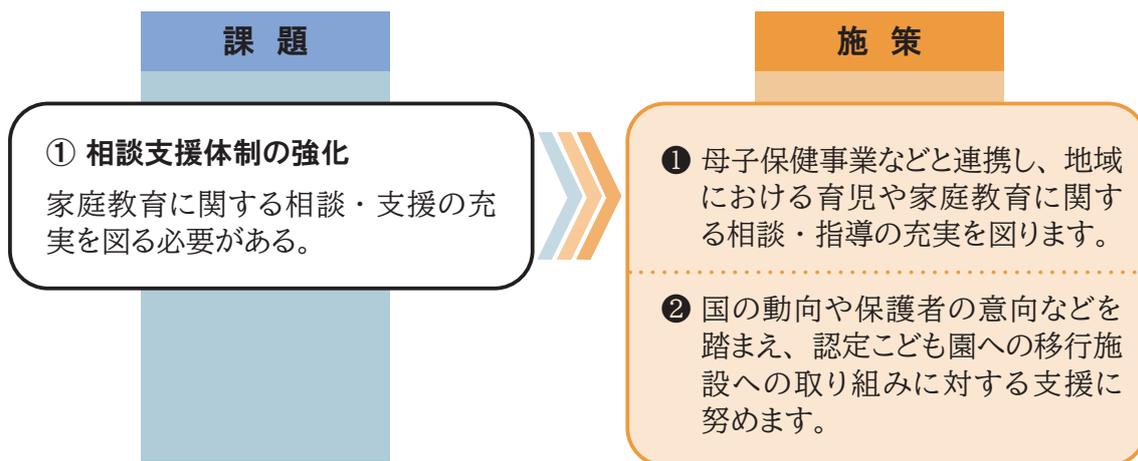
<施策方針>

保健・福祉・子育て分野との連携を図りながら、家庭教育を支援するための相談・指導体制を強化するとともに、地域において家庭教育を学ぶための機会を拡充します。

(1) 就学前教育体制の充実



(2) 幼児教育や相談・指導の充実



保育の状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育園・認定子ども園在園数	960	1,002	1,013	982	978
放課後児童クラブ利用者数	492	515	513	519	490

各年度末

2 学校教育の充実

<現況>

本町は小学校3校、中学校1校で、令和6年4月1日現在、小学生が1,325人、中学生が612人となっています。全国的には、少子化による児童・生徒数の減少が見られるものの、本町は土地区画整理事業の実施や子育て支援を充実してきたことで、定住者及び転入者が増え、児童・生徒数も増加してきました。今後も住宅地の開発事業などにより、本町の人口は増加するとみられるため、児童・生徒数にも影響するものと見込まれています。

学校施設等の整備は、常永小学校の新設（平成14年度）、押原小学校の改築（平成16年度）、学校給食施設の整備（平成16年度）、西条小学校の増改築（平成18年度）及び押原中学校の増改築・耐震改修（平成19年度・令和5年度）を進めて来ましたが、すでに施工後10年以上を経過している建物もあります。今後は、学校施設長寿命化計画による施設の修繕や児童・生徒数の増加、少人数学級に対応した施設整備が求められています。

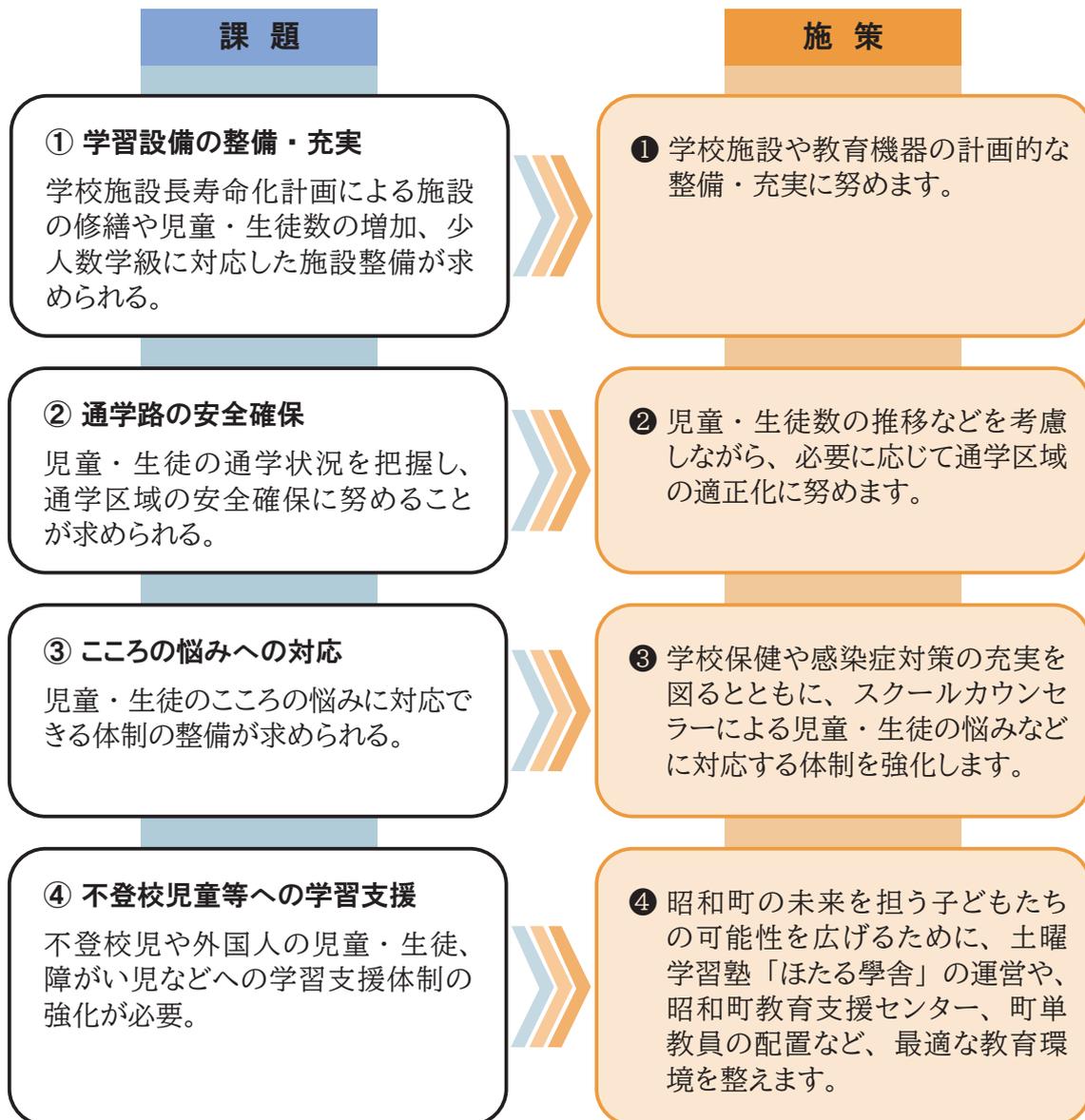
学校教育では、昭和町教育方針（教育大綱）に示す教育の基本方針に基づき各小・中学校で学校教育目標を定め、確かな学力の定着を目指すとともに、児童・生徒の個性と自立性を育む教育を推進しています。あわせて、不登校児や外国人の児童・生徒、障がい児などへの対応を強化するため、町単教員・教育指導員等の配置や昭和町教育支援センターを開設するほか、グローバル化を見据えた小学校低学年からの英語教育やGIGAスクール構想による学校ネットワークの環境整備など、時代やニーズに対応した教育環境づくりを進めてきています。

今後、「新しい時代を担う人づくり」を理念に、各学校の特色を活かしながら、学力の定着や豊かな人間性の涵養などに努めるとともに学校と家庭、地域との連携を図り「押原教育」の良い伝統を受け継ぎ、地域・時代にあわせた「昭和教育」の実践を進めることが期待されます。

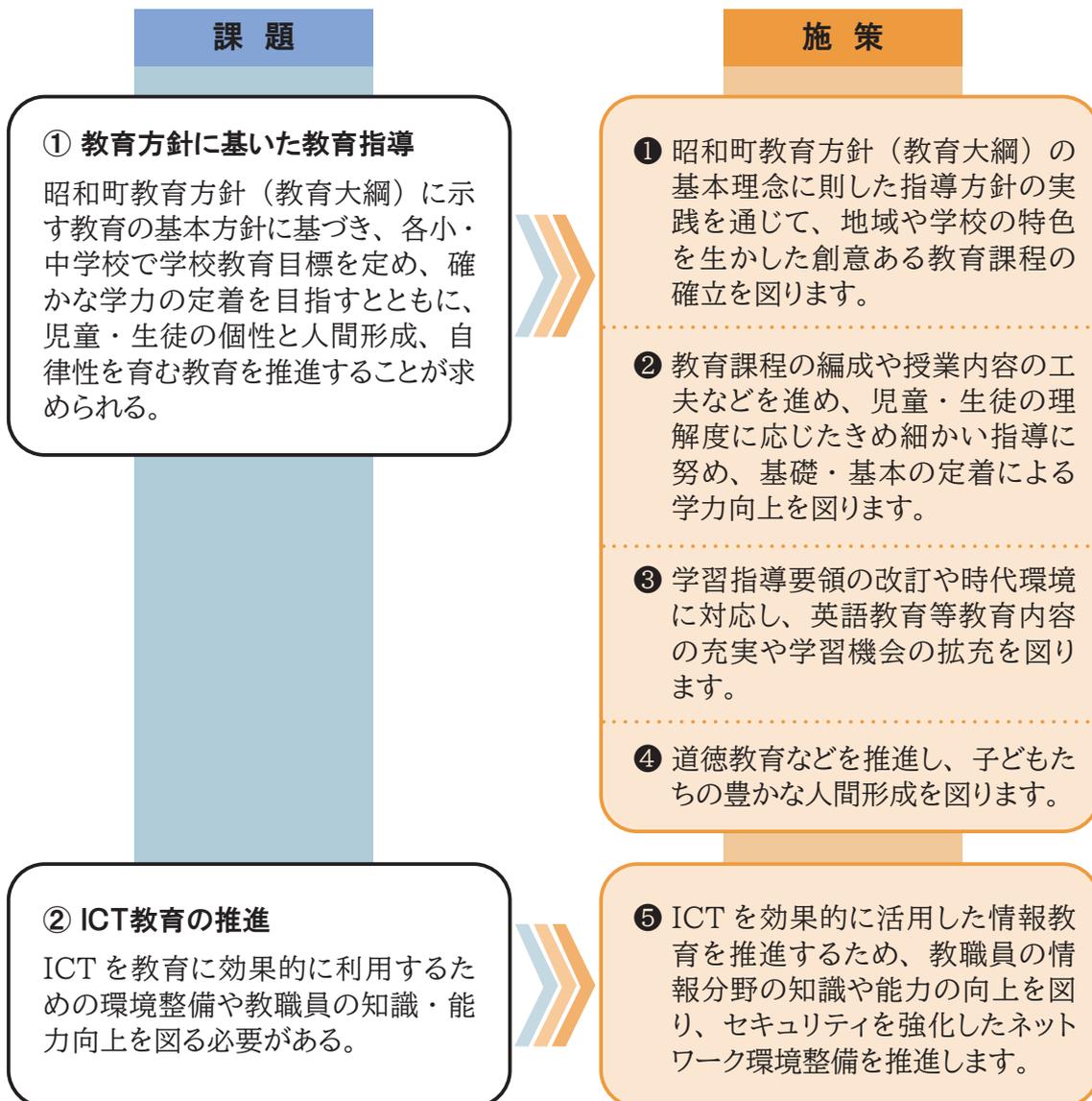
<施策方針>

学校施設やインターネット環境の計画的な整備とコミュニティスクール、運動部活動の地域移行をすすめ、教育環境の充実と「地域とともにある学校」づくりを目指し、個性や創造性を伸ばす教育の実践に努めます。また、研修・研究機会の拡充などによる教員や指導者の資質向上を図るほか、教育指導監を配置し、学校と家庭、地域との連携を強化し「昭和教育」の創造と実践を目指します。

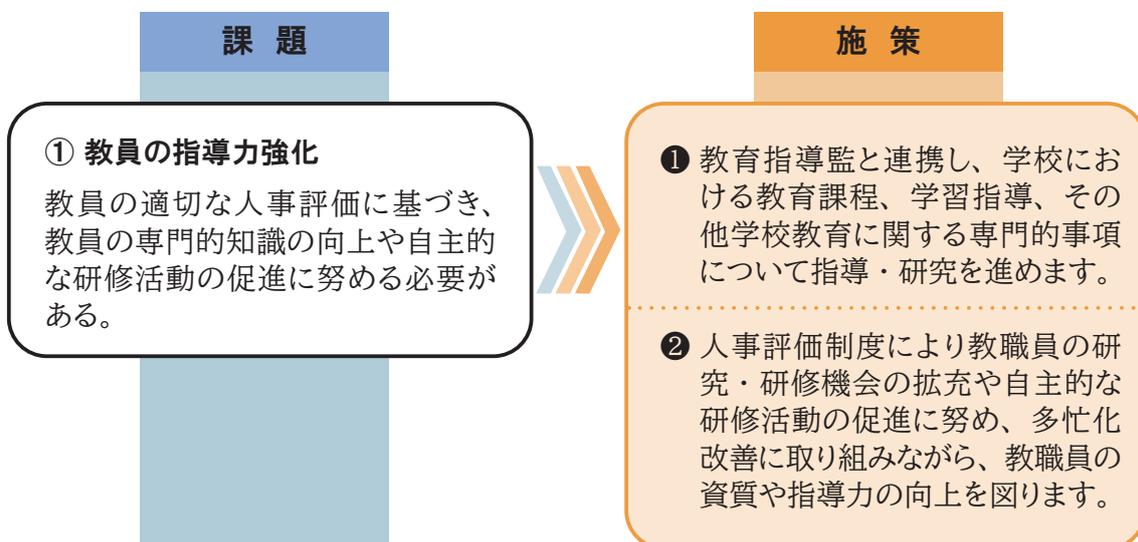
(1) 教育環境の充実



(2) 教育内容の充実



(3) 指導体制の強化



課題

② 特別支援が必要な児童・生徒への支援

不登校や発達障害など、学習に困難を感じる児童・生徒の実態に合わせた適切な指導体制の確立が必要。

施策

- ③ 家庭や専門機関との連携を図り、不登校や発達障害などへの対策を強化するとともに、健康教育やこころの教育を充実し、健康で豊かな人間性を育む教育に努めます。
- ④ 幼稚園やこども園等、小学校、中学校間の連携を強化し、卒業（園）から入学へのスムーズな生活・学習の移行ができる指導体制の確立に努めます。
- ⑤ 特別支援学級や通級による指導、町単教員・教育指導員等の加配などにより、一人ひとりの障がいの実態に応じた適切な指導を進めます。

(4) 家庭・地域と連携した特色ある教育の推進

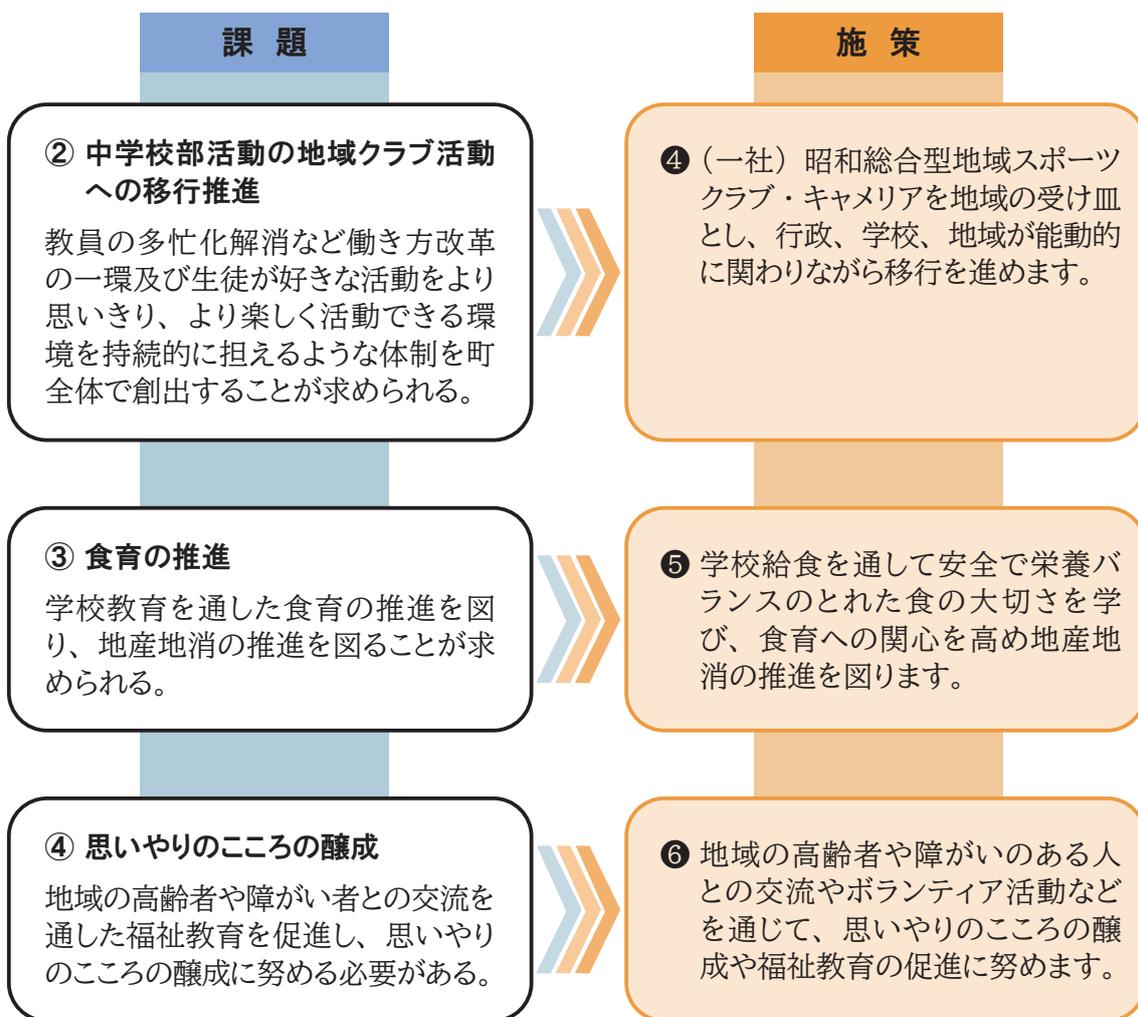
課題

① 地域と連携した教育の推進

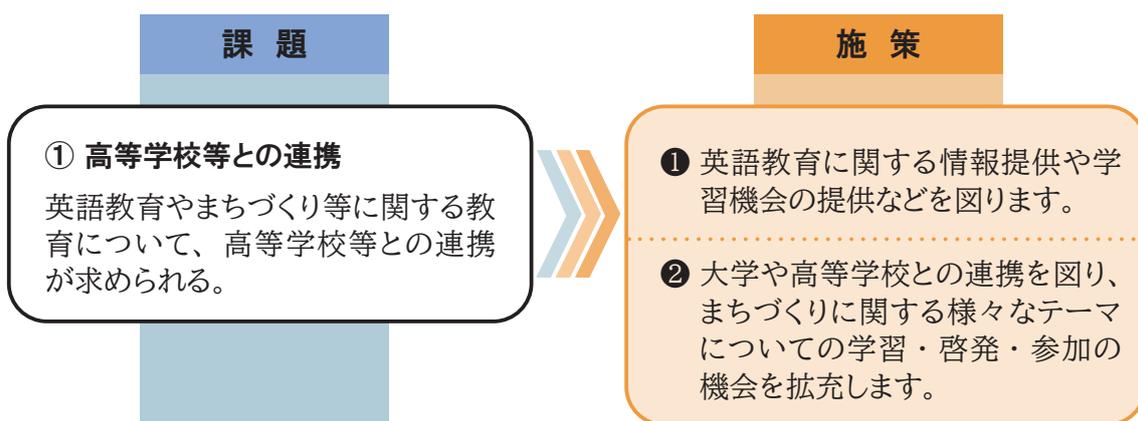
各学校の特色を活かしながら、学力の定着や豊かな人間性の涵養などに努めるとともに学校と家庭、地域との連携を図り「押原教育」の良い伝統を受け継ぎ、地域・時代にあわせた「昭和教育」の実践を進めることが期待されている。

施策

- ① 児童・生徒の安全に配慮しながら、学校を地域の情報拠点や活動拠点と位置づけ、地域のさまざまな行事や保護者の交流などに活用するとともに、学校開放などによる、学校と家庭、地域の結びつきを深めます。
- ② CSD（コミュニティスクールディレクター）の配置により、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な体制の推進強化を図ります。
- ③ 歴史・文化や自然、施設、人材など、地域の資源を活用した教育を進めると同時に、福祉教育や防災・防犯教育、郷土教育などにより地域の課題を考え、まちづくりに子どもたちが参加できるような学習機会を提供します。



(5) 高等学校等との連携の促進



3 青少年の健全育成の推進

<現況>

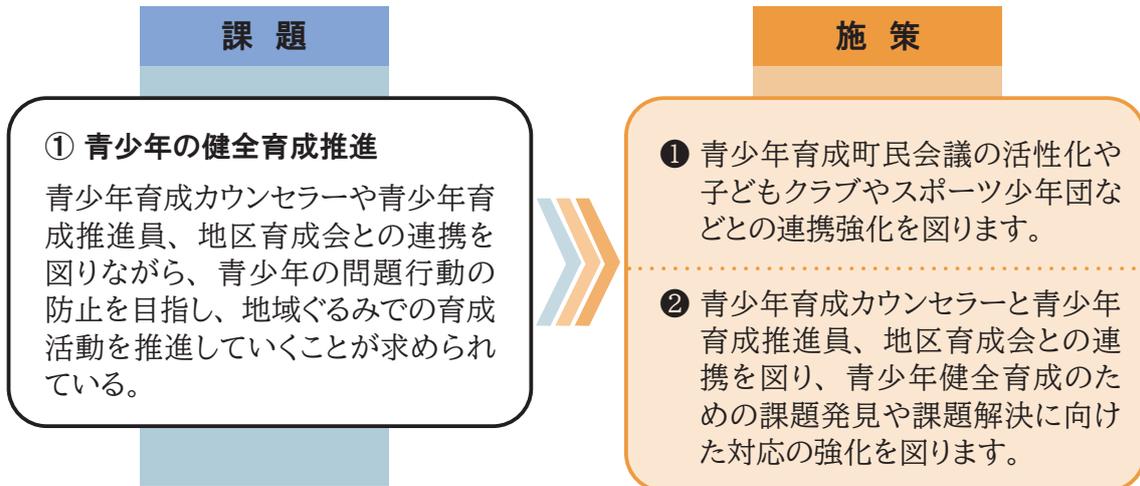
本町では、青少年育成町民会議が中心となり、青少年育成カウンセラーや青少年育成推進員、地区育成会との連携を図りながら、青少年の問題行動の防止を目指し、地域ぐるみでの育成活動を推進しています。しかし、青少年育成町民会議の構成員の高齢化が進んでいるほか、都市化の進展などを背景に、青少年を取り巻く課題が多様化していることから、青少年育成のための体制の強化が期待されています。

現在、少年活動については、各地域で行われる子どもクラブ活動やスポーツ少年団活動などがあります。一方、青少年の活動は地域の子どもクラブ等の組織的活動から、趣味や嗜好を中心としたスポーツや稽古ごとなどの個人活動に移行しています。そのため、地域の青少年育成の組織的な活動での統一した事業が難しくなっています。そこで青少年育成町民会議では、啓発活動や各種事業を通じて、青少年活動の充実と改革に努めています。

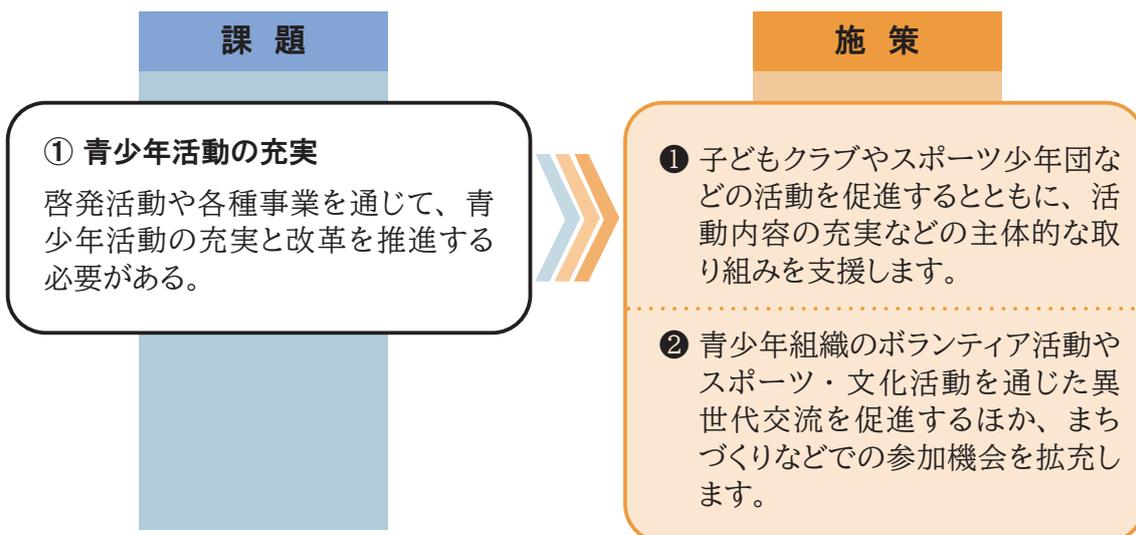
<施策方針>

家庭や学校、地域との連携による青少年健全育成の推進体制及び健全育成環境の形成に努めます。また、青少年活動の活性化を図ると同時に、まちづくりへの参加を促進し、次代を担う若者の育成に努めます。

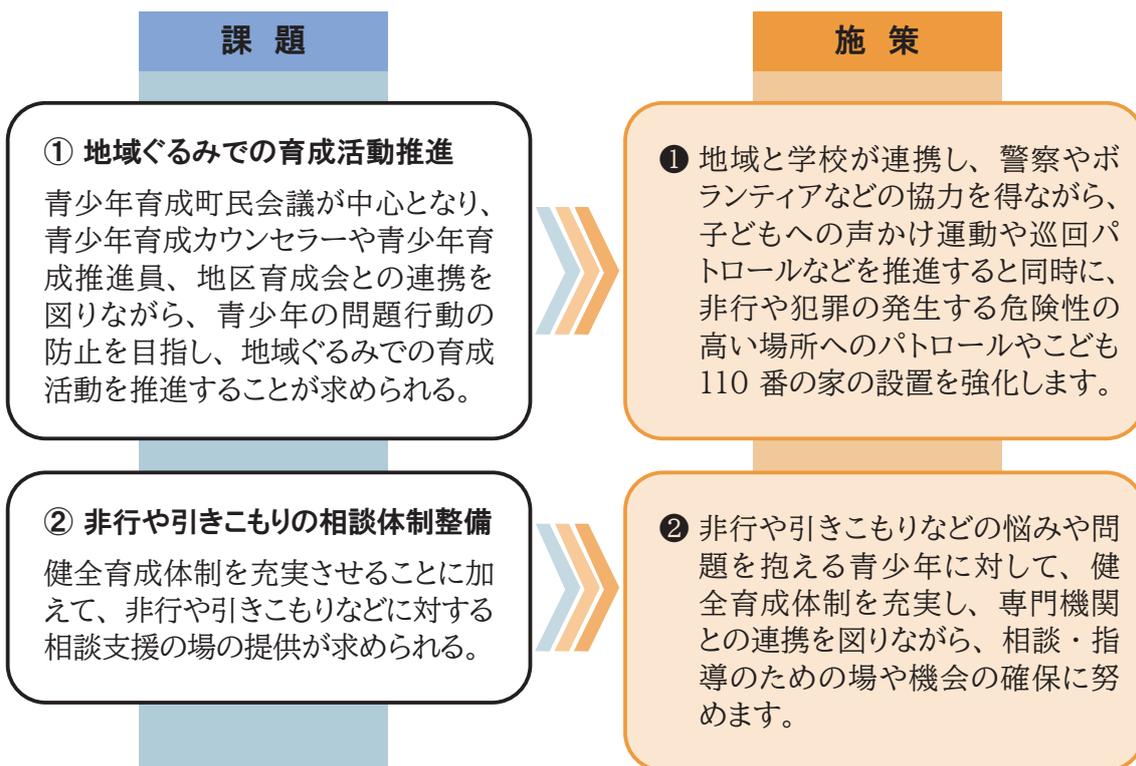
(1) 青少年健全育成推進体制の充実



(2) 青少年組織の育成



(3) 健全育成環境の形成



第3章

快適で住み心地のよい町を目指す

第1節

計画的な土地利用と美しい街並みづくり

1 総合的・計画的な土地利用

<現況>

本町は行政区域全域が都市計画区域であり、そのうち590haが市街化区域で、市街化区域内の用途指定は工業系用途地域と住居系用途地域、商業系用途地域などとなっています。

広域的には、高次都市機能が集積する甲府都市計画区域内に位置づけられ、甲府昭和インターチェンジ周辺は中心的商業・業務地として機能強化を図ることとされています。これまで住居系用途地域指定や土地区画整理事業により、街路や下水道などの都市基盤の確保を図りながら、良好な市街地の形成に努めてきました。

また、市街化区域内の面的整備事業がされていない地区では、細街路等に住居の建築やミニ開発もみられるため、昭和町宅地開発等指導要綱による指導を行っています。

市街化区域に編入し土地区画整理事業を進めた常永地区については、商業の活性化や宅地増加による人口流入など事業成果が見られます。

<施策方針>

恵まれた自然環境と都市の便利さとの両立を図るため都市計画マスタープランに基づいた計画的な秩序のある土地利用を進めるため、既成市街地の環境整備を進めるとともに、市街化調整区域を含めた新たな市街地形成を図りながら、地域の均衡ある発展を目指します。

(1) 都市計画の促進

課題

① 市街地整備の推進

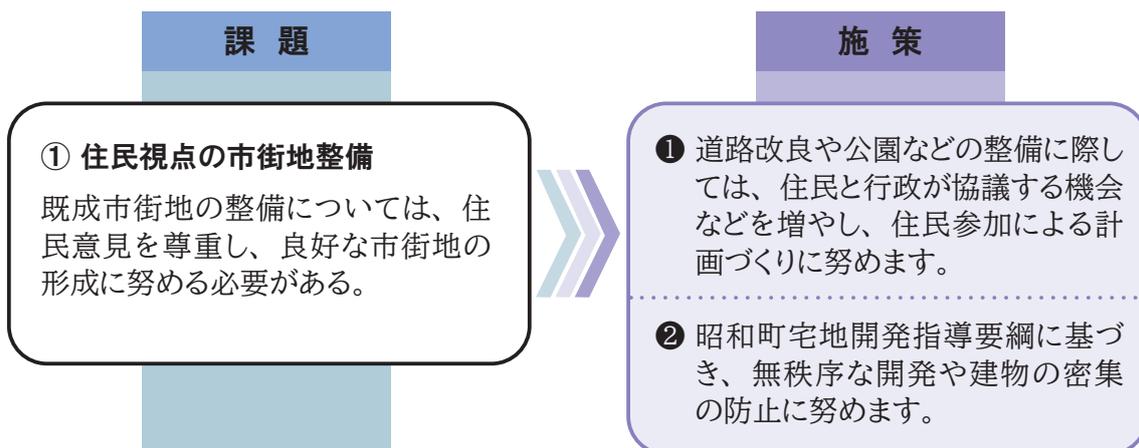
社会情勢の変化を踏まえ、農地利用等の調整を図りつつ、計画的な市街地の形成または整備を図る必要がある。

施策

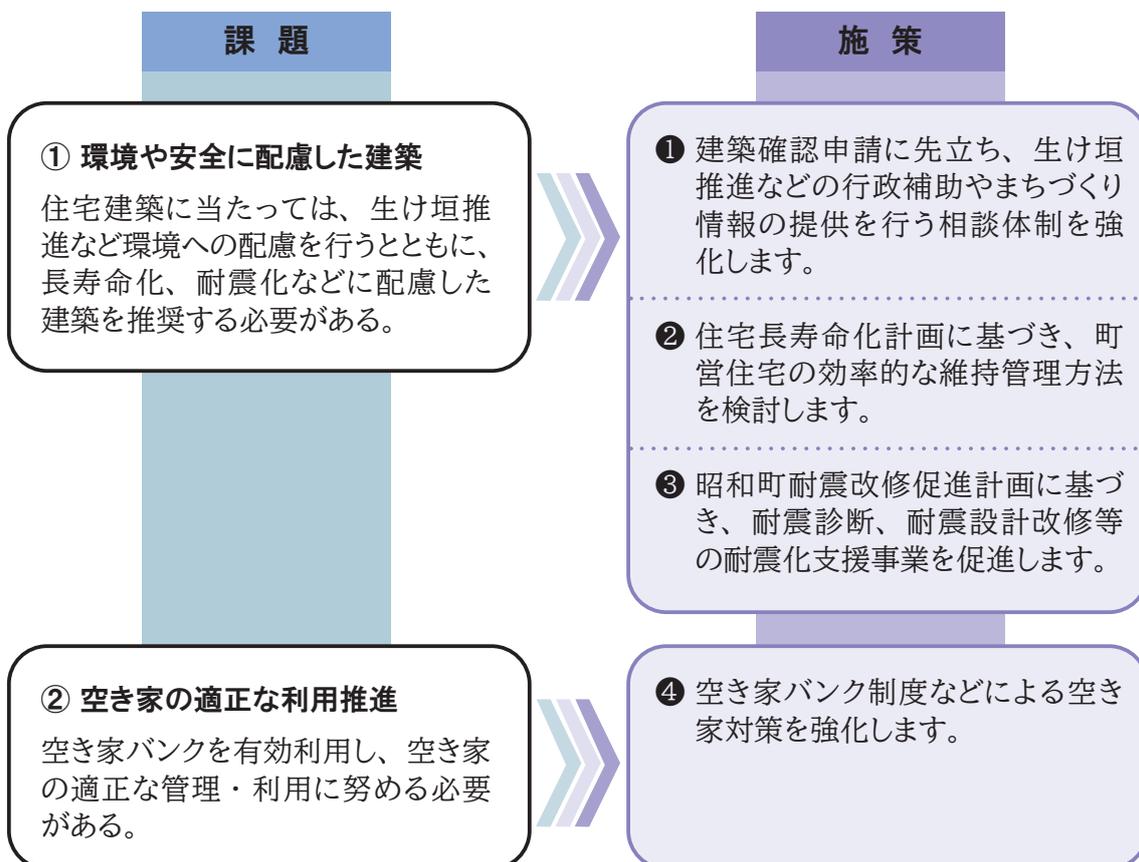
① 甲府都市計画や昭和町国土利用計画との整合性を図りながら、都市計画マスタープランに基づき、中長期的な視点での市街地整備を推進します。

② 地理情報システムにより、都市計画基礎調査をはじめ、固定資産、道路、下水道などの各種の情報を整理し、計画的な都市整備に活用します。

(2) 既成市街地の整備



(3) 住環境の充実



2 美しい街並みづくり

<現況>

本町には、美しい山岳の眺望をはじめ、田園環境を中心に緑の景観が広がっています。現在、生け垣推進補助制度の利用促進をはじめ、一部地域では地区計画による建築の高さや意匠の制限、植栽スペースの確保などにより、緑あふれるまちなみ景観づくりを進めています。

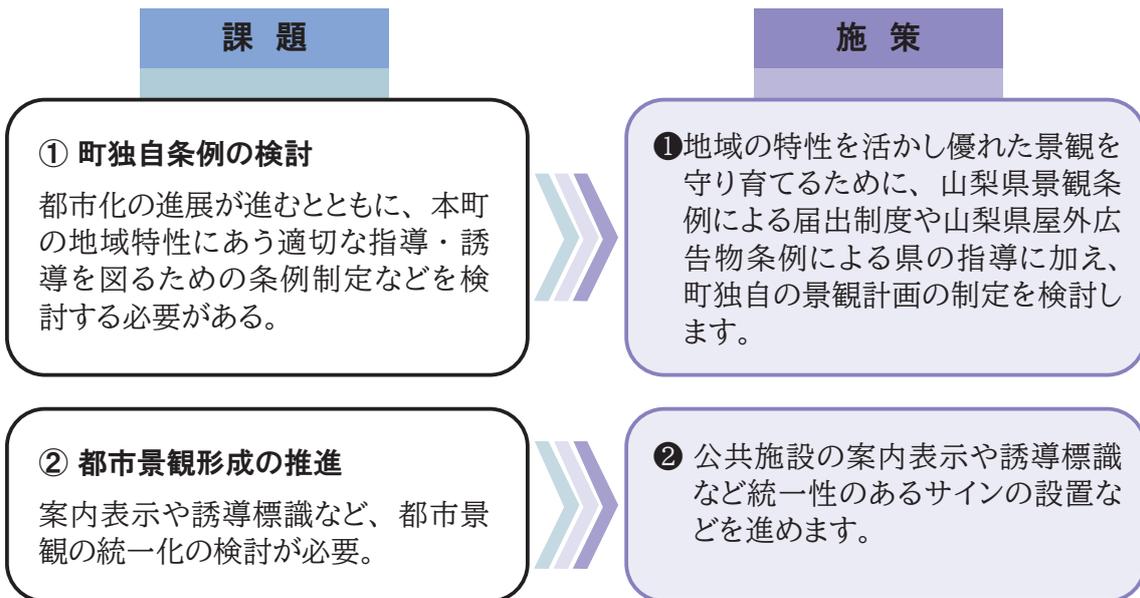
現在、景観阻害に関わる規制指導は山梨県景観条例に基づく届出制度や山梨県屋外広告物条例による県からの指導が中心になっています。しかし、都市化の進展が進むとともに、本町の地域特性にあう適切な指導・誘導を図るための条例制定などを検討する必要があります。

また、本町には、スポーツ施設や遊具の整った国母・釜無工業団地内の公園や押原公園、ショッピングセンターに隣接する都市型公園西条彩の広場や西条ふれあい広場のほか、小川のある押原の杜や沼公園、噴水などがある阿原1号公園や沖田公園、常永公園など、特色のある公園・広場が数多くあります。市街化が進む本町では、公園・緑地はうらおいある暮らしを創出するための大切な空間です。広域的な防災機能も備えた昭和押原公園が整備されたほか、常永土地区画整理事業により公園や緑地などの整備も進めてきました。そのほか、東花輪川（山伏川）の桜並木やかつての源氏ホテル自生地の名残を伝える鎌田川の河川公園など、緑の軸に沿った公園整備に努めています。

<施策方針>

景観計画の制定などにより、良好な田園景観や美しい街並みの形成に努めます。また、住民参加を促しながら、環境美化活動の促進を図ります。地域の特性や状況を活かした特色ある公園づくりを進めるとともに、住民参加による公園・広場の維持・管理を促進し、身近なやすらぎ空間の創出に努めます。

(1) 都市景観の形成



(2) 緑化・環境美化の促進

課題

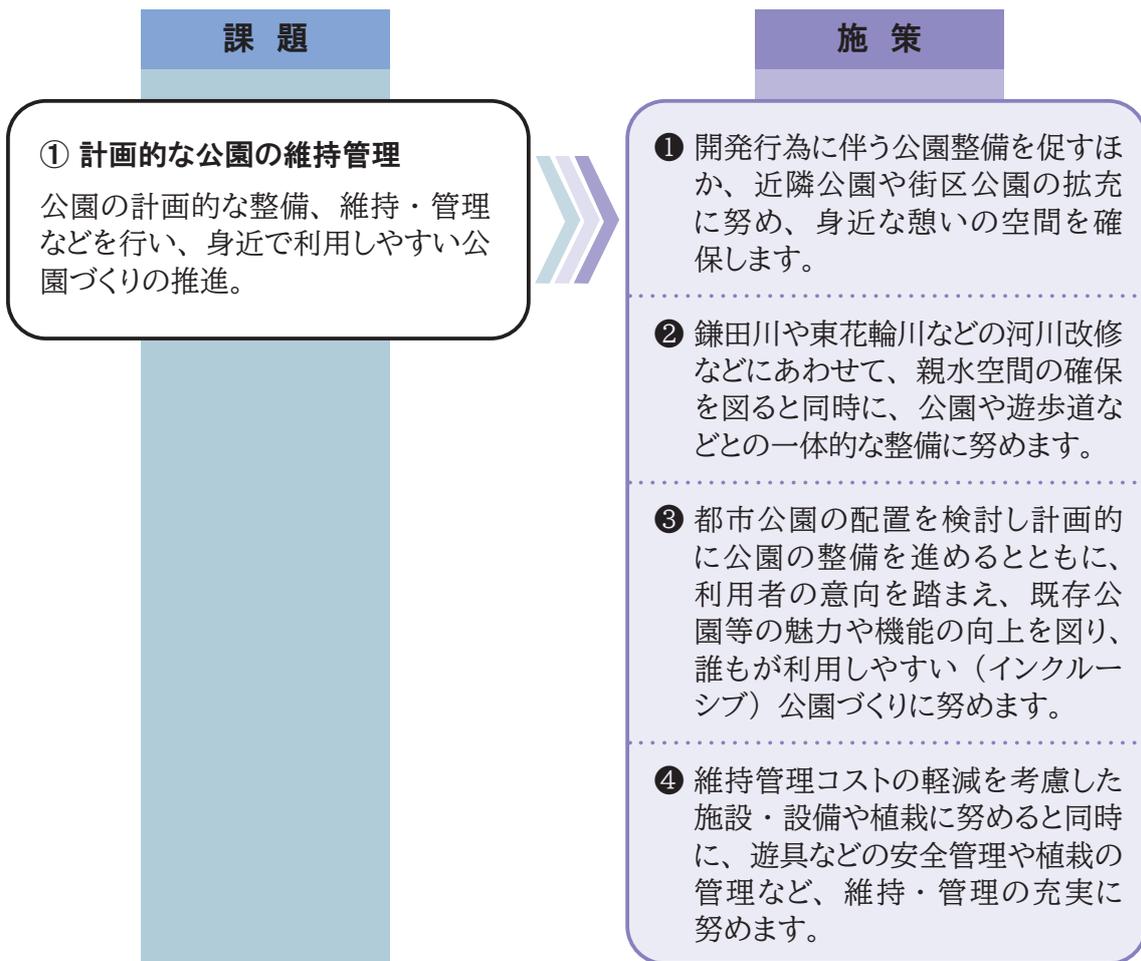
① 緑化・環境美化の促進

住民や学校、各種団体の協力を得ながら、花木の植栽や清掃活動を促進するほか、住民参加による公園の維持・管理の充実を図ることが求められている。

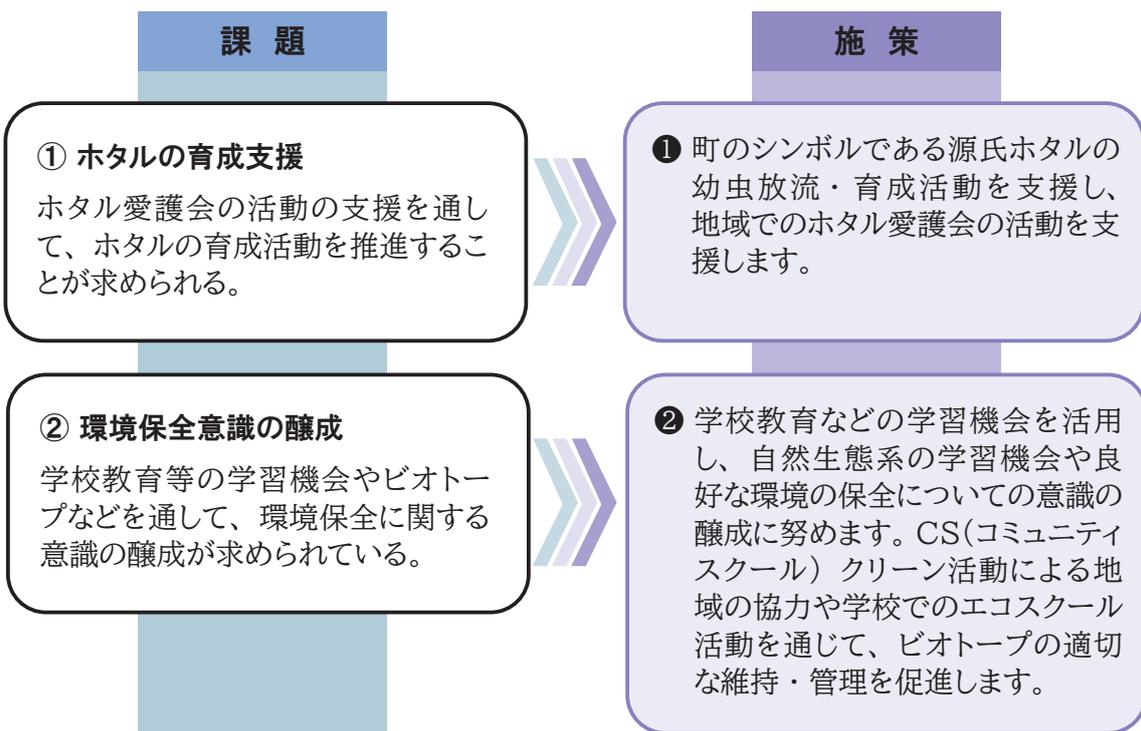
施策

- ① 生け垣等推進補助制度の周知を図り、宅地周辺の緑化に努めるほか、幹線道路沿いへの花壇の設置や街路樹の植栽などを進めます。
- ② 地域や各種団体との連携を図りながら、地域での環境美化活動や啓発活動を進めます。また、地域や事業所、学校などでの植栽や花づくり運動を進めます。
- ③ 河川美化事業補助金交付条例により各地区が行う河川清掃を支援します。
- ④ 各種イベントや大会などの機会を活用し、環境美化についてのPRや住民の意識高揚に努めます。
- ⑤ 学校などでの環境美化教育を促進し、子どもの時から美しいまちづくりについての理解や関心を高めます。

(3) 公園の整備



(4) 自然生態系の保全・再生



課題

③ 生態系に配慮した河川整備

生物の生息に配慮した河川整備を進める必要がある。

施策

③ 自然工法を採用した河川整備を促進すると同時に、生物の生息に配慮した水辺管理などに努めます。

第2節

環境保全対策の充実

1 水循環の確保

<現況>

本町では、上水道の配水管施設は市街化区域を中心に市街化調整区域までほぼ全域を網羅し、令和5年3月末の上水道普及率は95.14%です。また、世帯数の増加に伴い、配水管の設置要望は多く、計画的な整備を進めています。

今後、甲府市上下水道局と連携を密にし、町内全域への配水管網の整備を進めるとともに、水質検査体制の強化や水源域も含めた水質監視を継続する必要があります。

本町は地下水が豊富な地域であり、水道水をはじめ、工業用水や農業用水としての利用などがあり、継続的な取水指導や井戸水の適正揚水などの指導を進める必要があります。

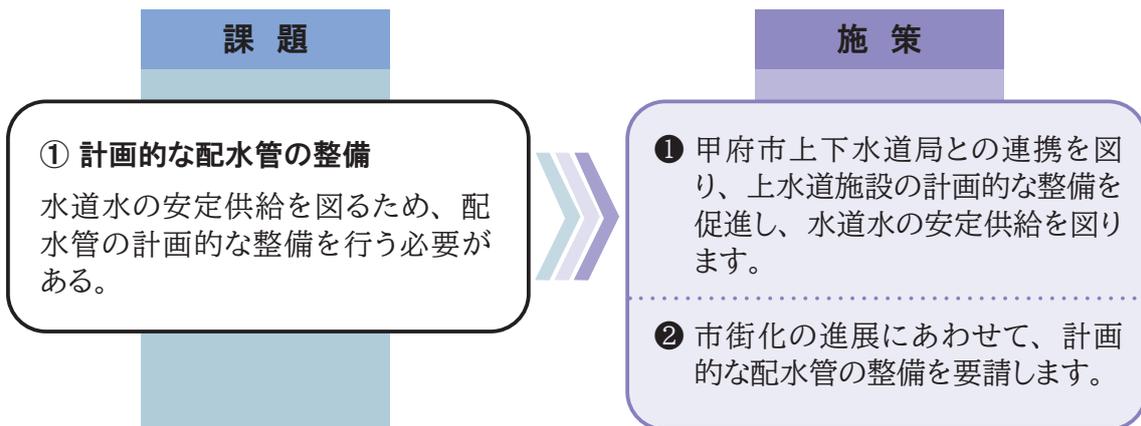
一方、公共下水道は、平成25年度に市街化区域の整備がほぼ完了し、総人口に対する下水道普及率は8割に達しました。今後も、整備財源の確保に努めるとともに、市街化調整区域における処理区域の計画的な拡大を図り、令和17年度の完成を目指しています。

また、整備済区域での水洗化率は9割に達していますが、供用開始区域の拡大に伴い未接続世帯も少なからずあります。そのため、個別訪問による下水道への早期接続の指導・啓発や宅内の排水設備工事資金融資あっせん制度などの周知を図り、未接続世帯の解消に努めます。し尿処理については、中巨摩地区広域事務組合による広域処理を行っていますが、下水道事業の推進に伴い処理量は減少することが見込まれることから、下水道事業の進捗を見据えながら、今後のあり方を関係自治体と協議する必要があります。

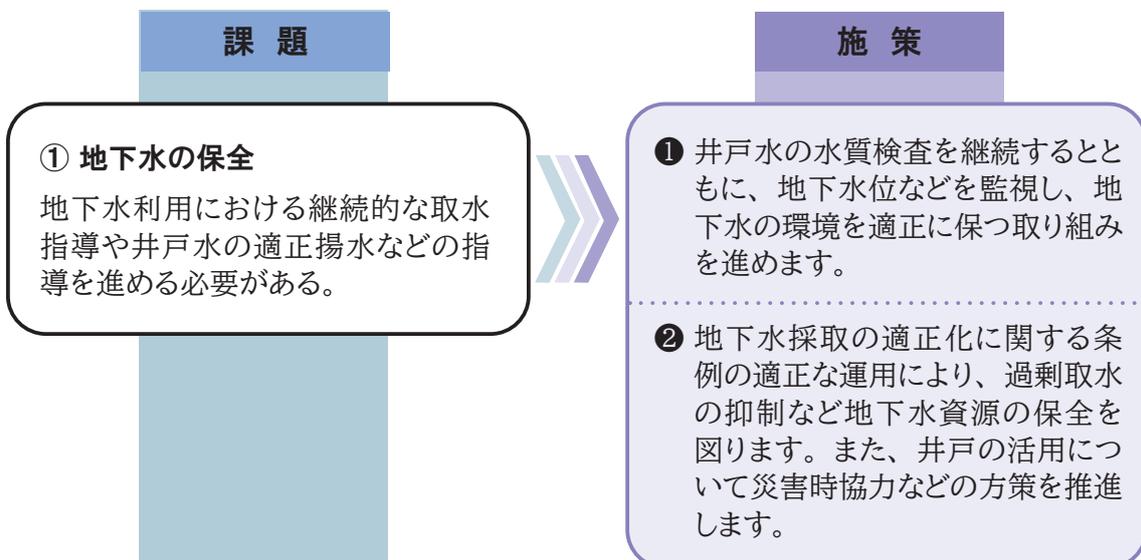
<施策方針>

甲府市上下水道局との連携により、水道施設の計画的な整備を進めるとともに、水質の監視などに努め、安全で安定的な水の供給を図ります。公共下水道事業の着実な推進を図るとともに、未整備地域での適切な生活雑排水処理に努めます。また、中巨摩地区広域事務組合での効率的なし尿処理を進めます。

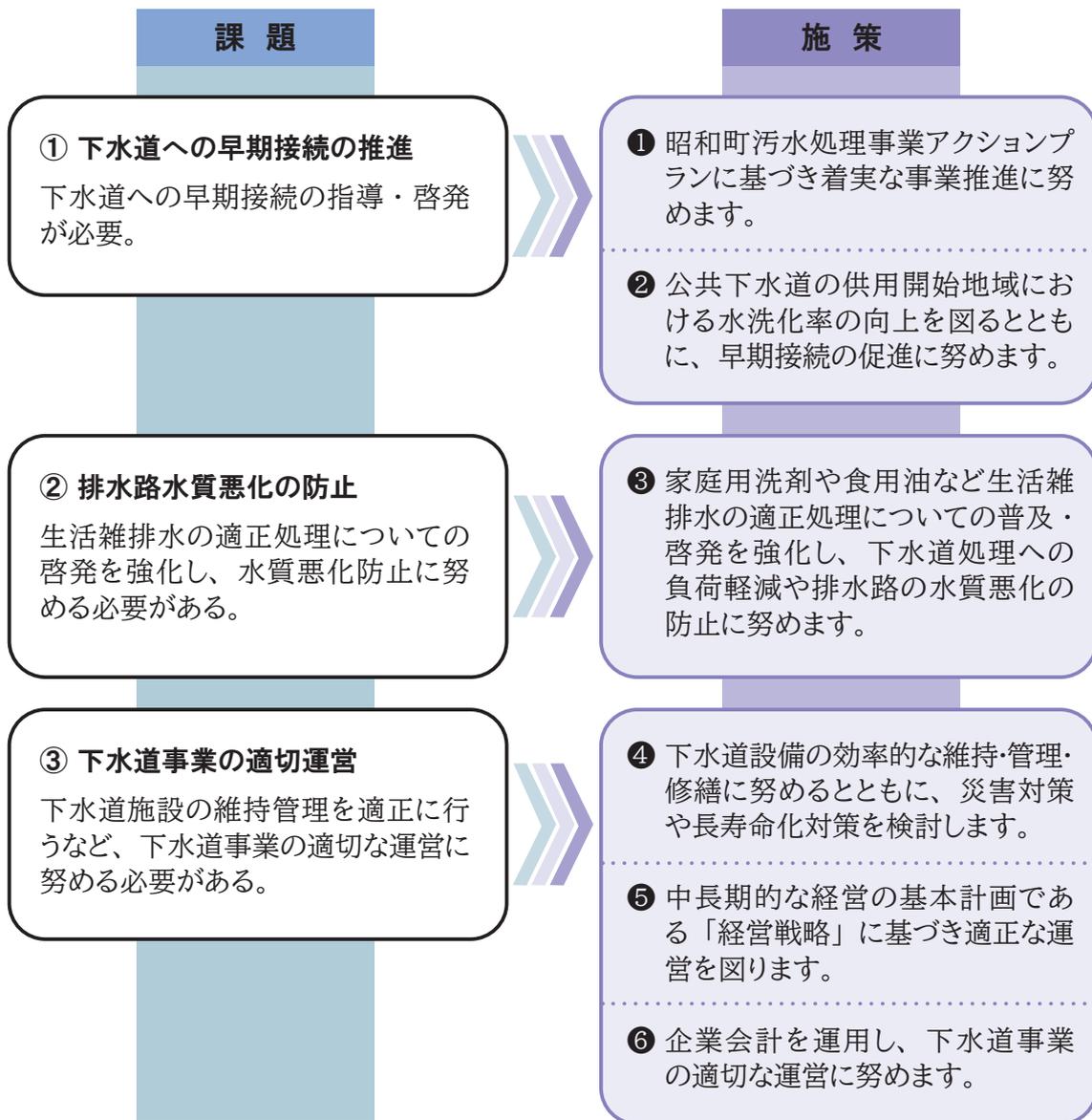
(1) 上水道事業の推進



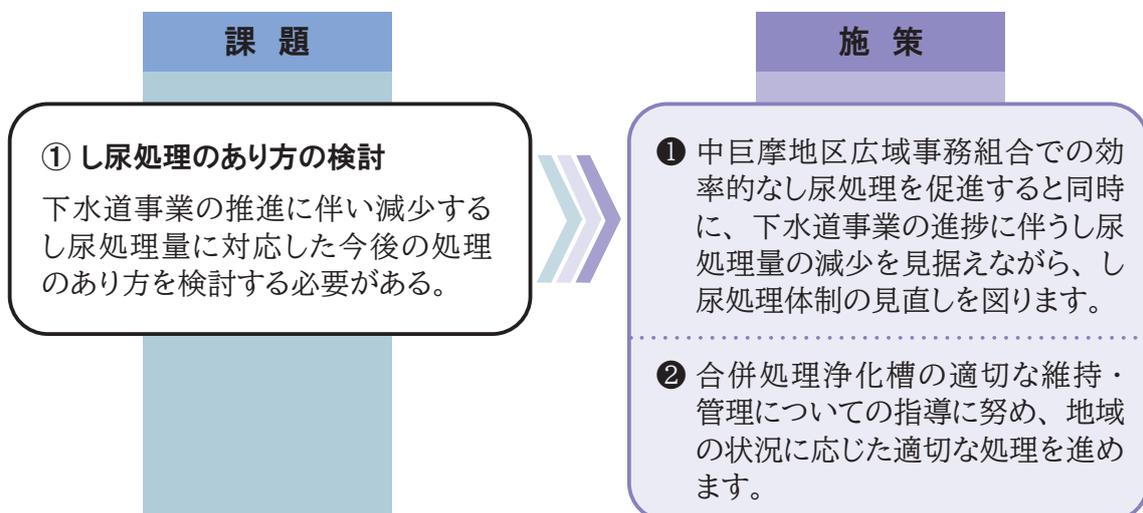
(2) 地下水の保全



(3) 下水道事業の推進



(4) し尿処理の促進



2 廃棄物処理の充実

<現況>

本町では、これまで資源回収ボックス設置をはじめ、資源ごみの分別回収の段階的な品目拡大を行ってきました。今後も人口および事業所の増加が予想され一般廃棄物の排出量の増加が考えられます。そのため、可燃ごみの減量化に向けた広報・啓発を進めるとともに、排出抑制に向けたごみ処理機器の購入補助などの対応が必要になります。

現在、生活便利帳での基本的な情報提供に加えて「ごみ収集・リサイクルカレンダー」や「ごみの分け方・出し方」の冊子を配布し、分別の徹底を呼びかけるとともに、指定ごみ袋による排出を行い、分別収集は住民に浸透してきています。

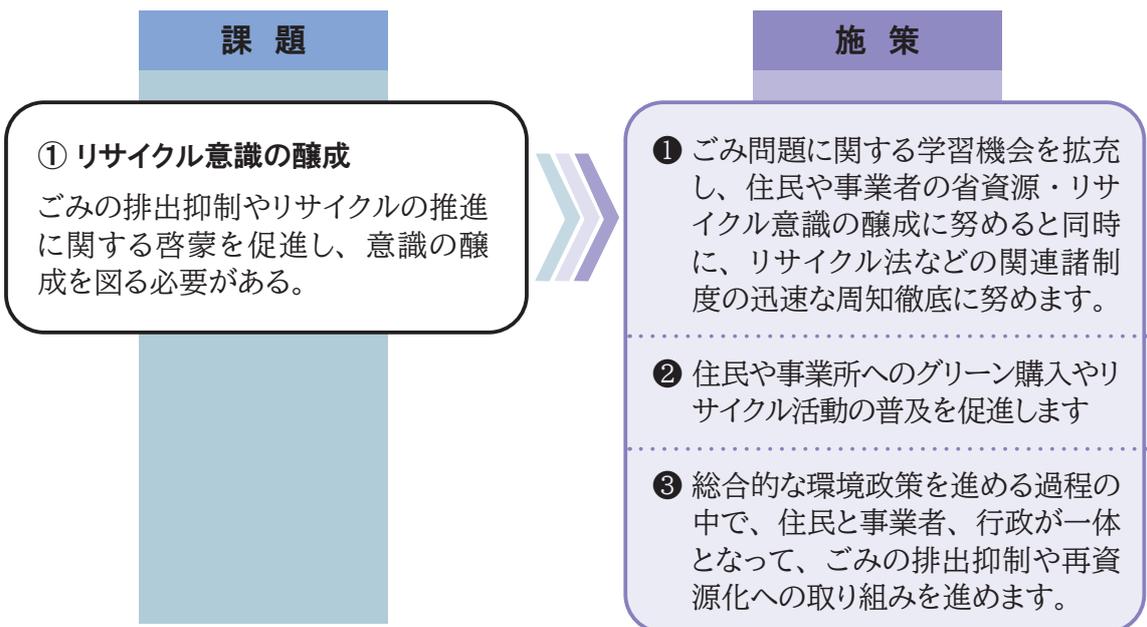
粗大ごみは指導・監視及びパトロールをしています。いまだ不法廃棄も見られ、粗大ごみの出し方の理解不足もあります。ごみの収集・処理については、燃えるごみは週2回、燃えないごみは月3～4回、粗大ごみは月1回、資源ごみは常時、それぞれ収集しており、中巨摩地区広域事務組合の清掃センター等で処理しています。

今後とも、ごみの排出量の抑制対策を推進すると同時に、広域事務組合での中間処理の高度化および関係機関との連携による処理の適正化を図ることが求められます。

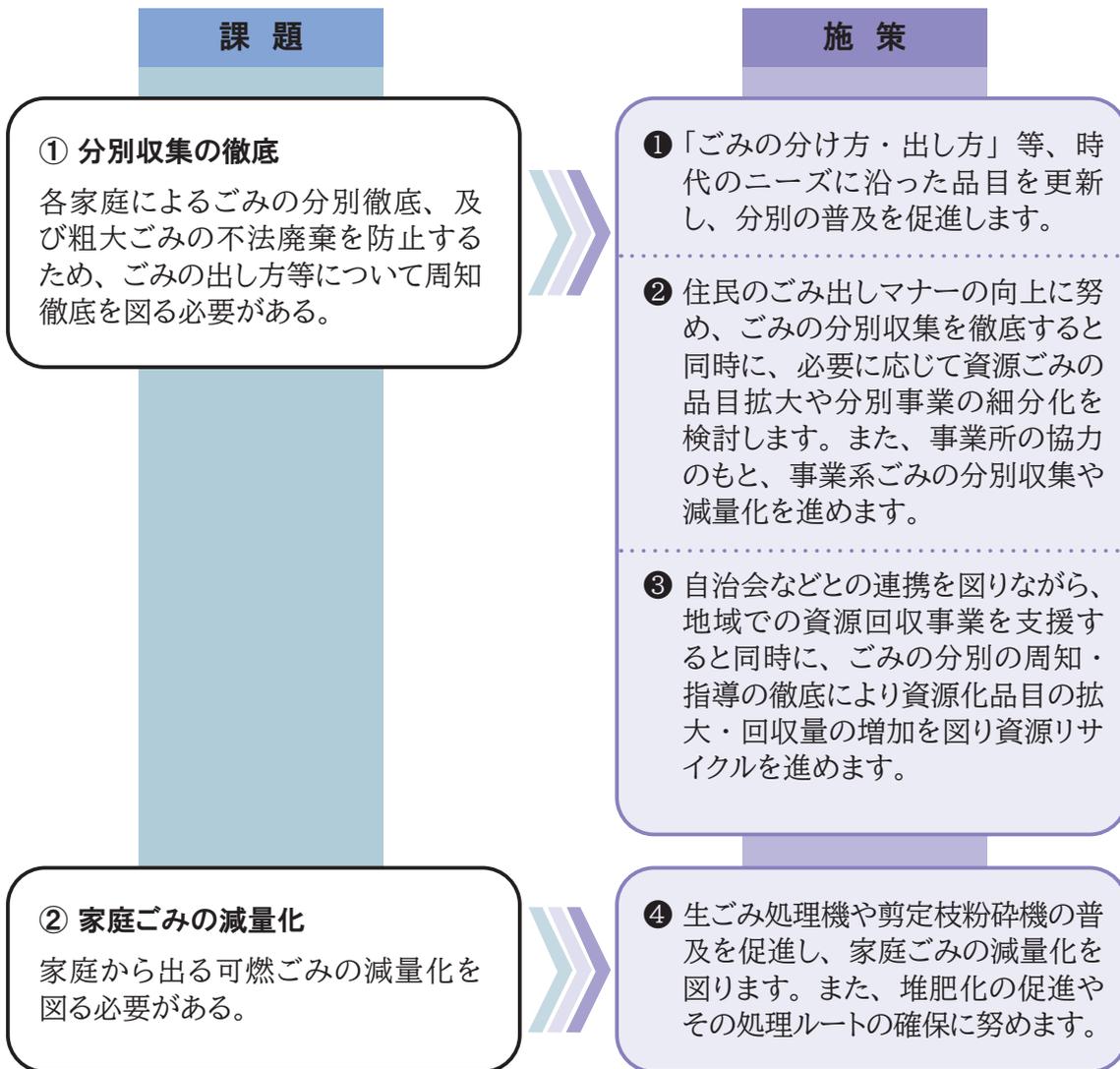
<施策方針>

ごみの分別処理の徹底とともに資源化や減量化などの取り組みを推進します。また、広域的な連携を図りながら、ごみ処理体制の強化を図ります。

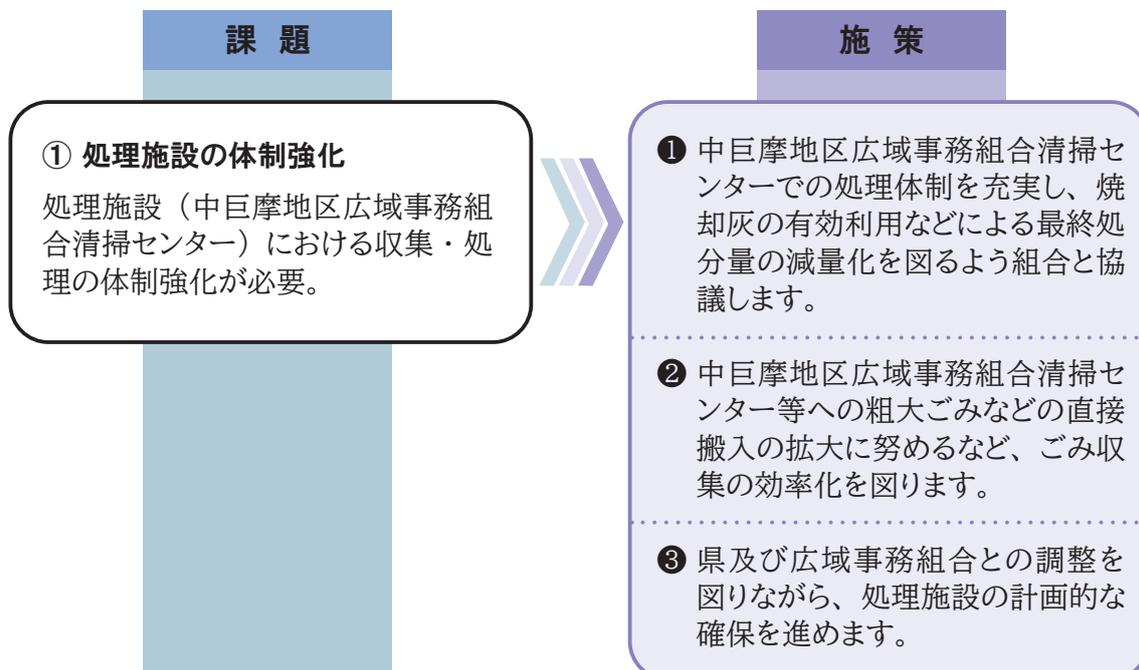
(1) 省資源・リサイクルの普及・啓発



(2) ごみの分別収集と再資源化の推進



(3) ごみの収集・処理体制の充実



3 環境保全対策の推進

<現況>

本町では、地球温暖化防止対策の推進を図るため、省エネルギー対策やグリーン購入などを進めています。2011年の東日本大震災以降、節電への意識やクリーンエネルギーへの取り組みなど、省エネルギー化の考え方が進んでいます。町としても、山梨県地球温暖化防止活動推進員をはじめ、山梨県地球温暖化防止活動推進センターなどとの連携を図り、環境問題についての啓発活動や環境学習の機会を拡充することに加えて脱炭素社会の実現のための取り組みを推進する必要があります。

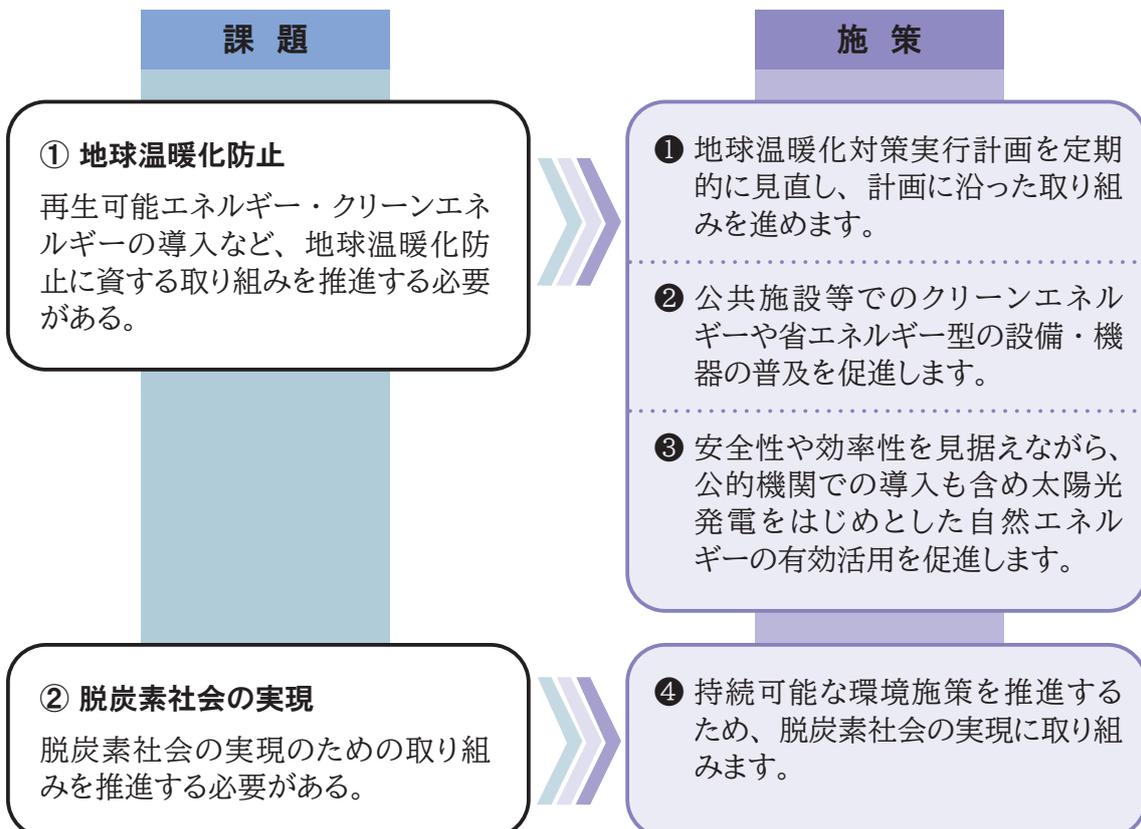
環境美化については、各地区や学校、子どもクラブなどによるクリーン活動をはじめ、各地区において河川清掃活動が展開されており、今後もこれらの活動を支援します。

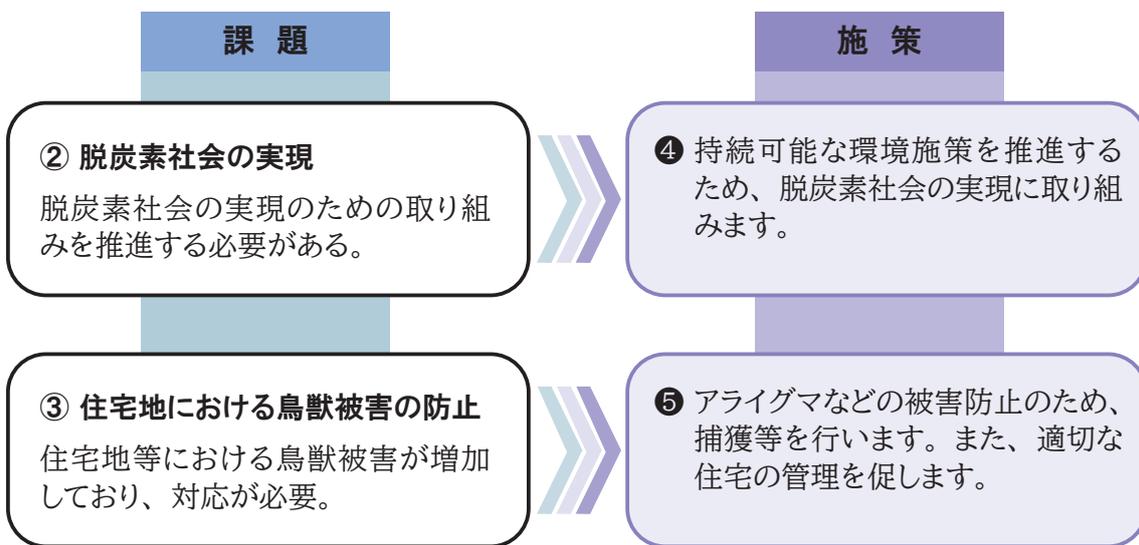
空き地については町条例による適正管理の指導を行っています。ポイ捨て、ペットのふんの不始末、不法投棄の防止、また雑草の繁茂による火災や虫の発生、農地や住宅地の鳥獣被害の防止などに適切に対応し、美しい地域環境の形成を図ります。

<施策方針>

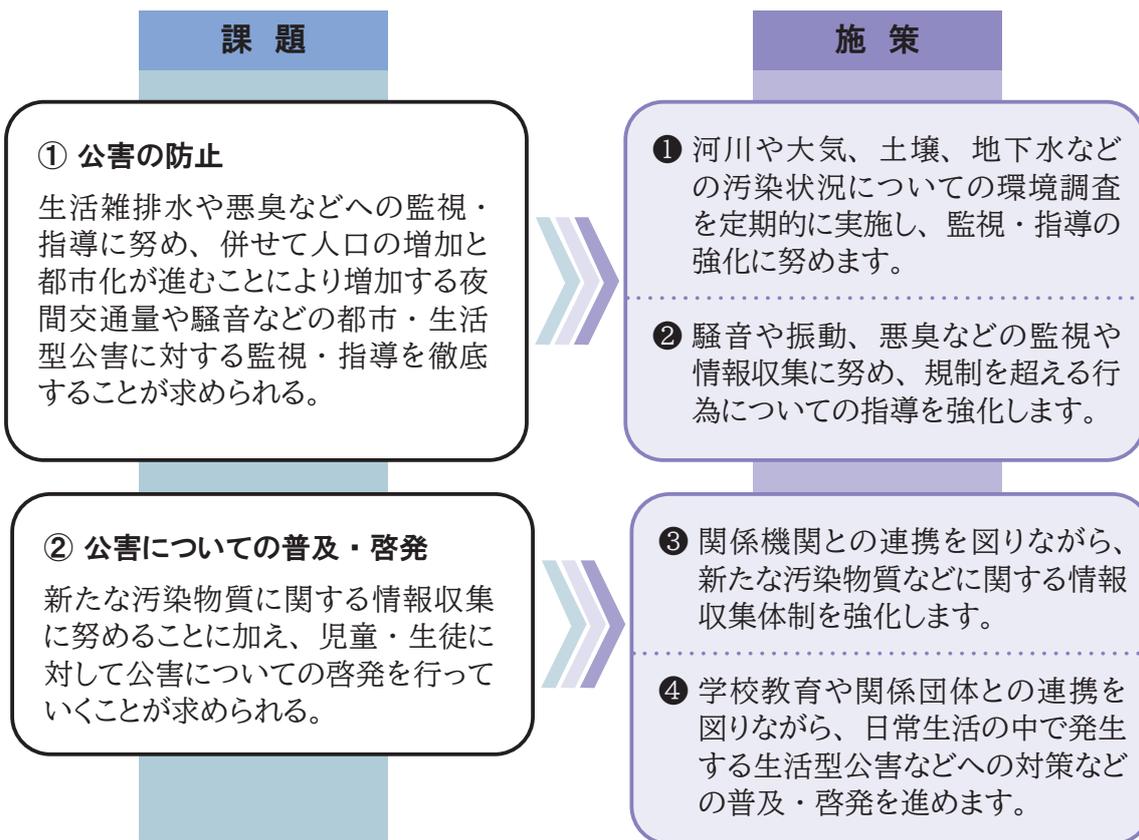
持続可能な社会を実現するため、省エネルギー対策や自然エネルギーの有効活用などを推進し、地球温暖化防止対策への取り組みを強化します。また、公害防止に向けた監視・指導体制を強化するほか、環境にやさしい生活についての普及・啓発や学習機会の拡充に努めます。また、住民参加を促しながら、不法投棄対策を強化するほか、環境美化活動の促進を図ります。

(1) 総合的な環境政策の推進

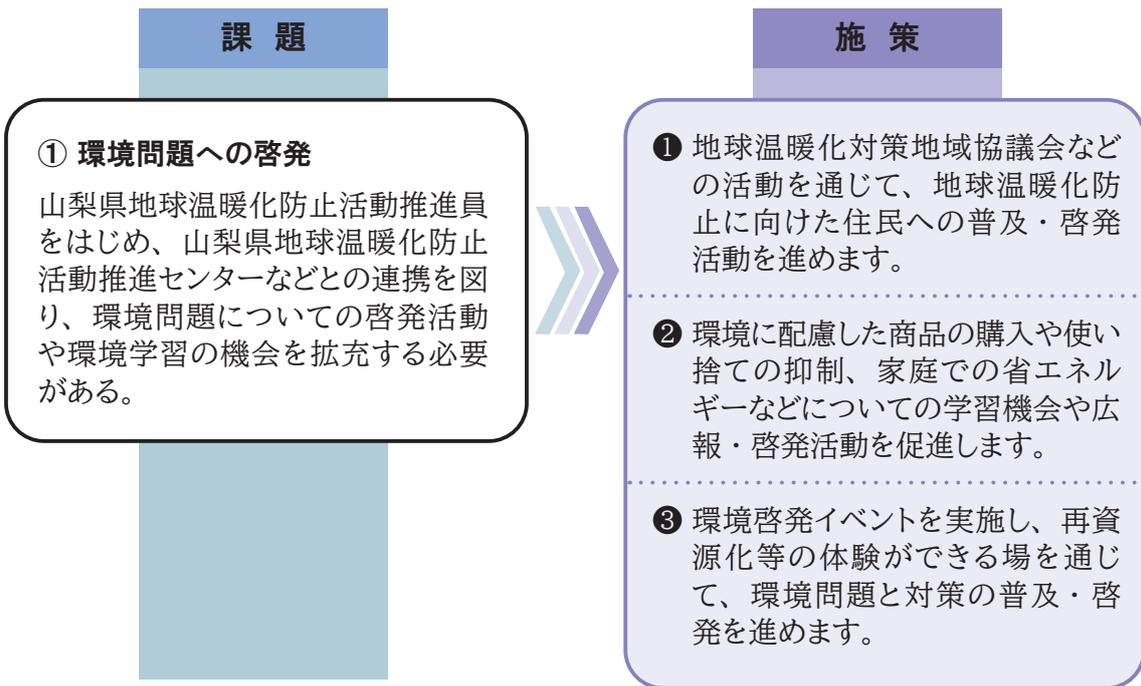




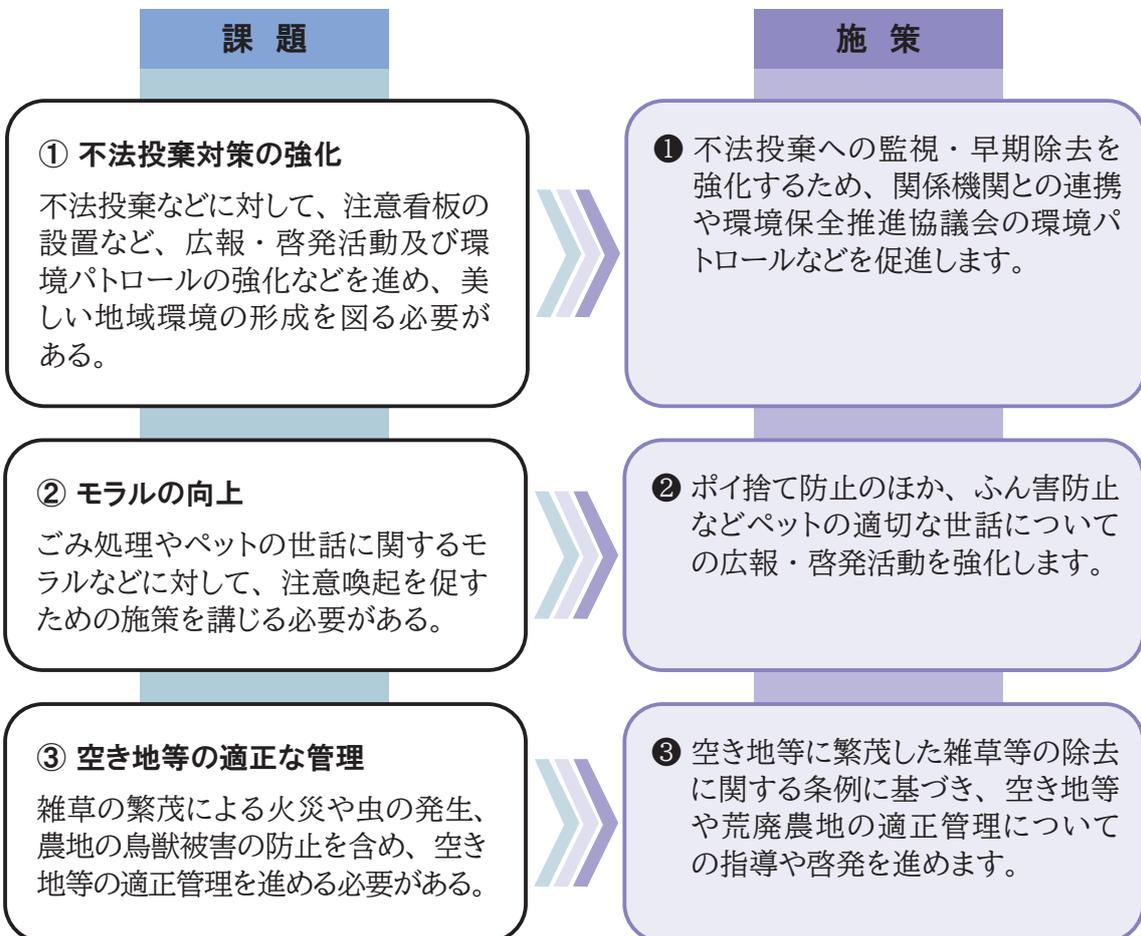
(2) 公害の防止



(3) 環境学習・啓発の促進



(4) ごみの不法投棄対策の強化



1 道路の整備

<現況>

本町の主要道路として中央自動車道、甲府バイパス（国道20号）、アルプス通り及び大手二丁目浅原橋線、田富町敷島線が配置され、町中央部には東西に昭和通り、南北に昭和玉穂線が走っています。

これまで、上石田一丁目西条線や押越西条新田線などの都市計画道路の整備を積極的に進め、平成27年10月には、アルプス通りから西条地区へとつながる西条・昭和インター線を開通させ、令和3年4月には、町道30号線を昭和通りへと接続させ、本町へのアクセスが飛躍的に向上しました。甲府バイパス、甲府市川三郷線と田富町敷島線などの主要地方道を中心とした道路網は形成されてはいるものの、道路幅員や歩道の整備などの道路環境は十分とは言えません。幹線道路の交通渋滞の解消とあわせて、生活道路の交通量増大への対応が課題となっています。

地区の生活道路についても、通学路等の歩道設置や危険な交差点の改良などを進めるとともに、宅地開発指導要綱により道路幅員の確保などを進めています。道路整備にあたっては、バリアフリー化や都市景観形成などに留意しています。

<施策方針>

都市計画道路の整備や幹線道路へのアクセスの向上を図り、利便性の高い道路ネットワークの形成を図ります。また、地域の意向を踏まえながら、危険性の高い生活道路の優先的な整備に努めるほか、地域住民の協力を得ながら快適な沿道空間の整備を促進します。

(1) 幹線道路の整備

課題

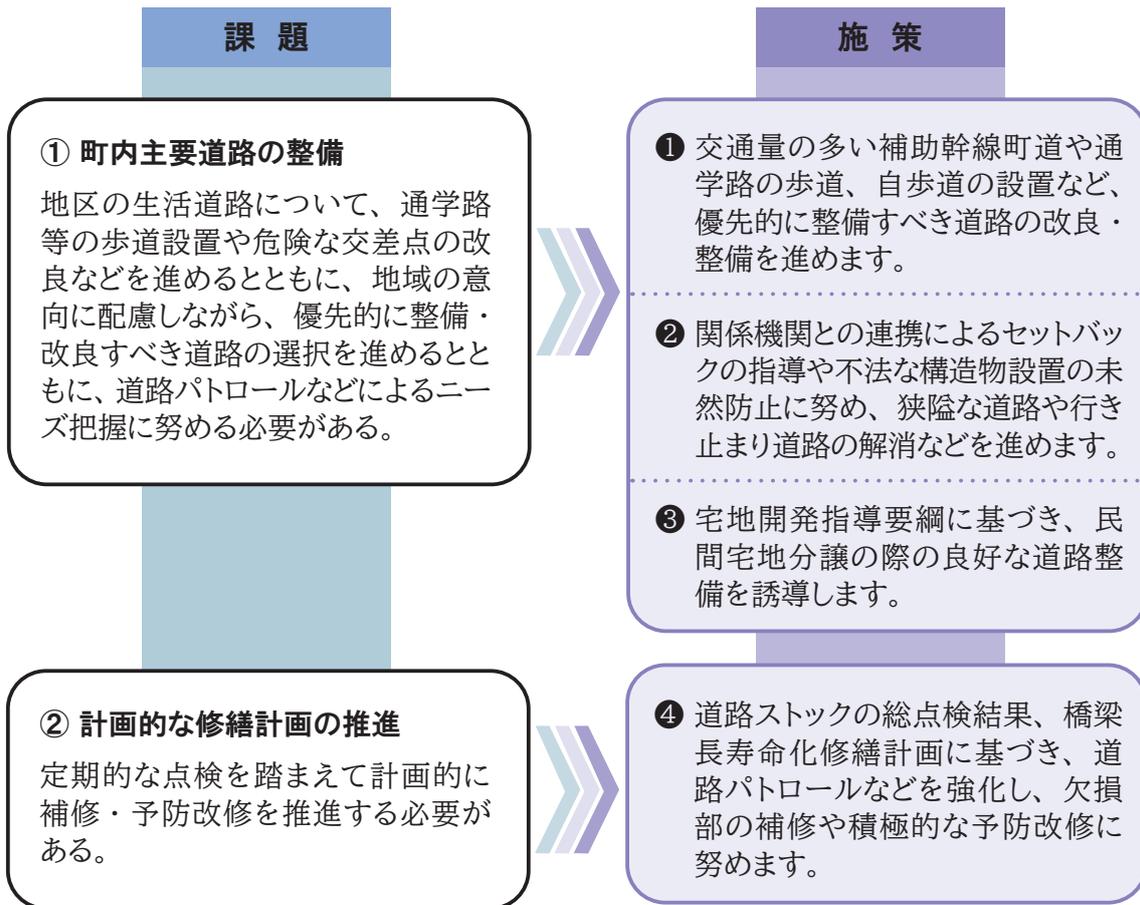
① 町内主要道路の整備

町内主要道路の整備を進め、幹線道路への接続などにより、機能的な道路ネットワークの形成を図る必要がある。

施策

- ① 昭和通りと玉穂中央通り線とを接続する昭和玉穂中央通り線の整備を推進し、身延線の跨線橋設置などの立体交差化を進めます。
- ② 既存の県道の改良については、拡幅や歩道整備を継続的に働きかけ、安全対策の整備促進に努めます。
- ③ 西条昭和インター線を南方に延伸した町道124号線を大手二丁目浅原橋線につなげ、リニア中央新幹線駅方向へのアクセスを向上させます。

(2) 生活道路の充実



2 公共交通の充実

<現況>

本町の主要な公共交通は鉄道とバスで、鉄道についてはJR身延線が町の東南部を走り、町内には国母駅、常永駅の2駅が設置されています。JR身延線は甲府方面や市川三郷方面への通学者を中心に、区間によって朝夕多くの乗降客がみられますが、全線をみると利用客は減少傾向にあります。しかしながら、高齢化社会の到来に伴い、公共交通としての鉄道は、重要な役割を担います。今後さらに、JR東海など公共交通機関や沿線市町、県などによる身延線沿線活性化促進協議会において、様々な活性化策を検討する必要があります。

本町はJR国母駅・常永駅にトイレや駐輪場を整備したほか、JR国母駅については跨線橋下の駐車場の貸し出しなどにより、身延線利用者の利便性の向上に努めてきました。しかし、本町から甲府方面へのダイヤは平日で30本程度と少なく、運行体制の強化が望まれます。

今後、沿線市町などとの連携を強化しながら、JR身延線の利便性の一層の向上を促進するとともに、利用動向を見据えた駅周辺の整備を検討する必要があります。

バスについては、自家用車の普及などにより、利用客が減少傾向にあることから、赤字バス路線への補助金の交付及び赤字代替バスとして自主運営バスの運行などにより、路線維持を行っています。バスは高齢者の通院や学生の通学における重要な交通手段となっていることから、今後も利用動向を見据えながら、重要なバス路線の維持・確保に努める必要があります。

また、高齢化がさらに進んでいくことに鑑み、移動を便利にする手段として、デマンドタクシーなどの運行について検討が必要です。

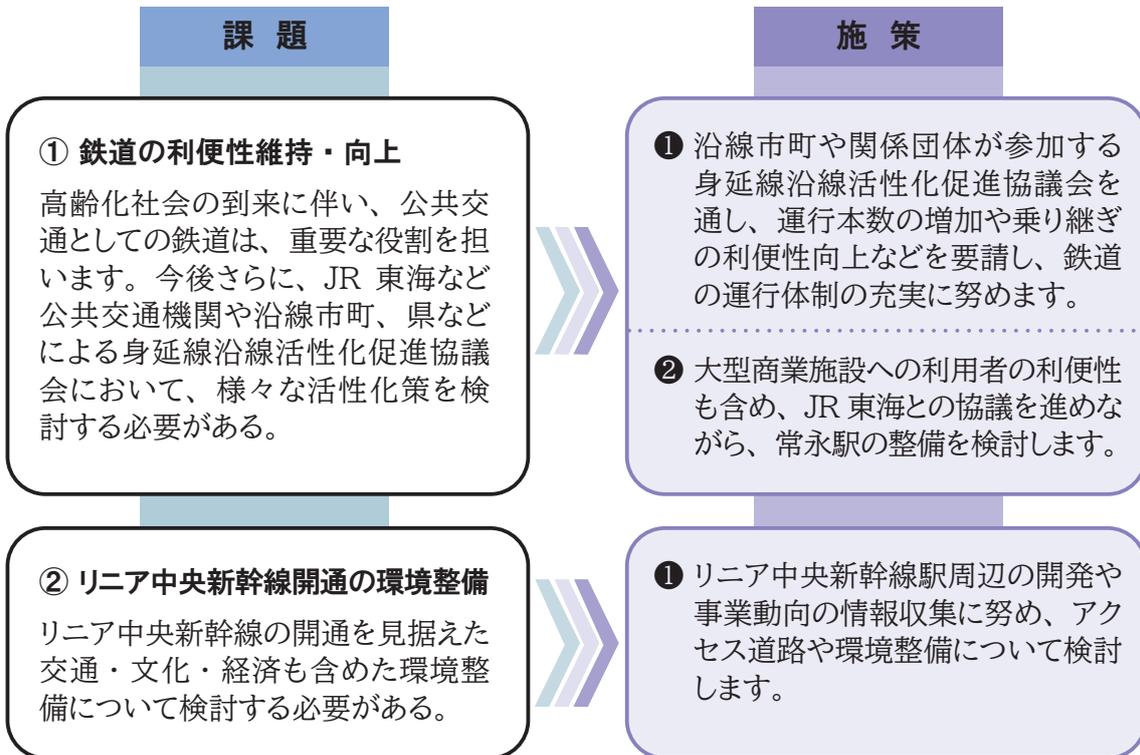
なお、2027年のリニア中央新幹線品川・名古屋間の開通が計画されています。リニア駅周辺の

開発や事業動向の情報収集に努め、アクセス道路や環境整備について検討を図る必要があります。

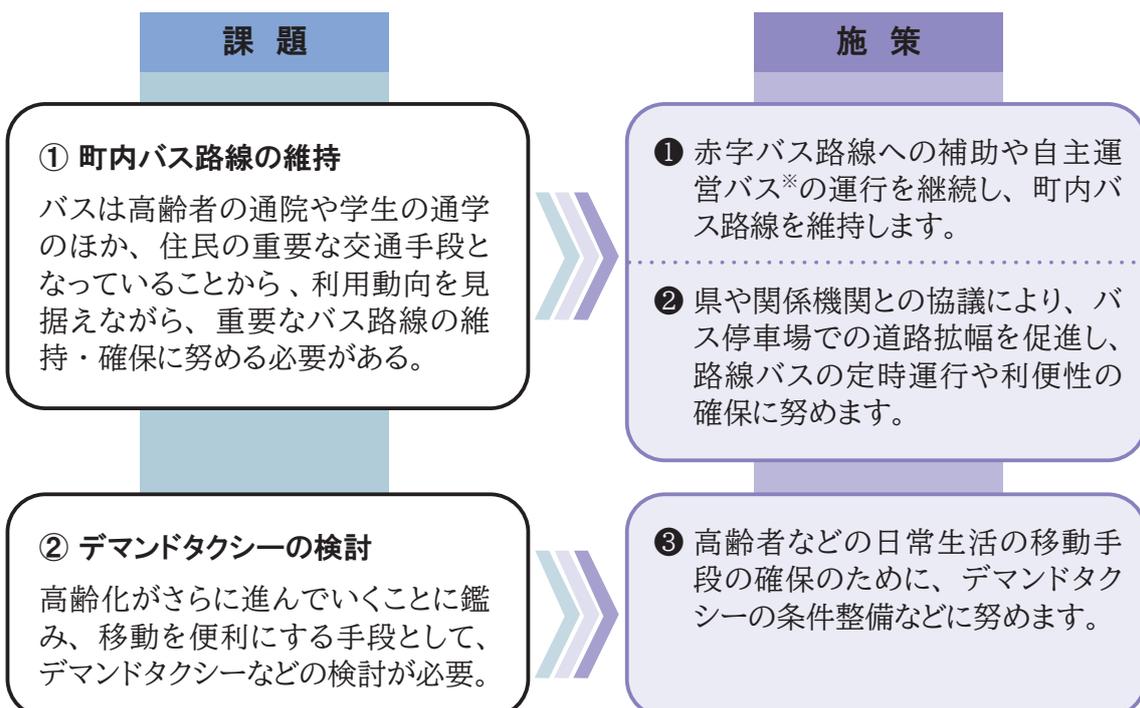
<施策方針>

周辺自治体や関係機関との連携を図りながら、鉄道の利便性の向上や駅舎周辺の環境整備に努めます。また、利用動向などを見据えながら、必要なバス路線の維持・確保を図り、新たな公共交通のあり方については、高齢化等への方策に配慮するよう努めます。

(1) 鉄道等の充実



(2) バス等の利便性の向上



*昭和田・南アルプス市・甲斐市・甲府市（3市1町）で運営する路線バス。

第4章

にぎわいと活力のある町を目指す

第1節

活力ある商工業の振興

1 商業の振興

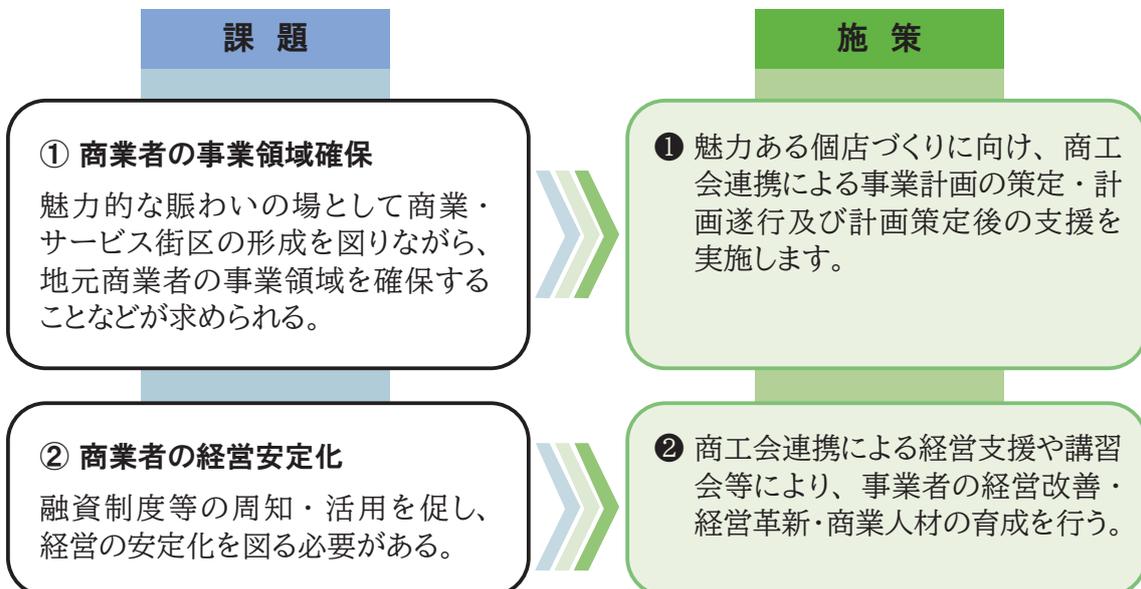
<現況>

本町は交通立地に恵まれ、大規模商業施設やコンビニエンスストア、外食産業の出店が続いています。平成23年3月には、常永地区に県下最大のショッピングセンターを含む複合商業施設が開店しました。直近の経済センサスでは、事業所数1,617事業所、小売・卸売業の年間販売額は約1,277億円に達しています。町では商工会を中心に、中小商業者に対する個別や集団の講習会、各種制度の普及と活用をはじめ、経営指導員等などがきめ細かい経営支援を行っています。また、令和6年3月に商工振興センターを整備したほか、「一店逸品事業」、「利子補給制度」等を通じて会員を支援しています。しかし、来町者の増加により事業機会が拡大する一方で、幹線道路沿いには全国資本のチェーン店舗の出店による競争の激化などが見られ、また、中小商業者の経営環境が厳しさを増しています。魅力的な賑わいの場として商業・サービス街区の形成を図りながら、地元商業者の事業領域を確保することなども求められます。さらに、商工会やその他関係機関との連携を強化し、新型コロナウイルス感染症関連の支援制度の情報収集・周知のほか、中小商業者の経営改善、経営革新への取り組みや本町で特に多い創業者の支援なども推進する必要があります。

<施策方針>

商工振興センターを活用し、商工会と連携を図りながら、商業活動の活発化を促すとともに、大型小売店と中小商業者がともに活躍することのできるバランスのとれた商業振興を目指します。

(1) 商業の振興



課題

③ 商業者の販路拡大

ふるさと納税制度を活用した、強み発掘、強みを活用した付加価値の創造が求められる。

施策

③ 昭和町小規模事業者持続的発展支援補助金と企業の強みとを活用・連携し、新しい付加価値の創造と発掘を行い、販路拡大を支援します。

(2) 商業基盤の整備

課題

① 快適な買い物環境の整備

住民が安全・快適に買い物ができる環境の整備が求められている。

施策

① 沿道商業機能が集積している地域については、バリアフリー化、街路灯の整備など安全・安心な町づくりを目指し、快適な買い物環境の整備に努めます。

② 地元商業者の保護

条例に基づいた誘導により、地元商業者の事業領域の確保に努める必要がある。

② 市街化調整区域内での都市計画道路や幹線道路沿いについては、条例に基づいた誘導を進めます。

2 工業の振興

<現況>

本町の工業は県内最大規模の国母、釜無の両工業団地を中心とした、電子部品や半導体デバイス、機械部品製造業などの先端技術産業の工場が立地しています。

しかし、ここ数年の製造業は、下請再編や原材料高、生産拠点の海外シフト、中国や東アジア地域の台頭など厳しい状況にあります。海外生産体制の見直しや国内外の設備投資や需要の低迷により一段と厳しい状況になっています。このような状況の中で、これまで培ってきたものづくりの技術などの強みを活かしながら、企業間の連携による付加価値の向上を図るとともに、時代に即した新製品や新技術の開発等が求められています。

町でも、商工会との連携を図り、経営・技術等の診断や経営指導員等による経営相談・支援、資格取得講習会などの各種講習会を実施し、中小製造業者の経営力向上に努めるとともに、支援制度の情報収集や制度周知に取り組んでいます。

今後、電子商取引の積極的な導入や共同受注グループの構築など、中小企業の自助努力を積極的に支援していくことが課題となります。町も商工会とともに、ふるさと納税制度などを活用した中小事業者の受注の確保などに努める必要があります。

<施策方針>

商工振興センターを活用し、商工会との連携を図り、既存の中小工業者の育成や企業間の連携を促進するとともに、優良企業の誘致を進めます。

(1) 中小企業の育成

課題

① 中小企業の育成

これまで培ってきたものづくりの技術などの強みを活かしながら、企業間の連携による付加価値の向上を図るとともに、時代に即した新製品や新技術の開発等が求められている。

② 中小事業者の受注確保

ふるさと納税制度などを活用した中小事業者の受注の確保に努める必要がある。

施策

① 町と商工会との連携を密にし、工業団地企業等との情報交換の場を増やし、その支援策について検討します。

② 国、県などの融資制度や補助金等の各種資金制度の周知や有効活用を促進し、経営改善や技術力の向上などを支援します。

③ 企業が持つ強みとふるさと納税制度を活用し、中小企業の販路拡大の機会を提供するなど、持続可能な中小企業の育成に努めます。

(2) 企業誘致の促進

課題

① 企業誘致の促進

工業団地企業転出時の企業誘致対策、企業誘致環境の整備を進める必要がある。

施策

① 既存工業団地内の企業の流出防止のため、工業団地組合等との連携を図り、工業団地の優れた立地環境を維持・強化します。工業団地内の企業が転出した際の企業誘致対策を進めます。

② 企業立地に伴う関連道路などの周辺環境対策を強化し、企業が進出しやすい条件整備に努め、県はやまなし産業立地コミッション制度とあわせて、税制優遇などの企業誘致環境を整備します。

③ 企業誘致を進めるための産業集積地などの検討を行います。

商工業の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
商工会員数	1,043	1,051	1,095	1,162	1,164
商業部会	561	573	606	648	647
工業部会	285	283	292	302	310

環境経済課 各年度末

第2節

持続する都市近郊型農業の展開

1 農業基盤の整備

<現況>

本町の農地は210haで、これまで県営ほ場整備事業などにより基盤整備を進めてきています。しかし、農業従事者の減少や産業としての農業の位置づけの変化などを背景に、農業のあり方は変化しています。そこで、農地のもつ多面的機能を活かし、自然環境に配慮したかんがい排水施設整備と、農道整備や用排水路整備を進めてきました。一方で、都市化の進展に伴い、優良農地を含む土地利用の転換を求める意向も少なくありません。

今後、農業の担い手の高齢化や農業後継者の不足といった要因から、遊休農地の増加が懸念されます。そのため地域ぐるみの組織化を進めながら、農作業受委託の促進や農作業の省力化を進めるとともに、認定農業者制度の推進や農地中間管理機構を通し担い手となる経営体の育成を図る必要があります。

また、退職後の農業経営の継承も考えながら、JA 山梨みらいや中北地域普及センターなどの関係機関や中核農家による指導体制の強化が求められます。

さらに、企業、NPO法人などへの農地貸付けを含め、新しい経営の創出を検討することも課題となります。

<施策方針>

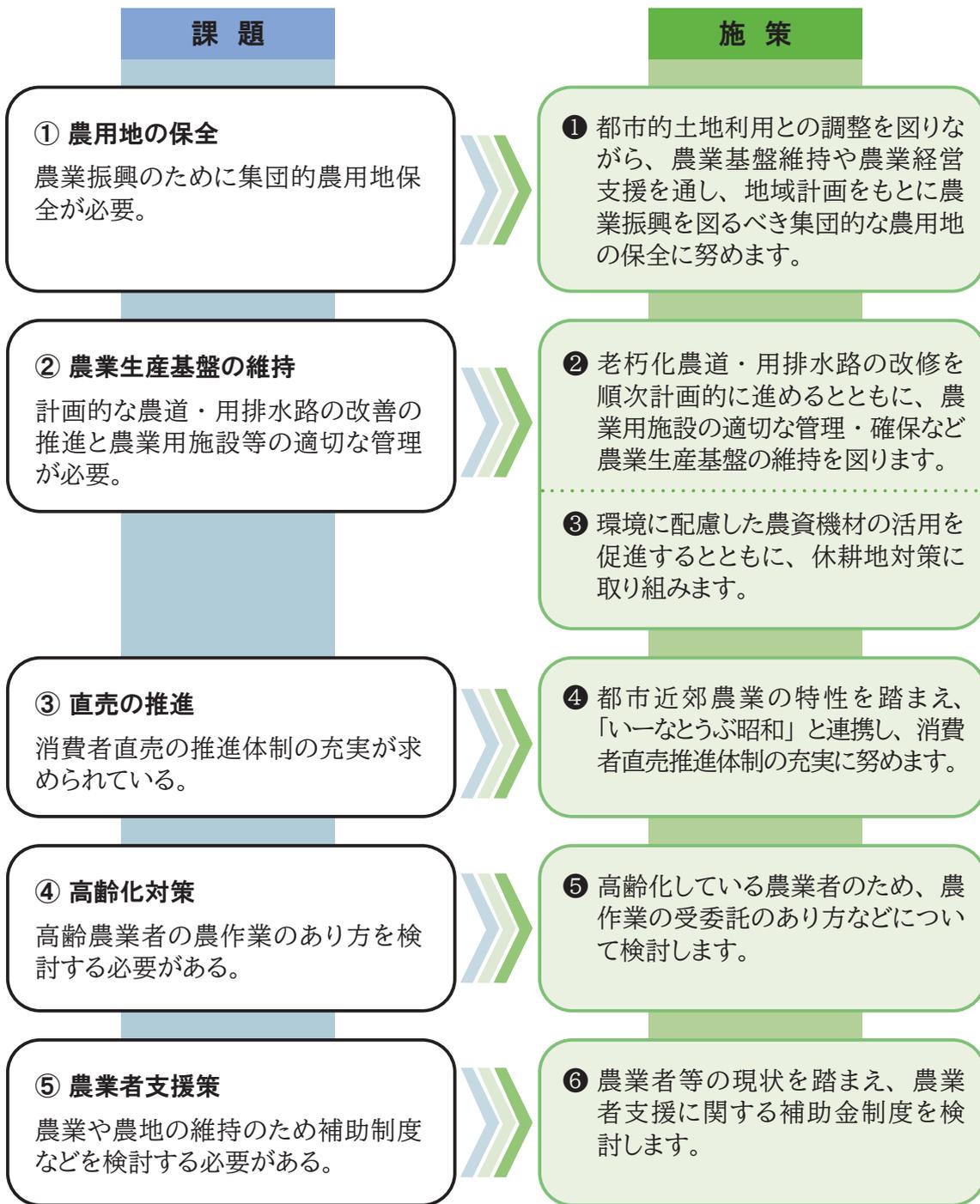
これからの農業についての長期的な展望を踏まえ、農地の多面的機能を考慮した農業基盤の維持を図ります。また、“いーなとうぶ昭和”と連携した消費者直売の推進や農作業受委託の促進、農用地利用の集積を図り、生産の合理化や担い手の育成を進めます。

農家数の推移

	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
販売農家数	175	162	128
自給的農家数	175	164	167
総農家数	350	326	295

環境経済課 農林業センサス

(1) 農業基盤の維持



(2) 生産の合理化と担い手の育成

課題

① 農業の担い手の育成

農業の担い手の高齢化や農業後継者の不足などの要因から、遊休農地の増加が懸念されている。今後、地域ぐるみの組織化を進めながら、農作業受委託の促進や農作業の省力化を進めるとともに、認定農業者制度の推進や農地中間管理機構を通し担い手となる経営体の育成を図る必要がある。

施策

- ① 農業経営の効率化のため、国や県の助成制度の有効活用を促すとともに、農地中間管理機構を活用し、農家や担い手育成に努めます。
- ② 認定農業者による農用地の利活用を促進するとともに、その生産技術や経営力などを活かした指導・育成により、地域の農業集団組織の確立・育成や農業の担い手育成を進めます。
- ③ 山梨県就農支援センター等の関係機関と連携し、新規就農希望者への情報提供や各種支援制度の利用促進による担い手確保を図ります。

2 都市近郊型農業の推進

<現況>

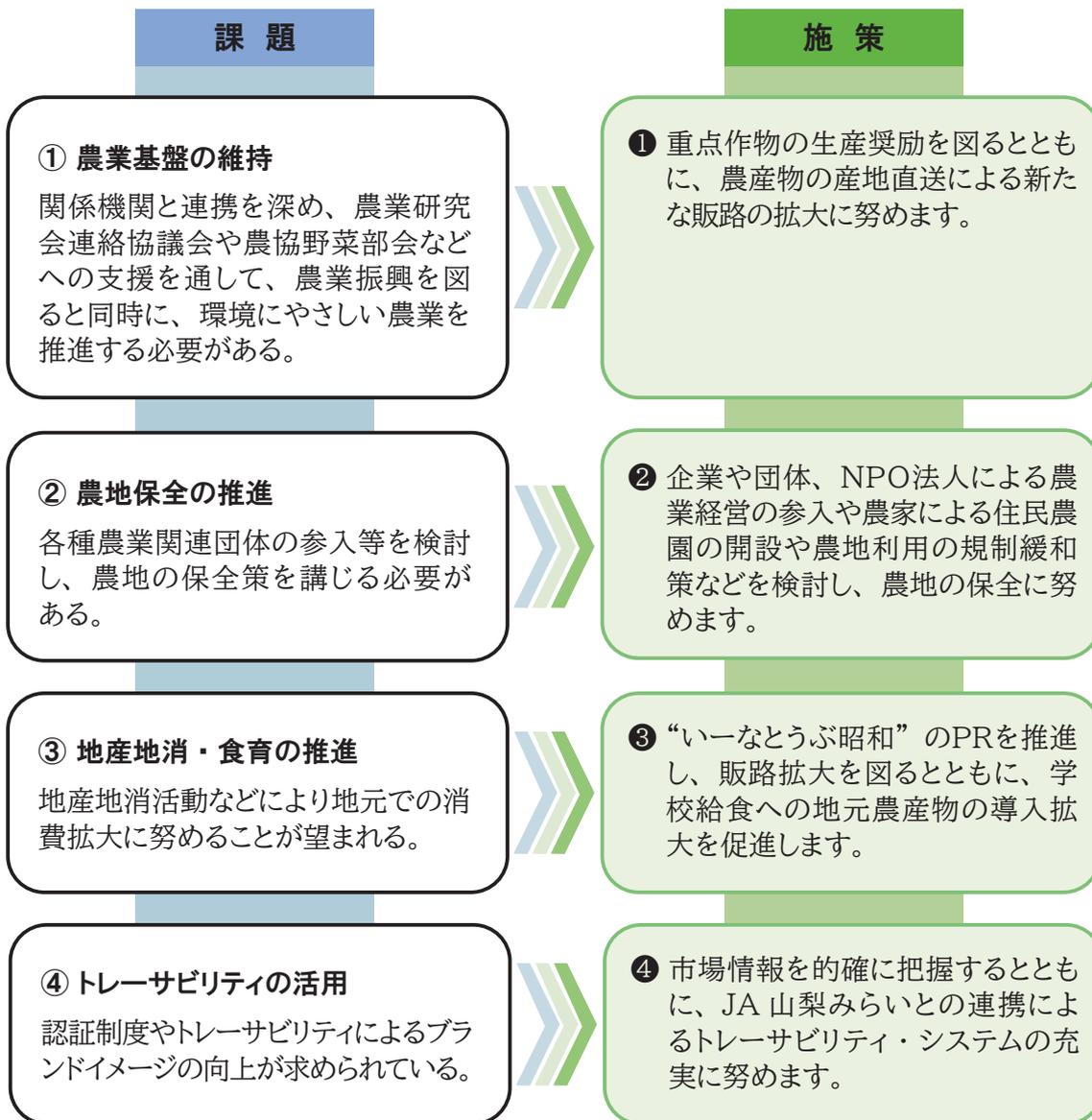
本町の農業は、施設野菜及び露地野菜を中心に都市近郊型農業が展開されています。また、食の安全性を求める消費者ニーズを踏まえて、JA 山梨みらいの「甲斐のこだわり環境農産物」の認証機関化など、環境に配慮した農業に努めることにより、市場での優位性の確保を図っています。加えて、地産地消の促進に向けて、“いーなとうぶ昭和”での地元野菜の販売や、学校給食への地元産農産物の供給などを行っています。今後、関係機関と連携を深め、農業研究会連絡協議会や農協野菜部会などへの支援を通して、農業の振興を図ると同時に、環境にやさしい農業を推進します。

さらに、認証制度やトレーサビリティによるブランドイメージの向上やインターネット活用、流通チャネルの拡大が課題となるほか、地産地消活動などにより地元での消費拡大などに努めることが望まれます。

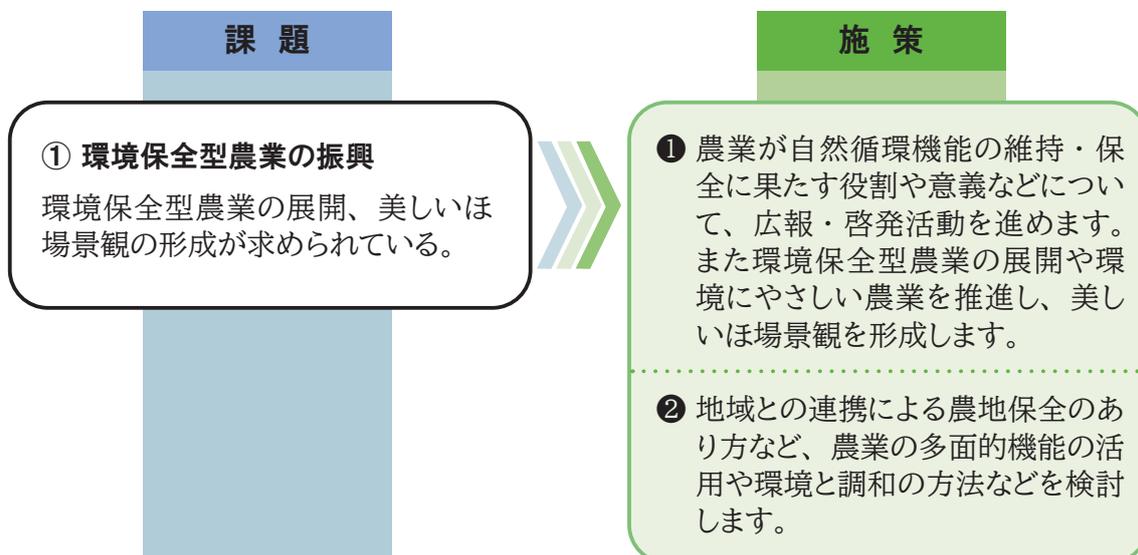
<施策方針>

地産地消への取り組みを強化し、“いーなとうぶ昭和”と連携した販路拡大に努めます。また認証制度やトレーサビリティなどにより、消費者ニーズに応える環境保全型農業の展開や環境にやさしい農業を推進します。

(1) 地域と連携した農業の育成



(2) 環境保全型農業の振興



1 雇用・労働対策の推進

<現況>

厳しい経済状況を踏まえて、国では平成20年度以降、緊急雇用創出事業などにより、地域の実情に応じた雇用・就業機会の創出に努めています。しかし、近年の雇用情勢は改善の見込みが不透明で企業によっては雇用の維持が難しい状況にあります。また、有効求人倍率は上昇傾向ですが、就業者の需要と供給のマッチングなどが課題となっています。

本町では、甲府公共職業安定所（ハローワーク甲府）や峡中広域シルバー人材センター、ジョブカフェやまなし、県央ネットやまなしなどの協力を得ながら、雇用・就業についての情報提供などを行っています。

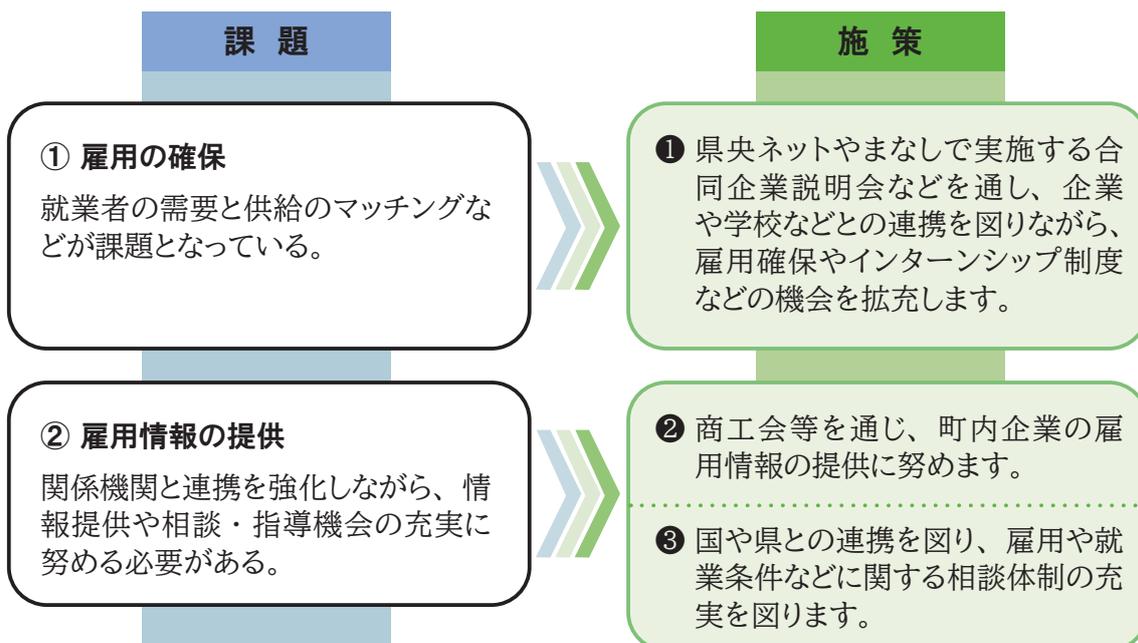
また、労働者に求められる職業能力も変化していることから、県就業支援センターや職業訓練学校などとの連携を図り、雇用・就業に至る技術習得や情報提供に努めています。

勤労者福祉については、町と中央労働金庫が提携し、勤労者にマイホーム資金を低利で融資する昭和町マイホームローン制度を実施しています。

<施策方針>

関係機関との連携により、雇用・就業に関する情報提供や技術・技能の習得機会の拡大に努めるほか、事業者への法制度の周知などを通じて、労働環境の向上を促します。

(1) 人材の確保・育成



課題

③ 高齢者の雇用の確保

高齢者の雇用を促進するため、相談体制の充実が求められている。

施策

- ④ 峡中広域シルバー人材センターとの連携を図り、高齢者の就業ニーズや相談体制の整備に努めます。

(2) 勤労者福祉の充実

課題

① 安定した暮らしの確保

勤労者の住宅確保支援促進が求められている。

施策

- ① 勤労者住宅融資要綱による住宅建築資金の支援を継続します。

② 勤労者の権利確保

男女差、国籍、雇用形態による勤労者の不利益の防止が求められている。

- ② 関係機関と連携し、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、障害者雇用促進法などの周知を図り、正規雇用者やパート・アルバイト、外国人就業者などの就労条件の不当な扱いや不利益の防止に努めます。

2 起業及び事業継承の支援

<現況>

産業社会が成熟期を迎えつつある中で、消費者の潜在的需要を掘り起こし、新しい需要と雇用を創出する取り組みが求められています。このような産業はサービス業を中心に広がっており、福祉や環境など地域に密着した事業の創出が目立ちます。

本町では小規模企業者小口資金融資促進条例、利子補給制度などで支援を行っているほか、県や財団法人やまなし産業支援機構では、新規開業や独立創業、新分野への進出など、様々な支援を行っています。

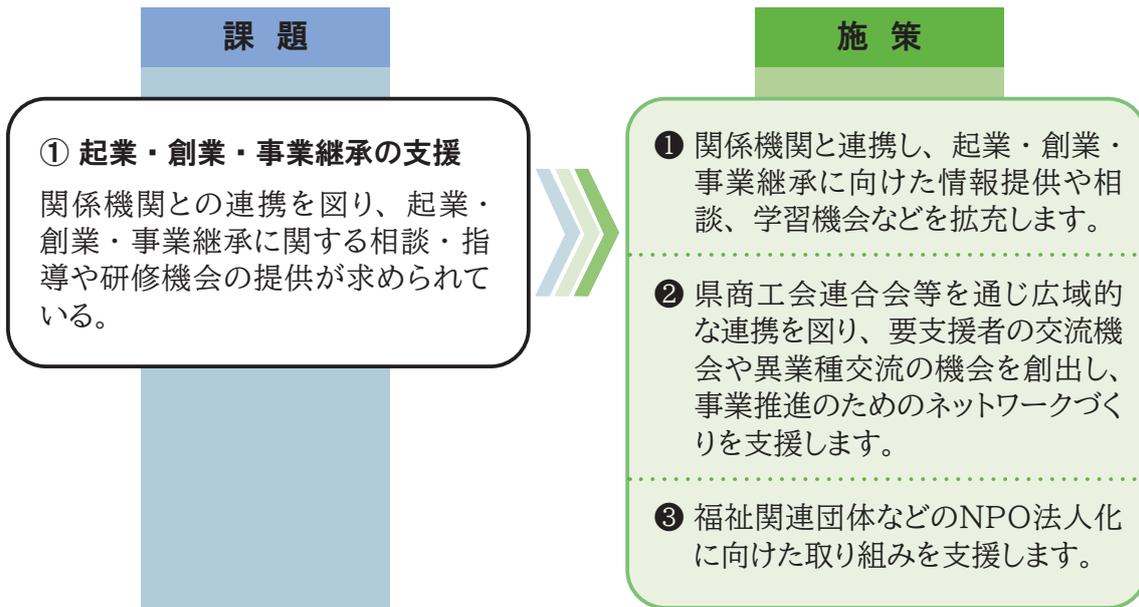
さらに、現在、町内では、障がい児の生活支援や高齢者への福祉サービス、IT技術習得支援などの分野で、社会福祉法人やNPO法人などによる活動が展開され、まちづくりにおける課題解決の一翼を担っています。

今後、関係機関との連携を図り、起業・創業・事業継承に関する相談・指導や研修機会の提供に努め、地域課題の解決やコミュニティの活性化につなげることが期待されます。

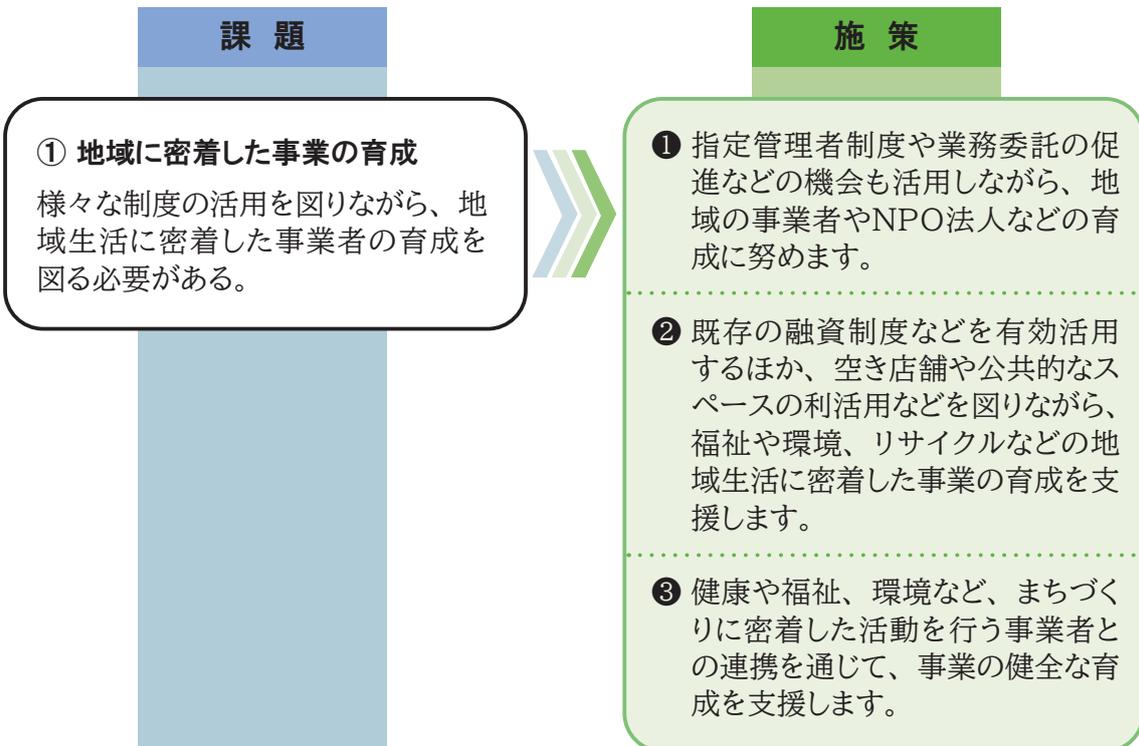
<施策方針>

関連する制度や施策の有効活用を促進し、住民や事業者などによる起業・創業・事業継承を支援すると同時に、地域に根ざしたコミュニティビジネスの育成に努めます。

(1) 起業者の育成



(2) 地域ビジネスの育成



第5章

安心して暮らせる町を目指す

第1節

安全な暮らしの確保

1 交通安全対策の充実

<現況>

本町では、都市化の進展に伴い自動車交通量が増大し、交通事故が増加傾向にあります。令和5年12月末現在、過去1年間の交通事故件数91件、負傷者数118人に達しています。

交通安全施設の整備は、警察署をはじめとする関係機関と連携を図り、地域の意向などを踏まえ、交通信号機やカーブミラーなどの交通安全施設の設置に努めています。

歩道の設置や危険な交差点の改良、交通安全施設の計画的な整備を進め、歩行者の安全確保を図る必要があります。特に、通学路での交通規制の強化に向けて、関係機関へ継続的・積極的に働きかけていくことが求められています。

交通安全のための活動では、重大事故に直結する飲酒運転や速度違反防止など交通ルールの徹底を図ります。また、道路交通法の改正に伴い、自転車の安全運転についての意識啓発が求められています。県は自転車損害賠償責任保険等への加入義務等について定めるため、「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定し、自転車保険等への加入が令和2年10月1日から義務化されました。なお、令和5年7月からは町単独で自転車ヘルメット購入助成制度を開始しています。

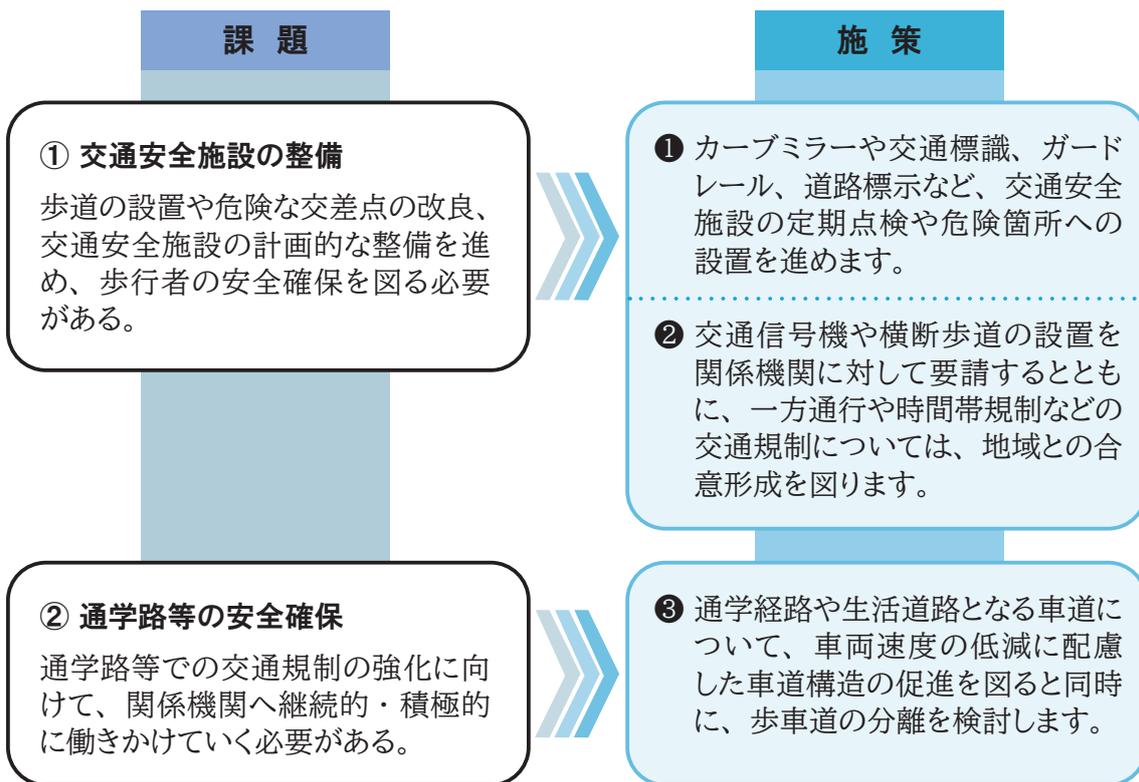
町では、交通安全協会昭和支部等の民間交通安全団体が行う事業や行事に対する支援や必要な資料の提供等を行い、主体的な活動および団体相互間の連絡協力体制を促進しています。併せて、特に事故に遭いやすい子どもや高齢者を対象に、こども園等のほか、小学校やいきがいクラブなどでの交通安全教室を実施し、交通安全啓発に努めています。

今後も、関係機関・関係団体と協力し、交通安全運動や交通安全教室を展開しながら、住民の交通安全意識の高揚を図る必要があります。

<施策方針>

地域の意向などを踏まえ、交通安全施設の計画的な整備・改善を図るとともに、関係機関との連携により、学校や地域、職域などでの交通安全運動や交通安全指導を推進します。

(1) 交通安全施設の整備



交通事故発生件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
発生	160	125	118	95	91
死者	0	1	1	0	0
負傷者	208	151	149	116	118

企画財政課

救急出動件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	1,010	888	1,003	1,114	1,181

企画財政課

(2) 交通安全教育・啓発の推進

課題

① 交通安全意識の高揚

関係機関・関係団体と協力し、交通安全運動や交通安全教室を展開しながら、住民の交通安全意識の高揚を図る必要がある。

施策

- ① こども園等や学校、いきがいクラブ、自治会などとの連携を図り、幼児や児童・生徒、高齢者などへの交通安全教育を強化します。
- ② 乳幼児チャイルドシートの貸出を継続実施します。
- ③ 交通安全協会昭和支部・交通安全母の会などとの連携による広報・啓発活動を推進し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。
- ④ 違法駐車や各種交通違反の取り締まりの強化を、関係機関との連携を図り、推進します。

2 消防・救急体制の充実

<現況>

本町の消防体制は、常備消防である甲府地区消防本部と消防団による非常備消防から構成されています。甲府地区消防本部は本町のほか、甲府市や甲斐市、中央市の3市1町で構成され、高機能消防指令センターの整備などにより複雑化、多様化する災害への対応を進めています。

町内の甲府南消防署昭和出張所には消防ポンプ自動車、高規格救急車がそれぞれ1台配備されており、必要に応じて甲府南消防署や他の管内出張所との連携を図り、緊急事態に対応する体制をとっています。昭和町消防団は定員118人で、本部及び各地区12部で構成され、甲府地区消防本部と連携しながら、火災予防活動や初期消火活動などを行っているほか、資機材整備として小型ポンプ積載車の計画的な更新や照明車の導入を進め、令和6年度からは消防団員報酬を改定するなど、地域の消防力の維持・向上・強化に努めています。

今後、住宅などの増加に伴い、消火栓や防火水槽などの消防水利の確保を進めるほか、消防施設・設備の定期的な更新とあわせて、住民の防火意識の高揚に努める必要があります。

救急医療体制では、県や中巨摩医師会等、また、広域での連携として甲府市医師会救急医療センターなどで休日や夜間の救急患者に対応するとともに、山梨県救急医療情報センターにおいて、初期救急医療から三次救急医療までの当番診療機関等の情報を提供しています。

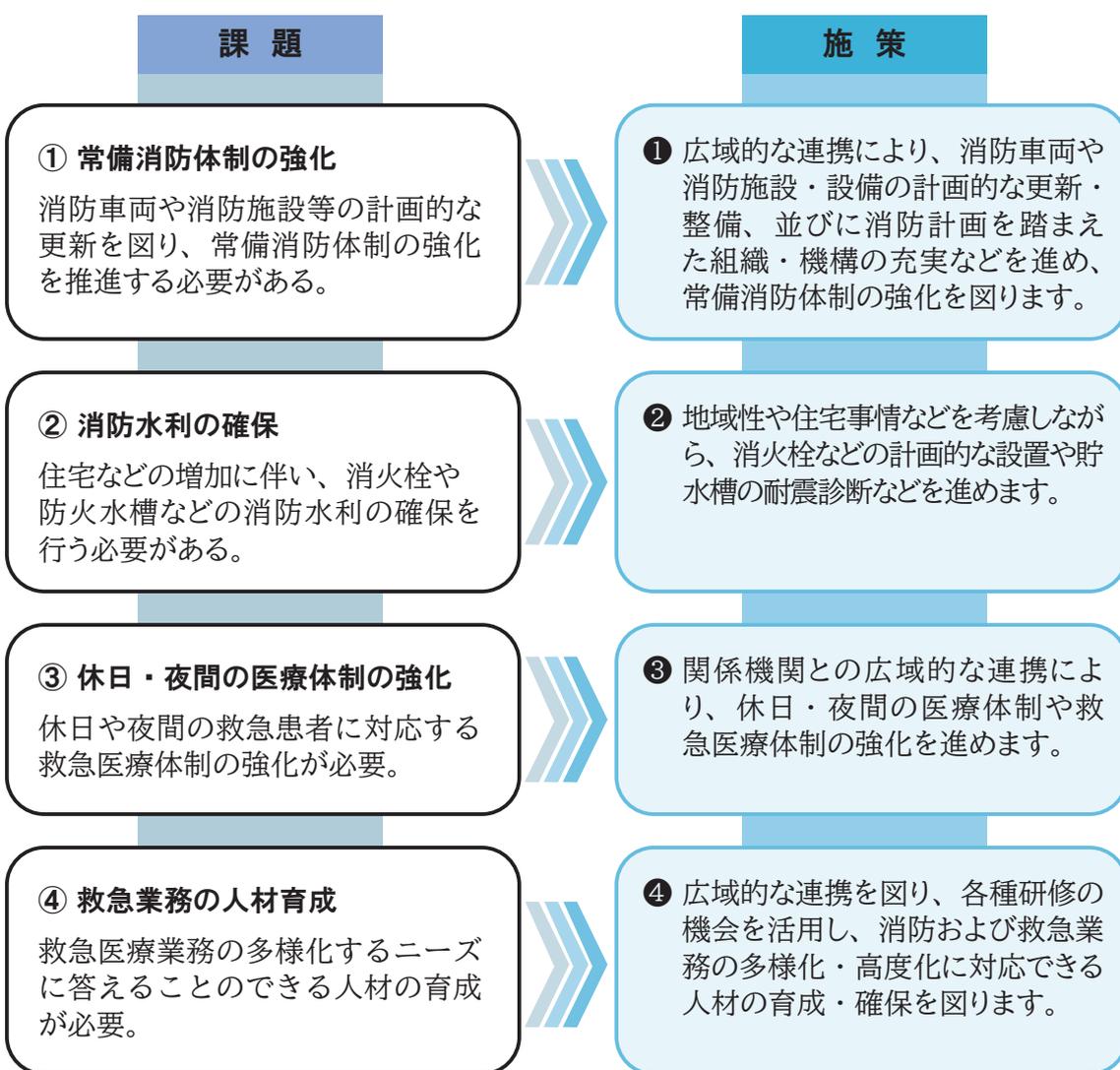
なお、救命現場における応急手当が重要であることから、甲府南消防署では救命救急法講習会の実施に努めています。今後、医療機関やその他関係機関との連携による救急医療体制

の充実を図るほか、住民による応急手当など、救命救急法技術の普及促進が望まれます。

<施策方針>

消防設備・施設などの計画的な更新・整備を図ると同時に、消防団活動の充実による地域の消防力強化を図ります。また、関係機関との連携により、救急医療体制を強化するほか、救命救急技術の普及に努めます。

(1) 消防と救急医療体制の強化



(2) 地域での消防・救急活動の促進

課題

① 消防団の強化

消防団の消防装備の充実、消防団員の資質向上に努める必要がある。

② 火災予防運動の推進

火災予防運動、初期消火訓練など、出火防止への取り組みが必要。

③ 救急処置の体制強化

救急処置に対する知識の習得の促進、また自動体外式除細動器の普及促進。

④ 消防詰所の整備

消防詰所の資機材の整備を計画的に推進する必要がある。

施策

① 消防団の消防装備の充実に努めるほか、消防団員の確保および処遇の改善に努めます。また、各種訓練や研修機会を拡充し、消防団員の資質向上に努めます。

② 関係機関の協力を得ながら、消防査察による出火防止の指導を進めると同時に、地域での火災予防運動や初期消火訓練などに努めます。

③ 救急医療機関や救急処置に対する知識の普及や情報提供に努めます。また、主要な公共施設や商業施設に設置されている自動体外式除細動器(AED)の使用法の普及を図ります。

④ 消防詰所および資機材などの整備、修繕、補修を計画的に推進します。

1 防災体制の強化

<現況>

本町をはじめ山梨県の多くの地域は、近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震の地震防災対策強化地域に指定されています。令和5年度の山梨県地震被害想定調査によると、本町では震源によっては震度6強が予測されています。本町では、こうした災害の可能性を踏まえ、昭和町地域防災計画により災害予防対策や応急対策、復旧対策の強化に努めています。

現在、関係機関と協力しながら、総合防災訓練を実施し、被害を最小限に止める的確な行動の定着に努めているほか、学校や各地区などで防災訓練を実施しています。

また、避難所施設の確保や備蓄食糧、救助用具などの定期的な点検を行っているほか、家庭での飲料水・食料の備蓄の呼びかけを行っています。

さらに、広域的な防災拠点である押原公園に飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫を整備するとともに、常永小学校、西条小学校にも飲料水兼用耐震性貯水槽を整備しました。

災害時には、住民や行政の適切な行動が求められることから、災害初期における行動マニュアルの整備や内容の周知徹底を図る必要があります。併せて、地区の自主防災組織の強化や住民の防災意識の高揚などにより、地域の防災力の向上を図ることが求められています。

<施策方針>

防災体制の計画的な整備を進めると同時に、住民の防災意識の高揚を図ります。また、地域防災計画の見直しおよび地域での防災体制の強化を図り、関係機関との連携を含めた総合的な防災対策を確立します。

(1) 総合的な防災対策の推進

課題

① 防災計画の立案

地域防災計画や国土強靱化地域計画など、防災計画を立案し、計画的な防災体制を整える必要がある。

施策

① 令和3年度に策定した昭和町国土強靱化地域計画により、国、県、関係機関等と連携し災害に強い地域づくりを推進します。

② 防災会議を定期的に行い、地域の実情を考慮しながら、地域防災計画の適時点検・見直しを図ると同時に、災害対策マニュアル、受援計画など各種計画の整備に努めます。

課題

② 連携体制の強化

関係機関との協定締結など、連携体制の強化が求められている。

施策

- ③ 防災関係機関などとの連携体制を強化し、防災協定などの締結や連絡体制を整えます。

(2) 地域の防災力の向上

課題

① 自主防災組織の体制づくり

地域自主防災組織の設置を推進し、官民協働の防災体制づくりを図る必要がある。

施策

- ① 地域での自主防災組織の防災リーダーの育成を進めるほか、防災訓練などでの連携を通じて、組織の充実を図ります。
- ② 自主防災組織や民生委員、福祉関係事業所と連携し、避難行動要支援者の支援体制の整備に向け、官民協働の体制づくりに努めます。
- ③ 自主防災組織が防災資機材を整備する経費に対し、昭和町自主防災会資機材等整備事業費補助金を交付し、地域の防災力の向上に努めます。
- ④ 関係機関や住民、事業者や学校等との連携を図り、定期的な防災訓練を通じて防災意識の向上に努めます。
- ⑤ 防災についての広報・啓発活動を推進し、家庭での食料の備蓄や非常持ち出し品の準備、避難所などの周知に努めます。
- ⑥ 非常用発電機器等の購入補助事業を推進します。

② 防災意識の向上

定期的な防災訓練や啓発活動を通して、防災意識の啓発に努める必要がある。

課題

③ 防災無線設備の強化

増加しつつある住宅地に対応して防災行政無線の増設など、一斉伝達の強化を図る必要がある。

施策

- ⑦ 住宅地の開発動向などに合わせた、防災行政無線の屋外拡声器の増設のほか、SNS等複数の情報媒体を駆使し、防災行政無線の町内一斉伝達の機能強化を図ります。

2 防災まちづくりの推進

<現況>

町内の主要河川は釜無川流域の常永川や笛吹川流域の山伏川、神明川、渋川、鎌田川などがあります。今後の都市化の進展により、雨水の流出量の増加が懸念されています。

そのため、河川改修により護岸や河道の整備を進めていますが、今後も引き続き、河川整備による排水の改善を図るとともに、雨水一時貯留施設などの整備を進め道路や農地、宅地などの水害による被害防止を図る必要があります。

本町には木造密集市街地など、地震に伴う火災による延焼拡大が想定される地域はみられませんが、細い道路などにより、消防活動に支障をきたす可能性のある場所が一部にみられます。そこで、開発指導要綱などにより、道路の幅員確保などの指導を行っているほか、十分な補強がなされていないブロック塀については、生け垣化の補助等により解消に努めています。

また、昭和56年の建築基準法改正以前の住宅について、県や国の制度などを活用した木造住宅耐震診断及び耐震改修等耐震支援事業の制度や、空き家対策特別措置法の動向を検討・活用するなどして、街並みの安全性を高め、災害発生時の被害をできる限り小さくするための取り組みを促進すると同時に、家庭でできる備えを呼びかけることなどが求められます。

<施策方針>

河川改修の促進など総合治水対策を推進すると同時に、災害時の被害を減少させる街並みの整備や建物の耐震化などまちの防災性を高め、災害に強いまちづくりを進めます。

(1) 治水対策の促進

課題

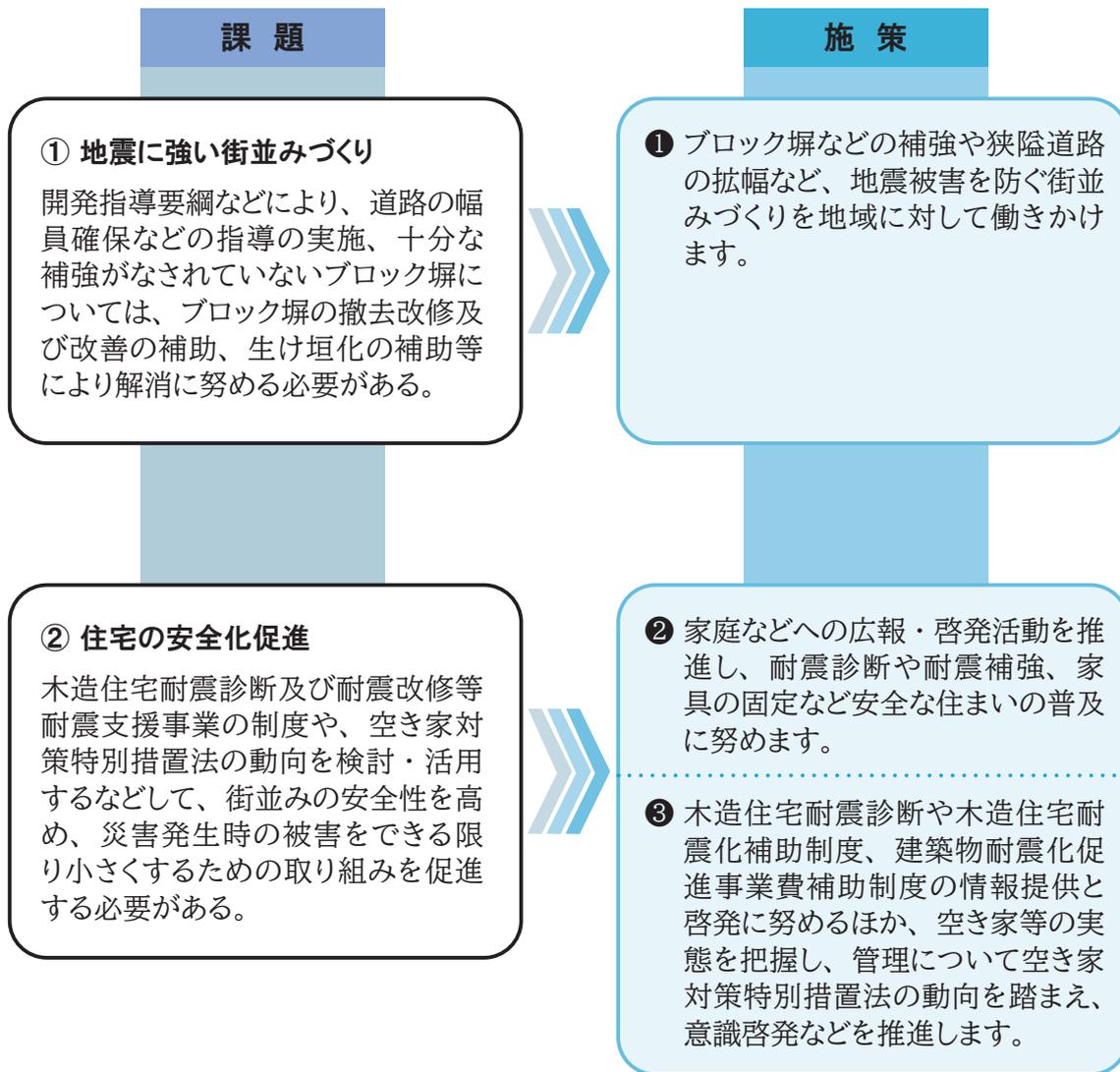
① 治水対策の促進

河川整備による排水の改善を図るとともに、雨水一時貯留施設などの整備を進め道路や農地、宅地などの水害による被害防止を図る必要がある。

施策

- ① 河川改修や雨水排水、雨水一時貯留施設などの整備を進め、排水不良による冠水や河川洪水などからの被害の低減を図ります。
- ② 常時冠水の危険性が高い地域については、排水計画など関係機関と十分な協議・検討を行います。

(2) 災害に強いまちの形成



第3節

健全な社会環境の維持

1 防犯対策の充実

<現況>

本町における令和5年の刑法犯認知件数は224件で、人口千人当たりの発生率は県内でも高い状況が続いています。

本町では、平成17年度に新たに安全・安心なまちづくり条例を制定するとともに、住民や関係団体、関係機関の連携を図りながら、防犯などのネットワークづくりを行っています。

本町の刑法犯罪はショッピングセンターなど商業施設や駅などを中心に発生していることから、南甲府警察署や昭南国母交番、押原小井川交番などの警察官や地域住民による防犯パトロールを強化しています。

小学校では、オートロック方式の採用や防犯カメラの設置などを進め、学校施設の安全性の向上を図っています。加えて、児童・生徒の下校時における専門交通指導員や防犯・防災アドバイザーによる巡回、「こども110番の家」の設置、防犯灯の設置や維持・補修の補助など犯罪の起こりにくい環境づくりに努めています。

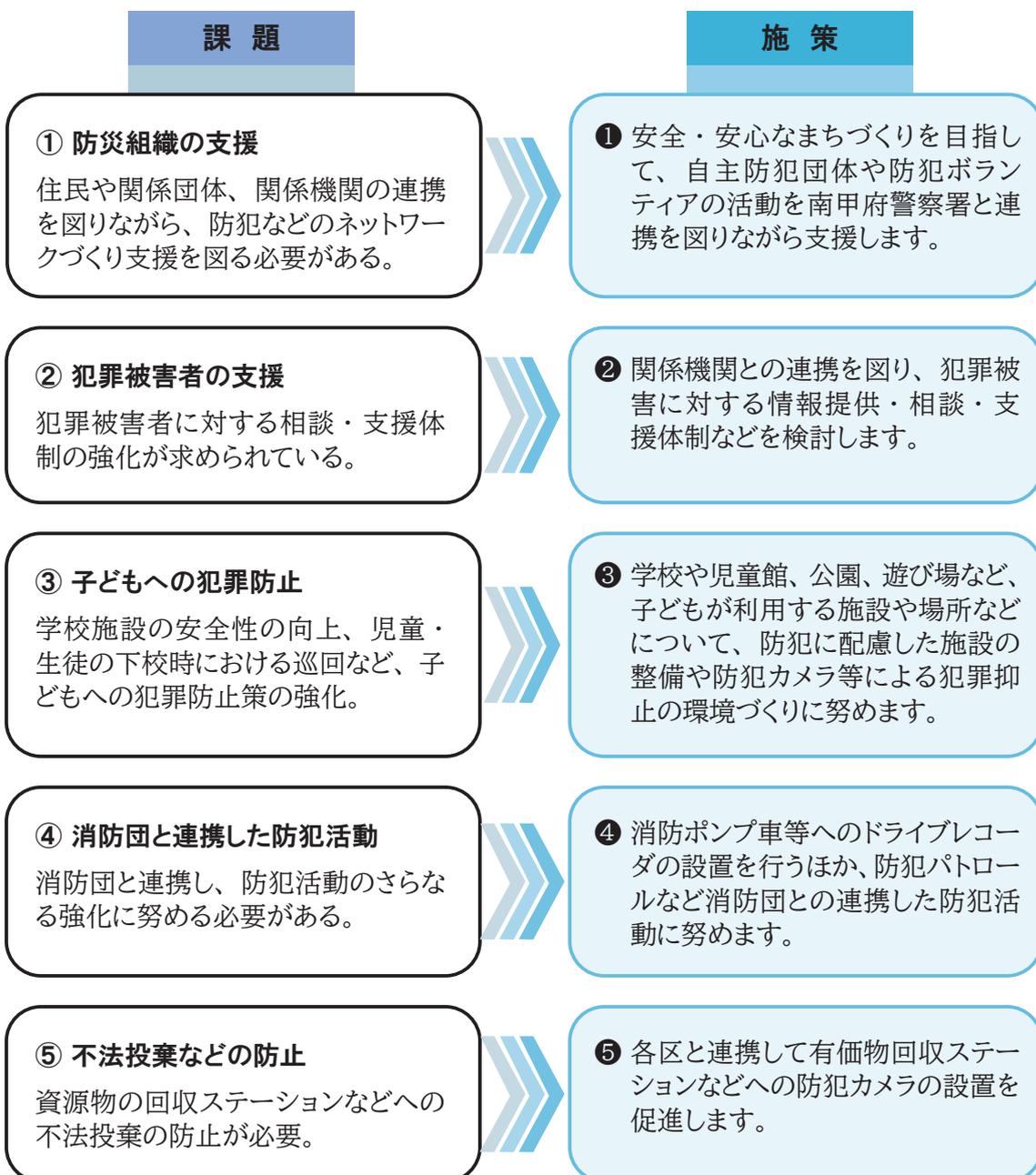
防犯対策では、地域住民の関心や住民一人ひとりの防犯意識の高揚が重要となることから、地域との連携や広報などによる啓発活動を推進することが求められます。

さらに、住民や企業の協力なども得ながら、防犯パトロールを強化すると同時に、防犯灯の設置促進や防犯の視点に配慮した公園整備など、犯罪の起こりにくい地域環境の整備を図ることが求められます。

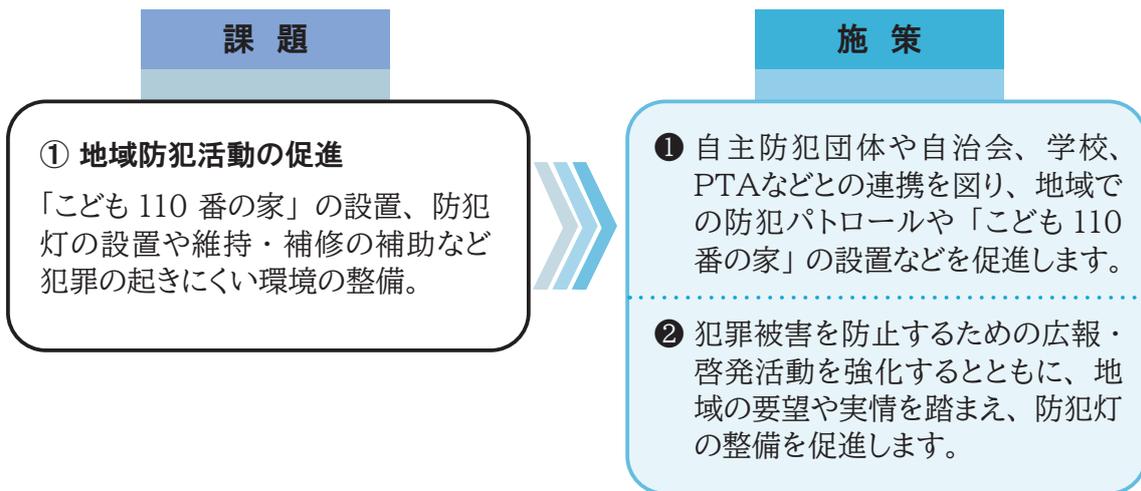
<施策方針>

関係機関や防犯団体との連携を図り、まちぐるみで防犯体制を強化するとともに、地域や学校、企業の協力を得ながら、防犯パトロールなどの防犯活動を推進します。また、防犯灯の計画的な設置や公共施設などの安全対策を進め、犯罪の起こりにくい地域環境の整備に努めます。

(1) 防犯体制の強化



(2) 防犯活動の促進



昭和町における刑法犯認知件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	268	191	164	192	224

山梨県の犯罪統計

2 消費者保護の充実

<現況>

高齢者や若年者を対象とした架空請求詐欺や投資詐欺、悪質商法に関するトラブルが増加しています。また、犯罪の手口も携帯端末やネットバンキングを利用するものなど多様化の傾向にあり、今後ますます消費者保護に関する施策の充実が求められています。

本町は、消費者庁がすすめる地方消費者行政の施策に基づき、広報誌やホームページ、防災行政無線を活用し、架空請求詐欺や投資詐欺、悪質な訪問販売、インターネットに関連した詐欺など、被害の広がる犯罪についての情報提供に努めています。

また、消費者保護に関するチラシを配布するなど、関係機関の協力を得ながら、被害防止に向けた広報・啓発活動を積極的に進めています。

今後も、消費者問題についての広報・啓発活動の強化に努めると同時に、山梨県県民生活センターや消費生活協力員など関係機関との連携を図りながら、消費生活についての相談・指導体制を強化し、トラブルの解決や未然防止に努める必要があります。

<施策方針>

消費生活に関する広報・啓発活動や情報提供に努めるとともに、山梨県県民生活センターなどとの連携を図りながら、消費生活についての相談・指導体制の強化を図ります。

(1) 情報提供の促進

課題

① 消費活動に関する啓発活動の推進

広報誌やホームページ、防災行政無線を活用し、架空請求詐欺や投資詐欺、悪質な訪問販売、インターネットに関連した詐欺などの犯罪被害防止に向けた広報・啓発活動を積極的に進める必要がある。

施策

- ① 広報・啓発資料の配布やホームページなどを通じて、契約や商品に関する知識の周知を図るほか、犯罪被害やトラブルの未然防止に努めます。
- ② 生涯学習などの機会を活用し、安全な消費生活や消費者保護に関する情報提供、研修機会の提供に努めます。
- ③ 山梨県県民生活センターなどとの連携を図り、安全な暮らしや消費者被害情報などに関する情報把握に努めるとともに、広報誌やホームページなどによる情報提供に努めます。

(2) 消費者相談の充実

課題

① 消費者保護の推進

消費者問題についての広報・啓発活動の強化に努めると同時に、山梨県県民生活センターや消費生活協力員など関係機関との連携を図りながら、消費生活についての相談・指導体制を強化し、トラブルの解決や未然防止に努める必要がある。

施策

- ① 消費生活相談などの充実を図るとともに、消費生活協力員の研修機会や情報交換の機会を拡充します。
- ② 山梨県県民生活センターなどとの連携を図り、複雑な問題や苦情などに対する相談・指導に努めます。

1 包括的な公共施設再編の推進

<現況>

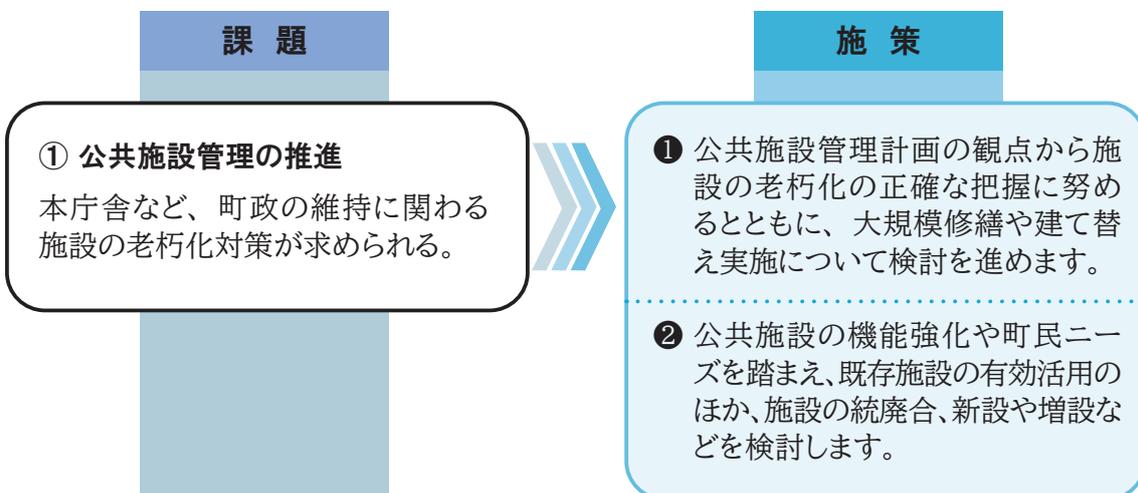
現有する公共施設は、役場庁舎、総合会館、中央公民館、町営住宅など26棟の建物のほか、公園などがあります。本町は、市町村合併をしていないため、合併自治体と比較して効率的な公共施設の維持管理が可能となっています。しかしながら、建築から30年以上を経過している建物が約3割となり、今後10年間では5割を超える状況です。

こうした状況を踏まえて、令和5年3月に昭和町公共施設等総合管理計画を改訂しました。計画に基づき、町民ニーズや既存施設の有効活用なども含めた計画的な公共施設の再編を推進していく必要があります。また、使用料や利用料を改定するなど、現況に応じた対応が求められています。

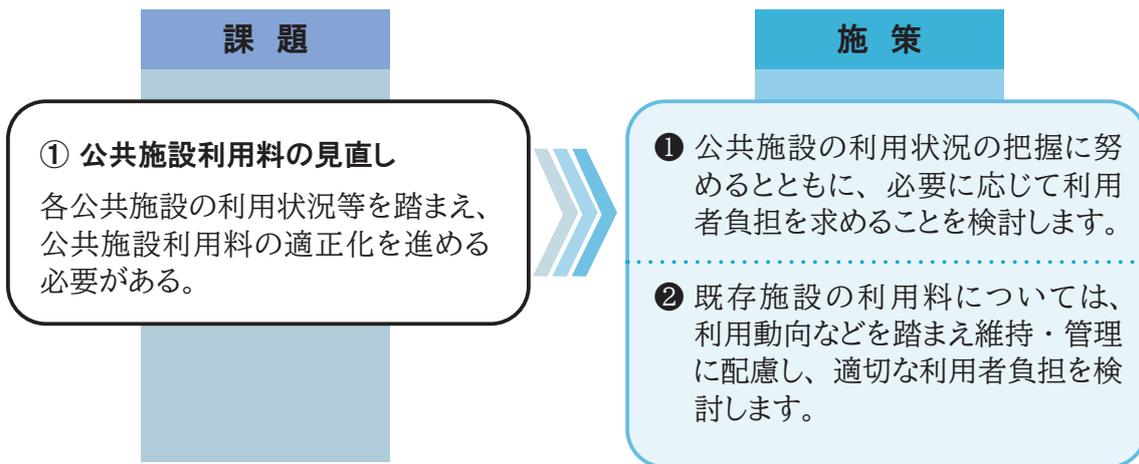
<施策方針>

町内にある公共施設について、公共施設管理計画や長寿命化計画、地域防災計画など、施設管理に係る各種関連計画の趣旨に基き、社会的なニーズ等についても十分勘案した上で、今後のあり方を検討して行きます。

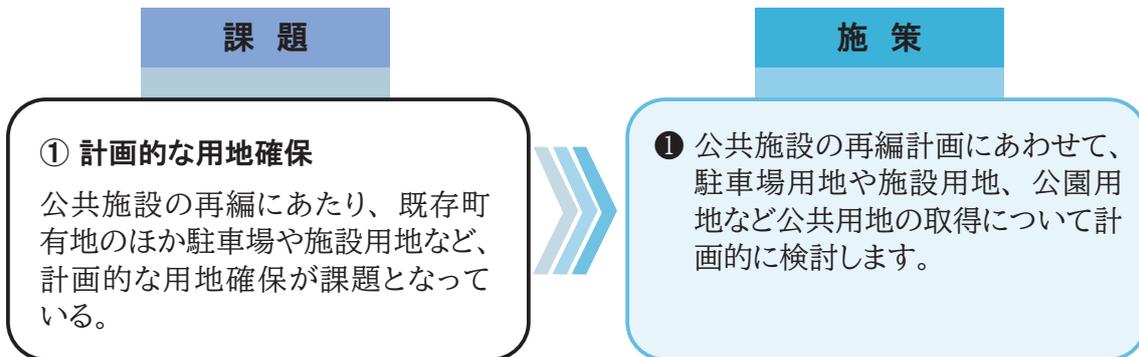
(1) 公共施設再編の検討



(2) 公共施設利用料の検討



(3) 計画的な用地確保の検討



第6章

参画と交流の町を目指す

第1節

住民主役のまちづくりの推進

1 公聴・広報体制の整備

<現況>

本町の広聴活動では、町民意見提出制度や「町長との語らいのとき」を設定し、町政への意見や要望の把握を行うとともに、パブリックコメントなどを行っています。

広報活動については「広報しようわ」を月1回、「議会だよりしようわ」を年4回程度発行しているほか、事業内容に応じて担当課・係で広報物の配布を行っています。

あわせて、ホームページやSNSの活用などにより、最新情報の提供に努めています。

今後も、情報公開条例や個人情報保護条例等に基づき個人の権利・利益を保護しつつ、情報の適切な管理と公開に努める必要があります。

さらに、ホームページやSNSの有効活用を進めるほか、まちづくりの課題やテーマに応じて、効率的で、効果的な公聴・広報システムの構築を図ることに努める必要があります。

特に、地方分権社会においては、まちづくりの主役である住民が「自ら考え自ら行動する」ことが基本となることから、政策形成過程における積極的な情報公開や意見の収集機会を拡大し、住民と行政とのパートナーシップの形成を目指す必要があります。

<施策方針>

わかりやすく、親しみやすい公聴・広報に努めるとともに、情報社会に対応した公聴・広報システムの構築を進めます。また、個人情報の保護に配慮しながら、積極的な情報公開や意見収集に努め、住民と行政とのパートナーシップの形成を目指します。

(1) 公聴活動の充実

課題

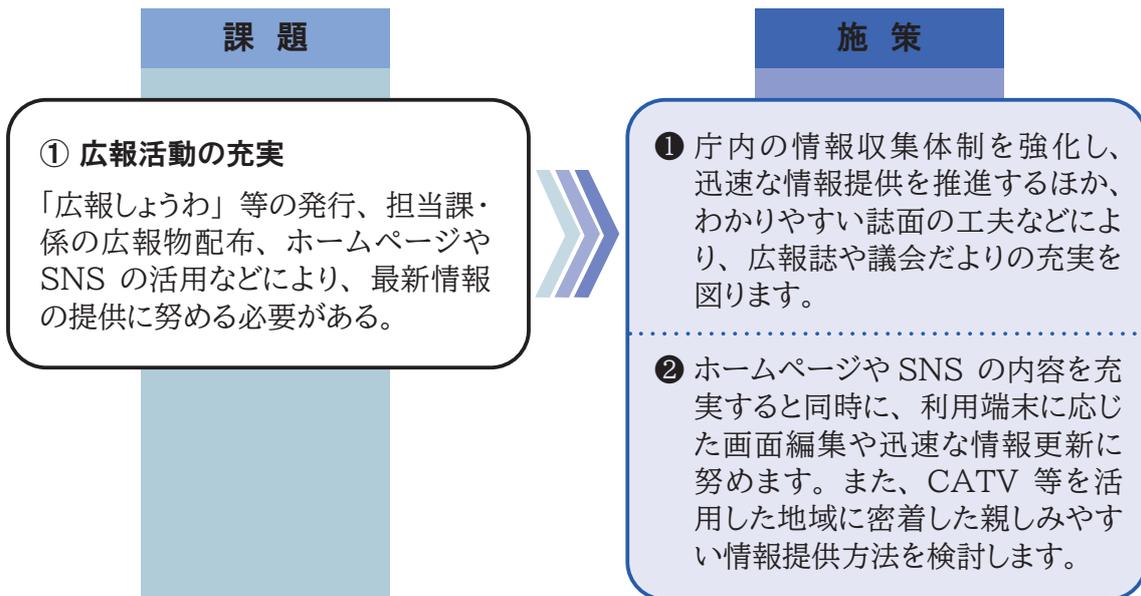
① 住民意見の町政への反映

住民意見提出制度「ひとりの声」や「町長との語らいのとき」などを設定し、町政への意見や要望の把握を行うとともに、パブリックコメントなどで住民意見を収集することが必要。

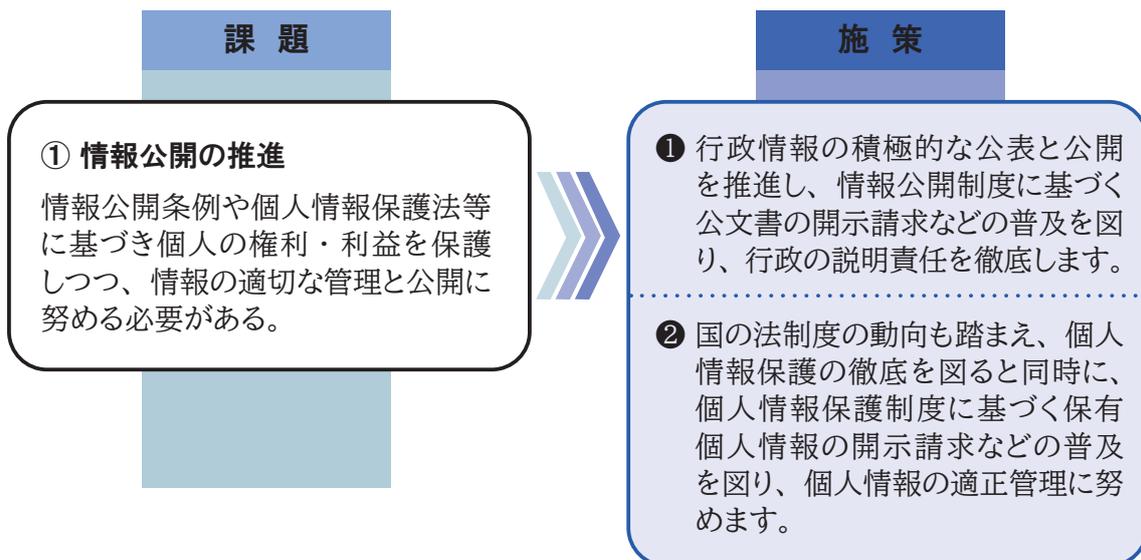
施策

- ① アンケートや各種委員会、審議会、説明会などの機会を活用し、政策などについての公聴活動を進めます。
- ② 各種団体の定例会などの機会を通じて住民意向の把握に努め、町政に対する意見や要望、提言を幅広く把握します。

(2) 広報活動の充実



(3) 情報公開の推進



2 まちづくり推進体制の充実

<現況>

今日のまちづくりでは、住民と行政がともに役割を担い合いながら進める協働型のまちづくりが期待されています。このようなまちづくりを進める上では、住民が地域に愛着と誇りを持って、自発的に参加することができる機会や体制づくりを進める必要があります。

本町では転入者の増加が続き、町に対する愛着感や定住意向は高いものの、既存のまちづくり活動の担い手となる組織は高齢化や人員不足の状況が見られる事から、様々な機会を活用してまちづくり活動への参加を促進する必要があります。

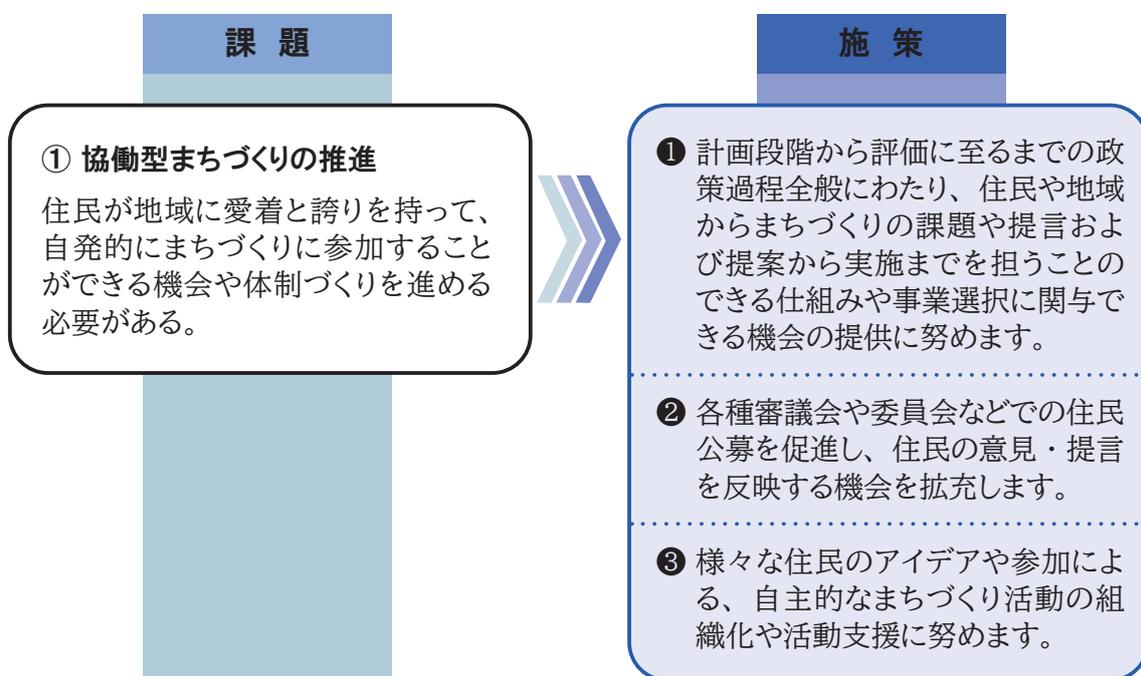
平成10年に特定非営利活動促進法が施行されたことを契機として、全国的にまちづくりにかわる非営利活動団体（NPO 法人）が設置され、従来、主に行政が担ってきた分野において、住民が主体的に活動する動きもみられます。町内においても、福祉分野などでNPO 法人が活躍していることから、今後、住民のまちづくりへのより積極的な参加に向けて、情報提供や活動の支援に努める必要があります。

さらに、まちづくりについて考え、自ら企画し、活動できる機会を拡充し、まちづくりグループの育成を図ることなども期待されます。

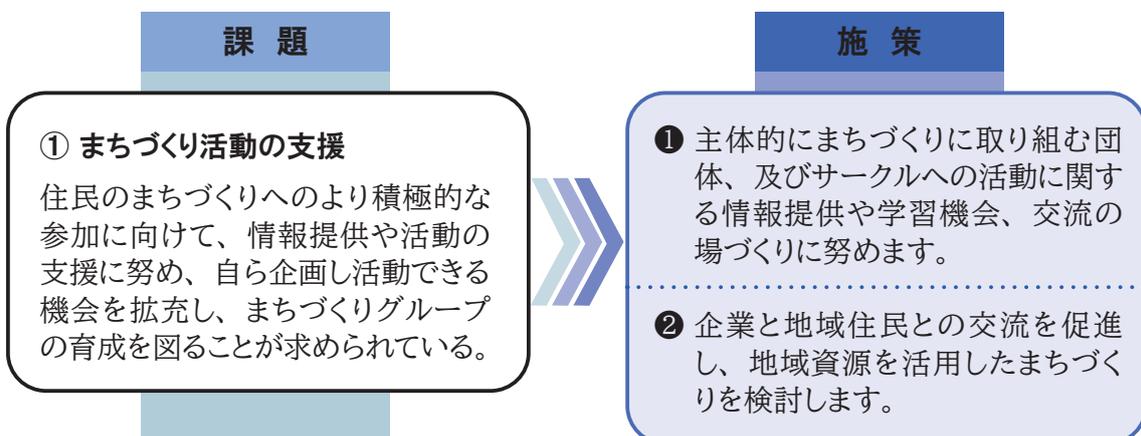
<施策方針>

住民のまちづくりへの参画意識の醸成に努めるとともに、まちづくりについて考え、参加できる機会の拡充に努めます。また、住民のまちづくりへの主体的な取り組みを支援します。

(1) 協働型まちづくり体制の確立



(2) まちづくり活動の支援と人材の育成



3 人権尊重と男女共同参画の推進

<現況>

国際化・情報化・高齢化等に伴い、生命・身体の安全にかかわる問題や、社会的身分・人種・民族・信条・性別・障がい等による不当な差別、その他の人権侵害が存在し、新たな課題も生じてきています。

本町は、これまで学校教育や社会教育などを通じて、人権教育の推進に努めているほか、国の人権擁護委員などとの連携により、人権問題に関する啓発活動を進めています。

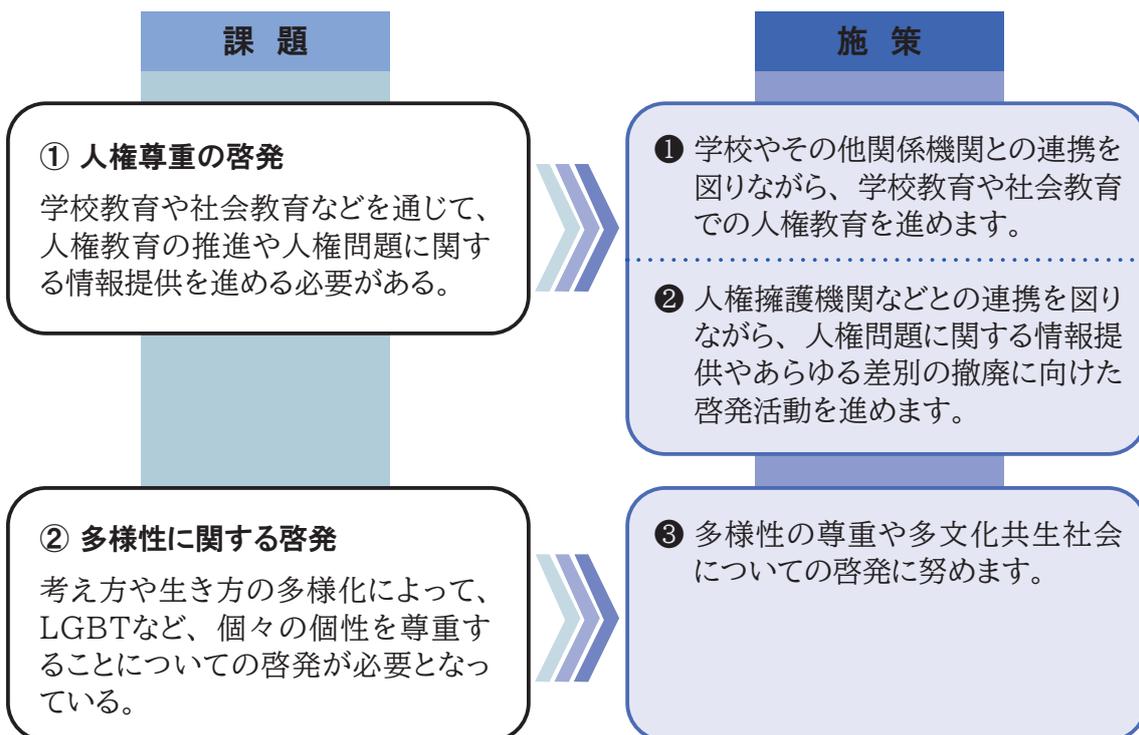
平成11年に制定された男女共同参画社会基本法の浸透や男女の役割意識の変化などにより、女性のライフスタイルは変容し、女性は様々な分野で活躍しています。しかし一方では、家事や介護、子育ての負担や女性雇用など、女性の社会参加に向けて解決すべき課題も残っています。

本町では、令和4年度に男女共同参画プラン「共に生き活き輝け昭和」を策定し、昭和町男女共同参画推進委員協力のもと、男女の性別に関わらずそれぞれの人権を尊重しながら、その能力を最大に発揮する地域づくりに努めています。今後も、男女共同参画プランの着実な推進を図ると同時に、適時評価、見直しを行いながら、総合的な施策の展開を図る必要があります。

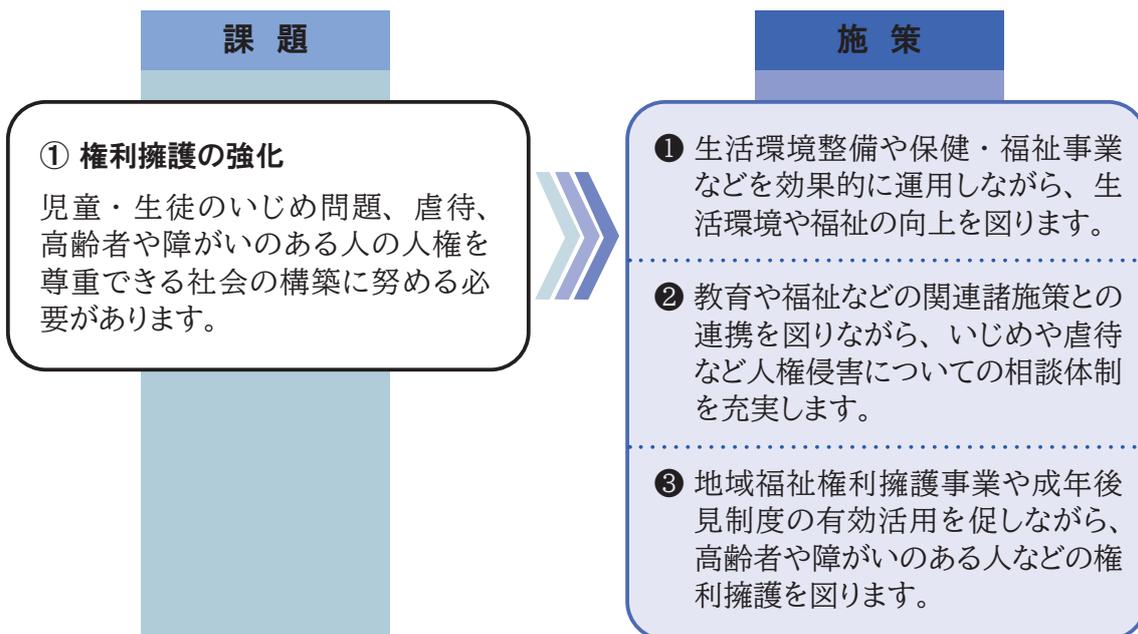
<施策方針>

人権についての総合的な教育・啓発を推進し、家庭や学校、地域、職域での人権尊重の理念の普及、定着に努めます。また、男女共同参画プランの着実な推進と評価、見直しを行いながら、男女共同参画のまちづくりに向けた取り組みを推進します。

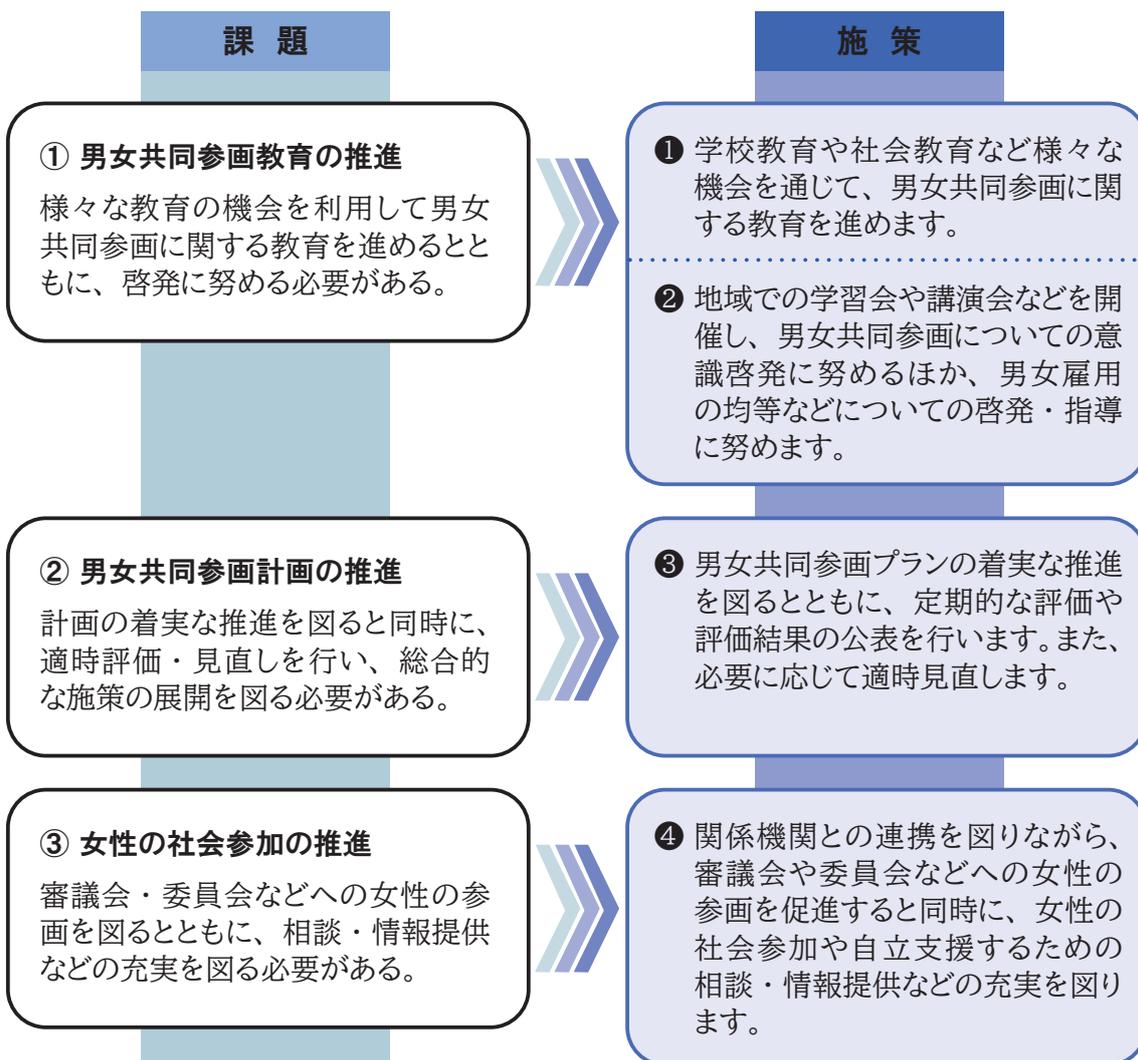
(1) 人権尊重に向けた啓発の推進



(2) 権利擁護の強化



(3) 男女共同参画意識の啓発



1 コミュニティ活動の促進

<現況>

本町の自治会組織は12地区から構成され、町の広報誌等の配布など、行政運営における大きな役割を担っています。各地区の様々な行事なども自主的に運営し、地域住民の暮らしの中心的な場として大切な役割を果たしています。

現在、自治会はコミュニティと行政とのパイプ役を果たしていますが、近年の都市化や生活スタイルの多様化に伴い、住民の地域への関わり方が変化し、自治会組織への参加が低下してきています。今後もこうした傾向は一層強まることが予想されます。しかしながら、防犯・防災活動においては、今まで以上に自治会組織の役割が重要になると考えられ、様々な機会を活用して住民相互の交流を促進する必要があります。

また、地域の自主性に配慮しながら、コミュニティと行政との役割分担などを検討し、安全で安心して暮らせる地域づくりに向けて、コミュニティ活動を促進する必要があります。

そのため、地域での活動拠点の確保や行政区と行政の連携強化など、住民の主体的な活動を促進するための条件整備に努める必要があります。

<施策方針>

地域での住民相互の交流を促進しながら、地域のニーズに密着した様々なコミュニティ活動を支援します。また、コミュニティ活動の拠点となる施設・設備の計画的な整備・充実や自治会と行政との連携強化を図り、地域の主体的なまちづくりに努めます。

(1) 自主的な地域活動の促進

課題

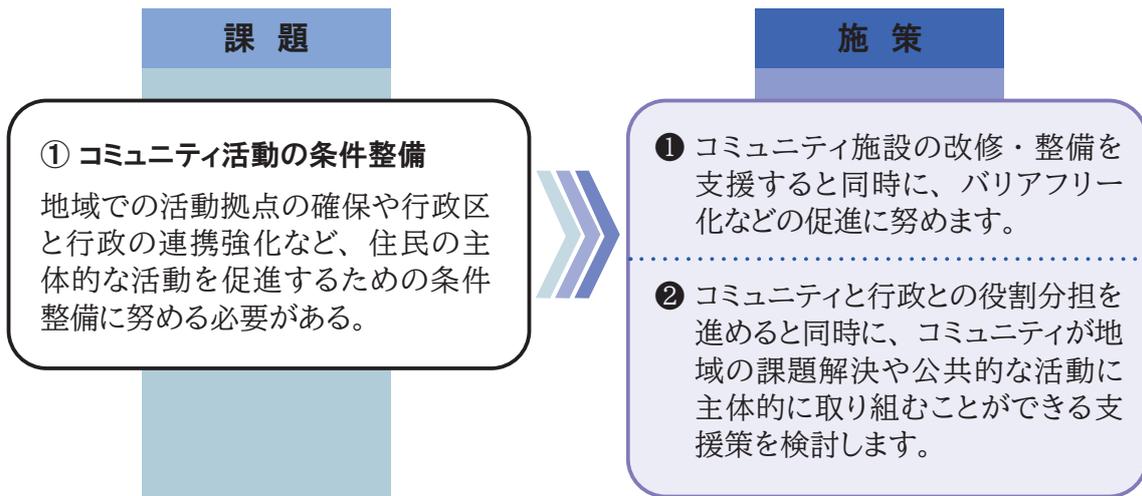
① 自主的な地域活動の促進

自治会活動・コミュニティ活動等の支援を行い、自主的な地域活動の促進を図る必要がある。

施策

- ① 自治会活動等の活性化や支援を通じて、住民相互の交流を促進すると同時に、地域課題を解決するための自主的な活動を支援します。
- ② 福祉活動や学習・スポーツ、環境美化、防犯・防災など、様々な分野やテーマでのコミュニティ活動を支援します。
- ③ 地域活性化一括交付金により、地域の個性を活かした特色あるまちづくりを支援します。
- ④ 高齢者等の居場所づくりや生きがいづくりなどのコミュニティ活動を支援します。

(2) コミュニティ活動の条件整備



2 多様な交流の促進

<現況>

本町の国際交流では、任意団体である「昭和町国際交流を進める会」が中心的な役割を担っており、ボランティアによるレクリエーションや外国語教室などを開催し、交流事業などを展開しています。

本町の在住外国人は、700人台で推移し、人口の約3.5%を占めています。地域における外国人との交流は、異なる文化や生活習慣を理解する上で大切な役割を果たします。今後も、在住外国人との交流を促進すると同時に、外国語表記の拡大や通訳ボランティアの育成など、外国人に配慮した環境整備を行い、住民主体の国際交流を支援します。

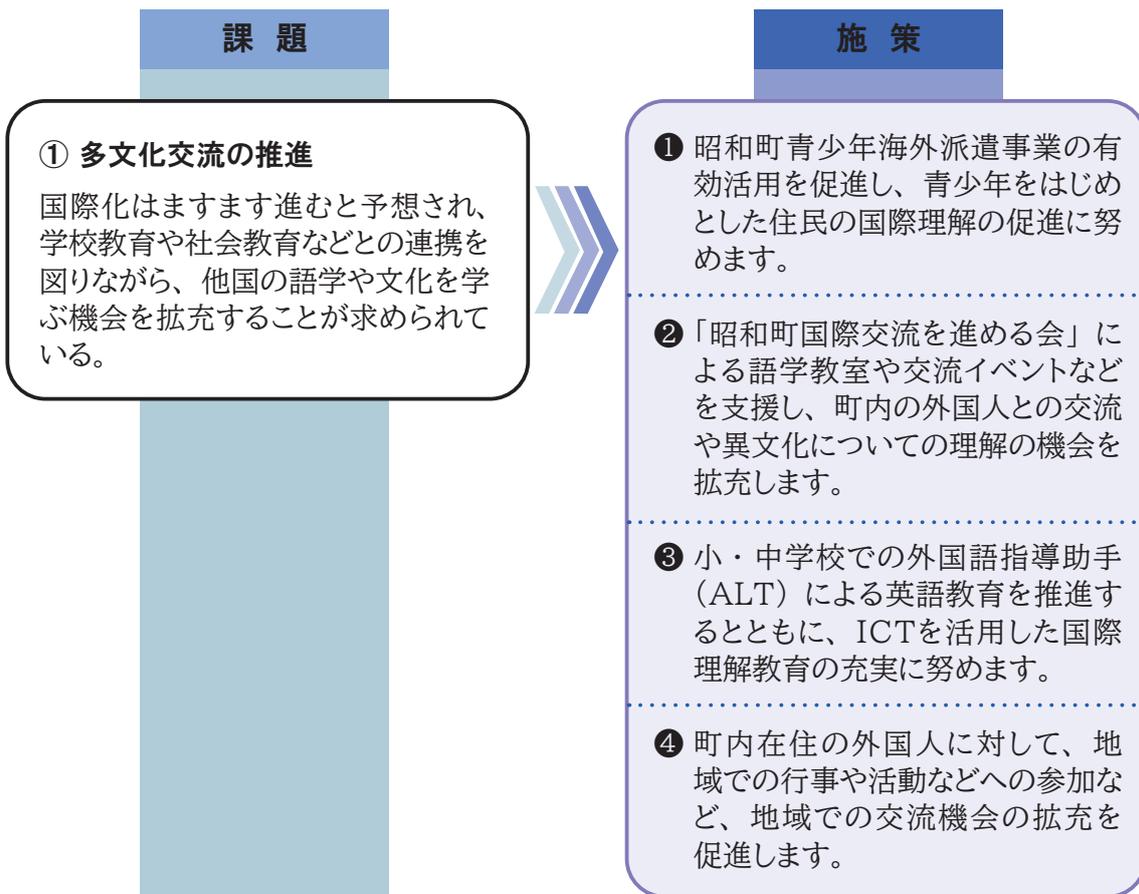
本町は民間業務委託による外国語指導助手（ALT）を採用し、町内の小・中学校での語学や文化を学ぶ機会を提供するとともに、青少年海外派遣事業を実施し、国際感覚を備えた人材の育成に努めています。

今後、国際化はますます進むと予想されます。学校教育や社会教育などと連携を図りながら、外国語や文化を学ぶ機会を拡充することが求められます。

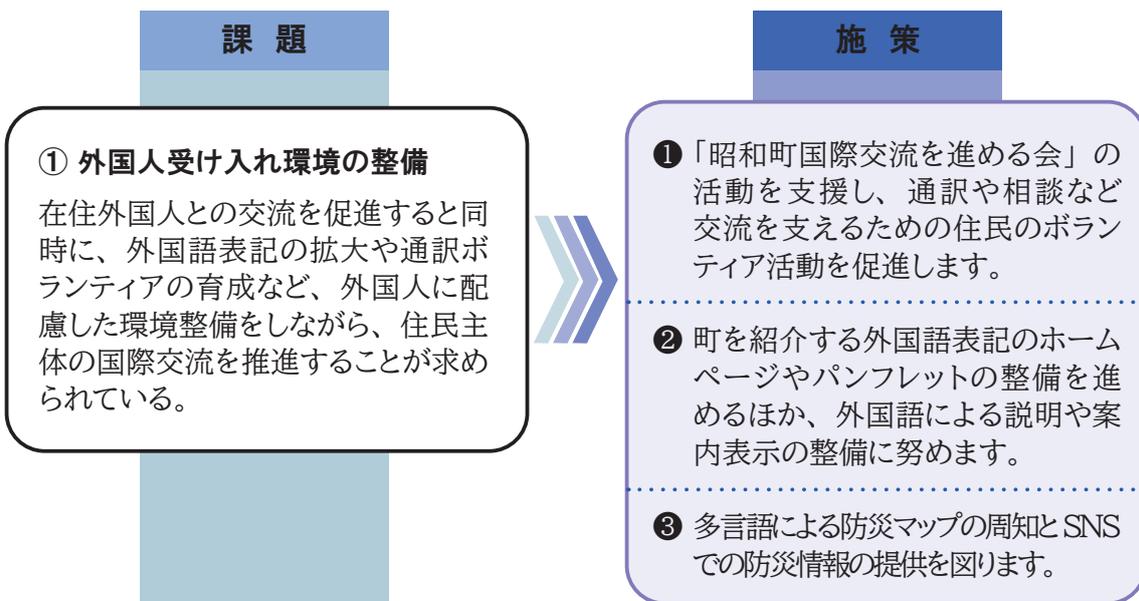
<施策方針>

住民の国際理解についての学習機会を拡充するとともに、住民主体の国際交流を促進します。また、地域の交流資源を活用し、国内外との交流を推進するための体制づくりを進め、多様な交流機会の創出に努めます。

(1) 国際理解の促進



(2) 外国人の受け入れ環境の整備



町内外国人登録者数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
登録者数	733	747	732	785	745

町民窓口課（各年12月31日現在）

1 行政運営の充実

<現況>

国では地方分権と行財政改革の方針のもと、三位一体の改革を進め、地方交付税の見直しや国庫補助負担金の改革などを進めてきました。

一方で、少子高齢社会への対応や住民ニーズの多様化などを背景に、行政ニーズは複雑化し、行政の対応する領域も拡大しています。

そのため、組織・機構の見直しや職員研修の充実、事務事業の適時見直しなどを進め、利用者のニーズを踏まえた効率的な行政サービスの提供を図っています。

本町は、平成17年度に行財政改革審議会や行財政改革推進本部を設置し、直面した課題や中長期的に取り組む課題を整理し、4次に渡る行財政改革計画として推進してきました。今後は、第5次行財政改革大綱などにより、事務事業の見直しや行政サービスの負担の再検討などを進め、人材育成と財政の健全化を図り、新たな行政ニーズへの対応と持続的な発展に向けた体制づくりを進める必要があります。

さらに、職員研修による政策形成能力の向上や職員配置の適正化などを進め、新たな行政課題への対応力を高めることが求められます。加えて、まち・ひと・しごと創生法に基づくデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定・推進し、持続可能な成長と選ばれるまちづくりを行うとともに、公共施設の再編計画を着実に進める必要があります。

<施策方針>

行財政改革大綱に基づき、行政課題の変化に応じた組織・機構の見直しを進めるとともに、協働政策評価や職員研修の充実などにより、行政のマネジメント機能の強化や職員の政策形成能力の向上に努めます。加えて、デジタル田園都市国家構想総合戦略のほか、地方創生の取り組みを推進し、魅力あるまちづくりを図ります。また、役場庁舎をはじめ、公共施設の再編を進めます。

(1) 住民サービスの向上

課題

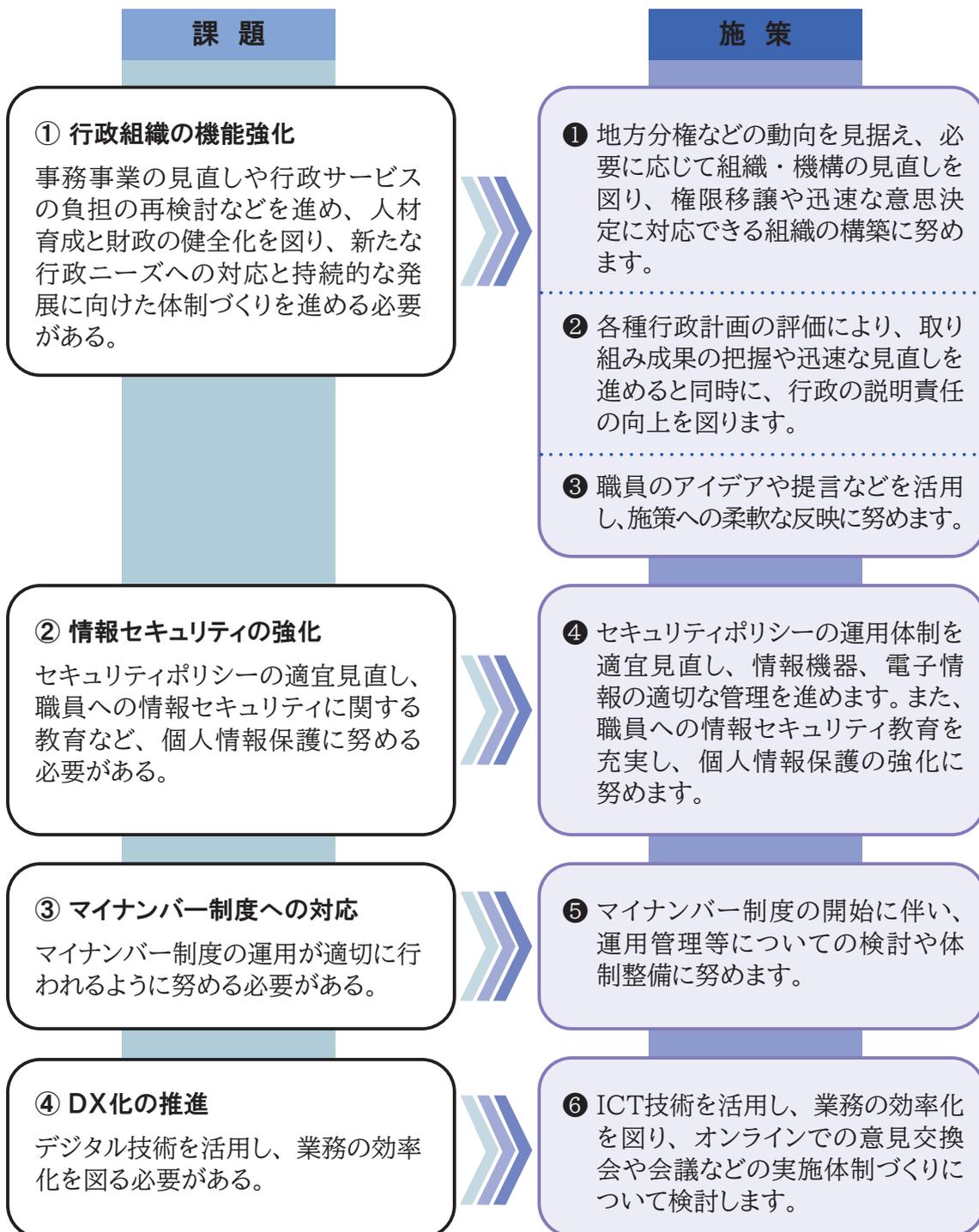
① 住民サービスの向上

組織・機構の見直しや職員研修の充実、事務事業の適時見直しなどを進め、利用者のニーズを踏まえた効率的なサービスの提供を図る必要がある。

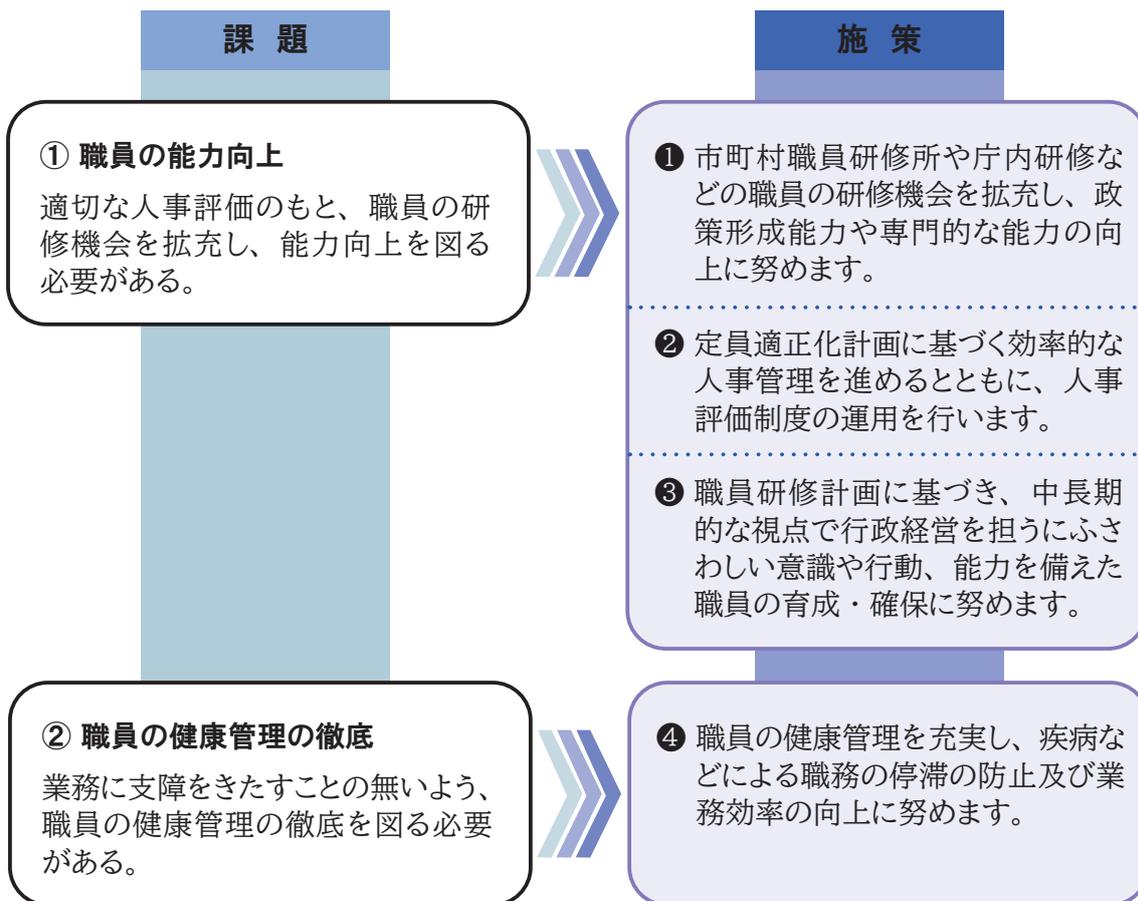
施策

- ① 手続きの簡素化や権限移譲に伴う職員の総合的な相談対応力を強化し、窓口サービスの向上に努めます。
- ② 職員の接遇の向上や施設環境の改善に努め、住民に親しみやすい役場づくりを進めます。

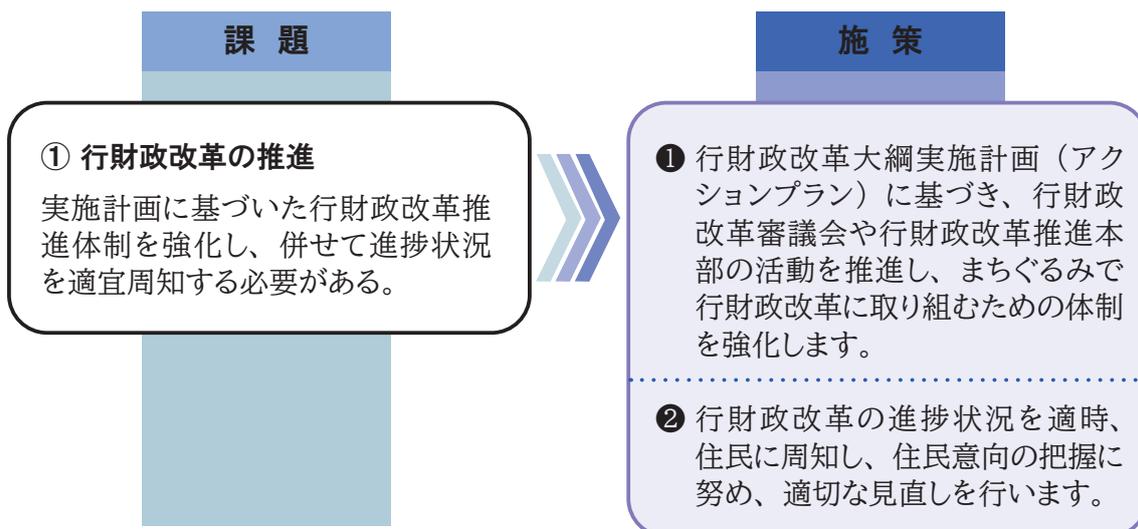
(2) 行政組織の機能強化



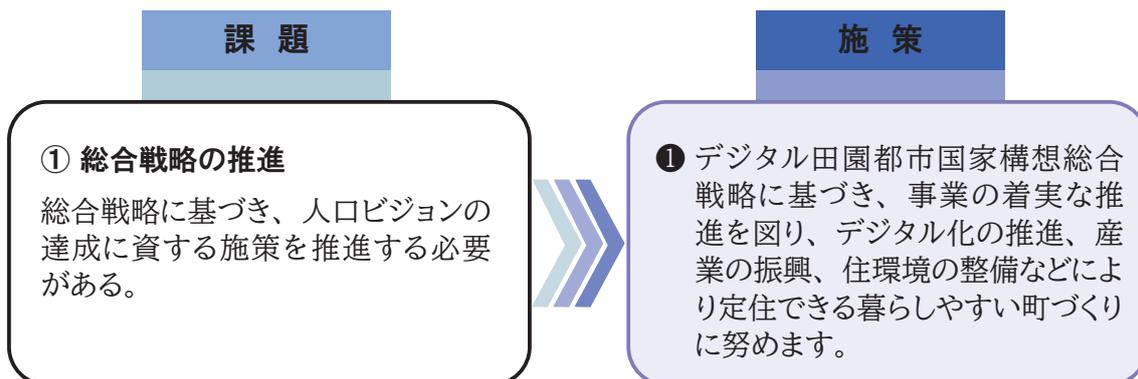
(3) 職員研修と人事管理の充実



(4) 行財政改革の推進体制の強化



(5) 地方創生への取り組み



2 健全な財政運営の推進

<現況>

本町では、交通立地の良さを活かし、国母・釜無の両工業団地の整備や土地区画整理事業などによる宅地形成により、安定した財政運営を維持してきました。

しかし、厳しい経済状況を背景に、以前のような大幅な税収増は期待できない一方で、扶助費や公債費の義務的経費の増加、福祉・環境、防災対策、教育施策で新たな支出の増加など、今後も財政支出の増大は避けられない状況にあります。加えて、令和2年からの新型コロナウイルス感染症対策としての緊急的財政支出等もあり、今後に向けて財源確保は重要な課題となります。

このような状況の中で、本町は、地域力活性化交付金制度を導入するなど補助金制度の一部見直しや業務の民間委託、公共施設の管理・運営方法などの検討を進めています。

今後も人口増加に対応した都市基盤整備や生活環境整備、地方分権に伴う財政負担の増加が想定されることから、財政運営のさらなる効率化に向けての取り組みが求められています。

行政サービスにおける受益者負担の見直しやまちづくりにおける住民と行政との役割分担などを進めながら、財政基盤の強化に努める必要があります。

<施策方針>

行財政改革の推進を図り、事業の費用対効果を踏まえた事業採択、歳出削減のためのコスト管理の徹底を図ります。また、住民と行政との役割分担や受益者負担の適正化などを進め、収納体制を強化し、財源確保に努め健全で安定的な財政運営を進めます。

(1) 計画的で効率的な財政運用

課題

① 効率的な予算編成

施策全体を見通した効率的な予算編成に取り組むことが必要。

② 行政運営の透明性の確保

効率的で透明性の高い行政運営に務め、予算編成の方法についての検討が求められている。

③ 自主財源の確保

ふるさと納税やクラウドファンディング、ネーミングライツなどを活用した自主財源確保の方策を検討する必要がある。

施策

① 総合計画や各種計画と連動した予算編成を徹底するとともに、施策全体の整合性や事業の連携を考慮した効率的な予算編成を行います。

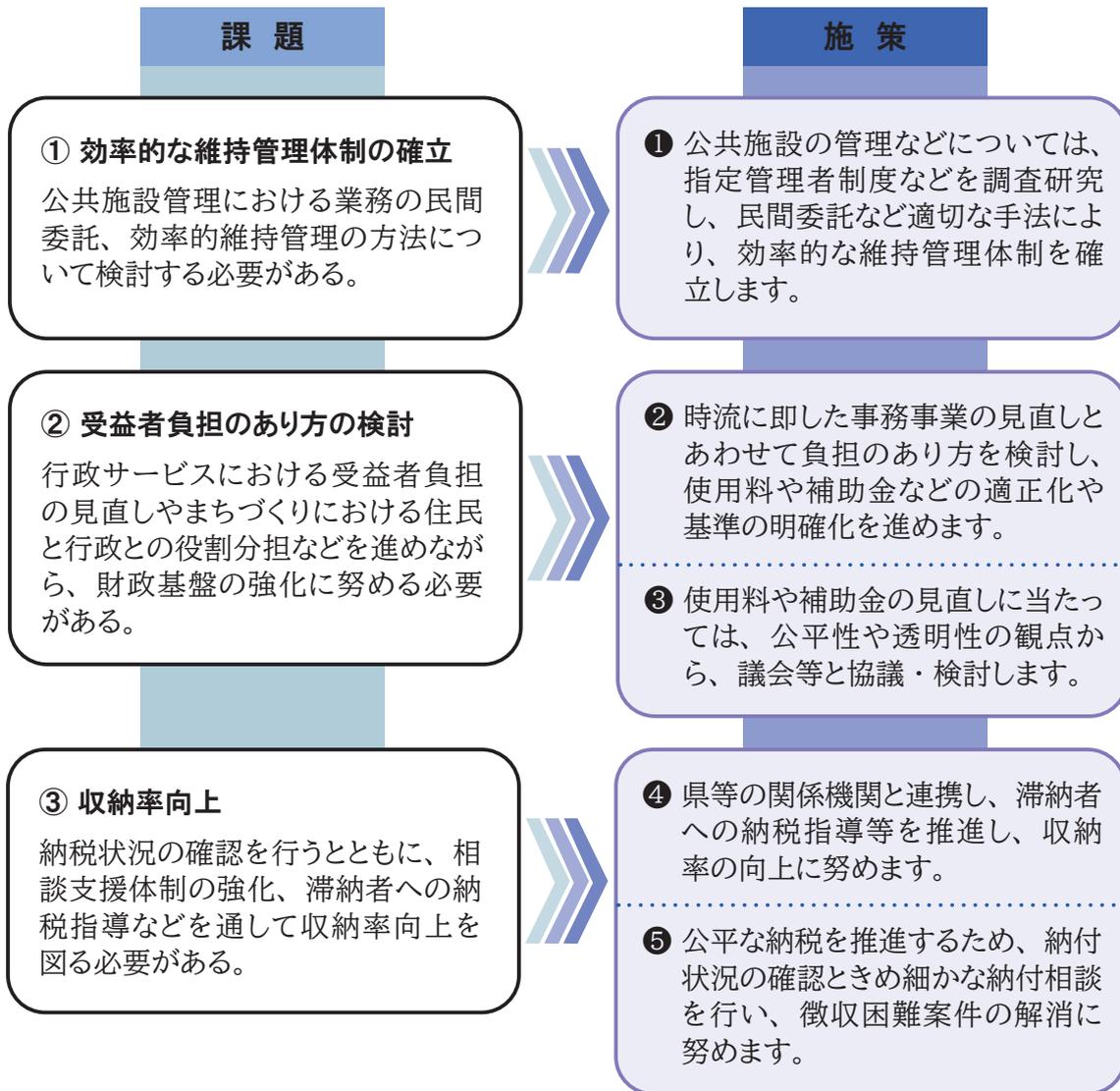
② 効率的で透明性の高い行政運営を推進するほか、事業の費用と成果・効果なども考慮した予算編成について研究・検討します。

③ 地方税財政制度改革や補助制度などの動向を総合的に勘案し、財政運用の指針を明確にして投資効果の高い財政運用に努めます。

④ 町内の事業者や関係機関と連携しながら、ふるさと納税制度の運営体制を充実するなど自主財源の確保を図ります。

⑤ ネーミングライツ制度の創設により、企業等の広告の機会を拡大するとともに、新たな財源確保の手法の拡充により、安定した財源基盤の維持を図ります。

(2) 経費節減と受益者負担の適正化



3 広域連携の推進

<現況>

社会経済の変化や道路・交通網の整備に伴い、住民の生活行動や経済活動は広域化、複雑化しています。そのため、効率的な行政運営の観点からも、周辺自治体との広域的な連携が不可欠となっています。

本町は現在、甲府地区広域行政事務組合や中巨摩地区広域事務組合、三郡衛生組合、山梨西部広域環境組合、県央ネットやまなしなどに参画し、事務事業の広域的な調整や効率的な事業の運営などに努めています。

本町は、自律したまちづくりを進めていますが、地方分権が進む中で、広域的な連携により、共通の行政課題に対応する必要性はますます高まると想定されます。

そこで、地方制度調査会の動向などを踏まえ、各自治体の役割や機能を明確にしながら、新たな広域ネットワークの形成や広域的連携事業の可能性を検討する必要があります。

<施策方針>

広域事務組合の組織・機能や構成、自治体相互の連携を強化するとともに、時代に即した新たな広域連携事業を模索し、地域の活性化を図ります。

(1) 広域行政の推進

